

第 1 回臨時会

令和 4 年 1 月 14 日開会

令和 4 年 1 月 14 日閉会

第 2 回定例会

令和 4 年 3 月 1 日開会

令和 4 年 3 月 22 日閉会

三股町議会同議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第1回臨時会

○1月14日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第1号及び報告第1号の一括上程	4
日程第4	質疑	8
日程第5	討論・採決	10

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和4年 第1回臨時会 (1月)	議案第1号	令和3年度三股町一般会計補正予算 (第9号)	原 案 決 可	1月14日

◎第2回定例会

○3月1日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	17
日程第2	会期決定の件について	17
日程第3	令和4年度施政方針表明	18
日程第4	議案第2号から議案第28号までの27議案、諮問1件及び報告2件一括上 程	27
日程第5	文教厚生常任委員会委員の選任	38

○3月3日（第2号）

追加日程第1	懲罰動議	47
追加日程第2	懲罰動議	50

○3月7日（第3号）

日程第1	懲罰特別委員会中間報告	54
------	-------------------	----

追加日程第1	懲罰動議	57
追加日程第2	重久議長に対する不信任の動議について	62
追加日程第3	仮議長について	63
追加日程第4	発議第1号について	63
○3月8日(第4号)		
日程第1	一般質問	66
	4番 楠原 更三君	66
	6番 池邊 美紀君	78
	2番 堀内 和義君	90
	10番 上西 祐子君	100
○3月9日(第5号)		
日程第1	一般質問	114
	1番 田中 光子君	114
	8番 内村 立吉君	127
○3月10日(第6号)		
日程第1	追加議案第29号及び議案第30号の取扱いについて	142
日程第2	総括質疑	143
日程第3	常任委員会付託	144
追加日程第1	議案第29号及び議案第30号の一括上程	144
追加日程第2	質疑・討論・採決(議案第29号及び議案第30号)	145
○3月22日(第7号)		
日程第1	追加議案第31号の取扱いについて	155
日程第2	常任委員長報告	155
日程第3	質疑(議案第2号から第28号までの27議案)	164
日程第4	討論・採決(議案第2号から第28号までの27議案)	164
日程第5	質疑・討論・採決(諮問第1号)	175
追加日程第1	発議第2号上程	176
追加日程第2	質疑・討論・採決(発議第2号)	176

追加日程第3	議案第31号上程	177
追加日程第4	質疑・討論・採決（議案第31号）	177
日程第6	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	179
日程第7	閉会中における議会運営委員会の活動について	179
日程第8	閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について	179
日程第9	閉会中における懲罰特別委員会の活動について	180
日程第10	議会正常化調査特別委員会の経過報告	180
追加日程第5	町長選挙に合わせ議会を自主解散する動議	183

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第2回定例会 (3月)	議案第2号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第10号））	原案承認	3月22日
〃	議案第3号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第11号））	原案承認	3月22日
〃	議案第4号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第12号））	原案承認	3月22日
〃	議案第5号	三股町課設置条例の一部を改正する条例	原案決	3月22日
〃	議案第6号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案決	3月22日
〃	議案第7号	三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例	原案決	3月22日
〃	議案第8号	三股町消防団条例の一部を改正する条例	原案決	3月22日
〃	議案第9号	三股町第5地区防災センターの設置及び管理に関する条例	原案決	3月22日
〃	議案第10号	三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案決	3月22日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第2回定例会 (3月)	議案第11号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月22日
〃	議案第12号	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月22日
〃	議案第13号	令和3年度三股町一般会計補正予算 (第13号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第14号	令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第15号	令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第16号	令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第17号	令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第18号	令和4年度三股町一般会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第19号	令和4年度三股町国民健康保険特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第20号	令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第21号	令和4年度三股町介護保険特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第22号	令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第23号	令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月22日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第2回定例会 (3月)	議案第24号	令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第25号	令和4年年度三股町公共下水道事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第26号	令和4年度三股町水道事業会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第27号	町道路線の廃止について	原案 可決	3月22日
〃	議案第28号	町道路線の認定について	原案 可決	3月22日
〃	議案第29号	副町長の選任について	原案 同意	3月10日
〃	議案第30号	教育委員会教育長の任命について	原案 否決	3月10日
〃	議案第31号	教育委員会教育長の任命について	原案 同意	3月22日
〃	発議第1号	ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議	原案 可決	3月7日
〃	発議第2号	三股町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月22日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原案 適任	3月22日
〃	報告第2号	教育に関する事務事業の管理及び執行状況の点検・評価の報告について		
〃	報告第3号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	楠原 更三	1 ふるさと納税について	<ul style="list-style-type: none"> ① ふるさと納税の現況 ② 本町のこれまでのふるさと納税の出と入の状況 ③ 激減した令和2年度の原因と3年度の具体的な取組状況 ④ 次年度のふるさと納税の目標と取組方針 	町 長
		2 三股の魅力について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町の観光HPの充実を <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光HPはどのような人々を対象としているか。 (2) 掲載内容の更新はどのように行われてれているか。 (3) 今後、充実させようとしている個所はあるのか。 ② 町内の観光案内にインバウンド以外で二次元コードを活用できないか。 (観光HPに誘導する仕組みは考えられないか) ③ 町生誕150周年地域活動支援事業について <ul style="list-style-type: none"> (1) 魅力的な町の宝を題材とした取組の具体例は。 (2) 委託料30万円と補助交付金100万円の具体例とその内訳。 	町 長

2	池邊 美紀	1 消防団の後援会費、出動時保険、団員数、について	① 消防団後援会費の運用規定はあるか ② 消防団後援会費は、自治公民館で集めており、地区によってばらつきがあるがその現状は。また、会費を一律にして、一括して配分ということはできないのか ③ 消防団災害活動用自動車保険（別名地域防災を支える保険）の加入検討はなされているか？ ④ 団員数は条例で規定されているがいつ決まったのか。また、近年団員数適正人員の議論はなされたことはあるか。	町長
		2 町証紙自販機の活用状況と、公金管理運用について	① 三股町証紙自販機の活用状況およびその効果はどのようなものか ② 公金管理運用の現状はどのようなものか	町長
		3 ふるさと納税の状況と次年度の方針	① ふるさと納税の現状と課題 ② 次年度の方針および目標	町長
		4 元長田へき地保育所の遊具について	① 安全管理などを考えると遊具の移転をすべきではないか	町長
		5 町長の政治姿勢について	① 政治姿勢について	町長

3	堀内 和義	1 国民健康保険税の算定方法について	<ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険税の算定方法が所得割・資産割・均等割・平等割の4方式となっているが、資産割を廃止して3方式に変更はできないのか ② 県内26市町村の中で資産割を廃止している市町村の現状は？ ③ 県内26市町村における三股町の保険税率は高いのか低いのか ④ 町民一人当たりの医療費の金額はどれくらいになるのか ⑤ 医療費を抑制するための対策は取られているのか 	町長
		2 震度計について	<ul style="list-style-type: none"> ① 震度計機器不具合によるシステムエラーが発生して、運用停止中と聞いたが原因究明はできたのか ② 震度計の設置場所及び管理はどの課が行うのか ③ 緊急時においてデータ欠損を防ぐには複数の震度計設置が必要と思われるが、増設の計画はないのか 	町長
		3 新型コロナ感染症対策として町内の公共施設等における空気清浄機の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内の公共施設内に空気清浄機の設置はできないか ② 町内にある公共施設数と高齢者、妊婦・幼児等が利用する施設数はどのくらいになるのか ③ 庁舎内で町民の出入りが多い窓口業務や会議室及び高齢者、妊婦・幼児が利用する施設への空気清浄機の設置は必要と思われるが如何か 	町長

4	上西 祐子	1 コロナ対策について、保育園・学校などで子供達の陽性者が多く発生しているが、それらの対応を伺う	① 保育園の閉鎖、学級閉鎖（小・中学校）などどの位あったのか ② 子供達、保護者などの検査体制はどうなっているのか ③ 自宅療養者、濃厚接触者家族への支援体制はどの様になっているのか ④ 学校給食などに影響があったと聞くと聞くと、その対処はどうされているのか ⑤ 学校関係者の対応と支援体制、又、学業・行事などの影響を伺う	町 長 教育長
		2 国保税について	① 令和4年4月から未就学児の均等割保険料が減額されるが、何人位の児童が影響を受けるのか ② 均等割保険料は小学生から高校卒業までの子供も負担させられている。せめて高校卒業まで免除は出来ないか伺う	町 長
		3 気候危機への対応について	① 町は五本松跡地に交流拠点施設整備事業を進めようとしてますが、再生可能エネルギー導入計画の策定はなされていないのか ② 太陽光パネルを庁舎等に設置した前と後の電気使用料の比較（役場と中学校体育館）	町 長 町 長 教育長

5	田中 光子	1 配偶者暴力相談について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内での配偶者暴力の防止及び被害者のための施策は？ ② 暴力の防止に関する取り組みについての実施体制は？ ③ 相談窓口の設置、基本情報の提供、緊急時における安全の確保はどのように行われていますか？ ④ ワンストップ窓口の設置はできないか？ ⑤ 地域生活における関係機関との連絡調整、継続的な自立支援は行なわれているのでしょうか？ 	町 長
		2 放課後デイについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内での放課後デイの利用状況は？ ② 放課後デイと児童クラブとを併用される人数は？ ③ 併用するときの利用料の減額は出来ないでしょうか？ 	町 長
		3 新型コロナワクチン追加接種の実施状況について	<ul style="list-style-type: none"> ① 教員、保育士などに対する接種状況は？今まで1回も接種していない人への対応は？ ② 小児へのワクチン接種の対応は？ 	町 長
6	内村 立吉	1 町内の農用地について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内の非耕作地（遊休農地、荒廃農地）の面積、筆数は？ ② 町内の相続未登録の農地の面積、筆数は？ 	町 長
		2 水田利用について	<ul style="list-style-type: none"> ① 食料用米の面積の増減について ② W. C. Sの面積の増減及び検査方法について 	町 長
		3 ふるさと納税について	<ul style="list-style-type: none"> ① ふるさと納税返礼品について 	町 長
		4 畜産について	<ul style="list-style-type: none"> ① 第12回全国和牛能力共進会（鹿児島全共）の出品牛（本町出品牛）の状況について ② 新設された脂肪の質評価群について 	町 長

三股町告示第2号

令和4年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月7日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年1月14日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和4年 第1回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年1月14日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年1月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号及び報告第1号の一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号及び報告第1号の一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |
| 5番 福田 新一君 | 6番 池邊 美紀君 |
| 7番 堀内 義郎君 | 8番 内村 立吉君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 上西 祐子君 |
| 12番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	山田 正人君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	前田 勉君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	福永 朋宏君	会計課長	-----	島田 美和君

午前10時00分開会

○議長（福田 新一君） おはようございます。ただいまから、令和4年第1回三股町議会臨時議
会を開会します。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、堀内和義議員、
10番、上西議員の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定の件について

○議長（福田 新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申
し上げます。

去る1月7日に委員会を開催し、本日招集されました令和4年第1回三股町議会臨時会の会期
日程等について協議をいたしました。

今期、臨時会に提案されます議案は、令和3年度補正予算1件及び報告1件であります。これ

ら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期等は議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第1号及び報告第1号の一括上程

○議長（福田 新一君） 日程第3、議案第1号及び報告第1号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和4年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対する給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の所得制限以上の世帯への給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費につきまして、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額121億3,509万6,000円に歳入歳出それぞれ3億8,345万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億1,854万8,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,000万円及び臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）事業費補助金3億6,000万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

民生費は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）3億6,000万円、子育て世帯臨時特別

給付金（町単独分）1,000万円などを増額補正するものであります。

衛生費は、ワクチン接種の前倒しにより、集団接種会場設営費及び看板設置等委託料ほか560万5,000円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第1号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） ここで補足説明があれば許します。

総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課のほうから補足説明をさせていただきます。

議案第1号、補正予算第9号にあります住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきまして、お手元に配付しております資料をもって補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事業の概要について、ご説明申し上げます。特別給付金の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、住民税非課税世帯等に対し、給付金を給付するものでございます。

次に、給付形態につきまして申し上げます。給付形態につきましては、2つの形態がございます。まず、住民税非課税世帯につきましては、令和3年12月10日時点で三股町に住所登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯が対象となります。3,400世帯を見込んでおります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月の間に家計が急変し、令和3年度分住民税均等割が課せられている、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯、これを家計急変世帯というふうに示しておりますが、その世帯が対象となります。本町では、約200世帯を見込んでおります。

次に、申請についてでございますけれども、住民税非課税世帯の申請は、令和3年1月1日以前から、現住所にお住まいの世帯につきましては、対象になると思われる世帯につきましては、確認書を町からお送りし、内容を確認の上、確認書を返送していただきます。また、令和3年1月2日以降、転入をされた世帯につきましては、自己申告となります。また、家計急変世帯についても、申請につきましては自己申告となるものでございます。

次に、予算額について説明いたします。補正予算書を御覧ください。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページを御覧ください。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金3億6,769万4,000円を計上しております。

次に、需用費の内訳につきましては、10ページ、11ページを御覧ください。総務費、総務管理費に職員の時間外勤務手当240万円、民生費、社会福祉費に扶助費として1世帯10万円給付、3,600世帯分の3億6,000万円、事務補助人員の派遣委託料として330万6,000円、通信運搬費、振込手数料114万円等の総額3億6,769万4,000円を計上しております。

給付に関わる町民への情報周知につきましては、町のホームページ、そして回覧板、そして新聞折込等により行いたいと考えております。

また、事務を円滑に行うため、役場玄関左スペースに、相談・申請受付等の窓口を1月24日から設置する予定としております。

補足につきましては以上でございます。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 町民保健課より、議案第1号「一般会計補正予算（第9号）」の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費について説明いたします。

お手元に、右上に町民保健課と記載された資料を1枚お配りしておりますので、そちらを御覧ください。

今回上程しました議案につきましては、新型コロナワクチンの3回目の追加接種を、1か月前倒して2月から実施するため、1か月分の集団接種に必要な経費を計上しております。

資料の説明をいたします。新型コロナワクチン接種（3回目）についてです。

まず、対象者につきましては、医療従事者が885人、町民の方が1万7,578人。

2番目のワクチンについてですが、3回目の接種につきましては、ファイザーとモデルナのワクチンを使います。

3、接種体制です。接種体制としましては、集団接種と個別接種で行います。まず、(1)の集団接種ですが、接種会場は多目的スポーツセンター、接種開始を12月議会のときには令和4年3月から開始しますと説明させていただいておりましたが、1か月前倒ししまして、2月16日、水曜日に変更をしたいと考えております。具体的には、2回目接種が、いつ終わったかで接種券を郵送いたしますので、3回目の接種がいつできるかということになります。2回目接種が6月15日までに終了した方は、2月16日の水曜日に接種を開始予定です。2回目接種が6月30日までに終了した方は、3月に開始予定、7月31日までに終了した方は、4月に開始予定、8月31日までに終了した方は、5月に開始予定、9月30日までに終了した方は、6月

に開始予定、10月31日までに終了した方は、7月に開始予定となっておりますが、ワクチンの供給状況、予約の状況等により、早められる部分については前倒しをしていきたいと考えております。

接種体制につきましては、週3回、水、木、土曜日、1日225人からスタートしまして、360人程度に増やしていきたいと考えております。

(2) 個別接種。接種開始を令和4年2月1日の火曜日としております。高齢者施設及び従事者につきましては、事前に施設のほうにアンケート調査をしまして、クーポン券を先に施設のほうに、今、順次届けているところでございます。施設及び接種医の調整がつき次第、開始予定としております。

4番目の補正予算についてですが、集団接種を2月から開始することによる補正になります。議案書のほうは、8ページ、9ページをお開きください。8ページ、9ページに書いてあるところ、ワクチン接種に関する部分をお手元に配付した資料に抜き出しておりますが、まず国庫支出金としまして、国庫負担金、衛生費国庫負担金としまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、補助率10分の10、237万6,000円、国庫補助金、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金、補助率10分の10、338万2,000円、合計575万8,000円です。

歳出につきましては、議案書の10ページ、11ページになりますが、ワクチン接種に関わる部分を資料のほうに記載しております。衛生費、保健衛生費の予防費、需用費で燃料費。この燃料費といいますのは、集団接種会場の暖房に使うための軽油・灯油になります。14万9,000円です。委託料としまして、集団接種会場設営及び看板設置の委託料が322万9,000円です。集団接種業務委託料、医師・看護師の委託料ですが、237万6,000円、使用料及び賃借料、集団接種会場に救護室に目隠しを設けますが、こちらで使う医療用酸素リース料です。1,500円の2本分になりますが、こちらが4,000円。合計しまして575万8,000円としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 続いて、福祉課からご説明させていただきます。

まず資料が、カラー刷りなのですけれども、タイトルで子育て世帯への臨時特別給付金（町単独分）事業についてという資料を御覧ください。

まず、この資料の一番上の青い囲みで書いてありますけれども、そこが今回の事業の概要になっています。三股町では、子育て世帯への支援を目的に、国の子育て世帯への臨時特別給付金で、児童手当の所得制限を超えていることにより支給対象外となっている世帯を対象に、町独自の子

育て世帯臨時特別給付金（町単独分）を対象児童1人につき10万円、現金で支給する事業となっております。この事業を行うことにより、全ての子供たちに対して公平な給付が行われるということになります。

続いて、1の対象児童になります。これについては、12月の議会で可決していただきました国の制度、こちらと同じことになっておりますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

続いて、2番の支給対象者です。こちらについては、上記の対象児童の保護者のうち、家計の中心者、父母などのうち、所得の高いほう、これの令和3年度の所得が、児童手当の所得制限限度額を超える方というふうになります。国の制度では、超えない人に対して支給されましたが、今回は超える人に支給されるということになります。支給額については、対象児童1人につき10万円を支給ということになっております。

具体的に予算の中身ですけれども、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。真ん中、やや下のほうになりますけれども、3、民生費、2、地方福祉費の児童福祉総務費のところになります。

11ページに内訳が書いてあります。まず、事務費です。役務費として通信運搬費11万5,000円。これは通知を行ったりとかする郵送費などになります。そして手数料、こちらについては振込手数料になっております。12の委託料30万3,000円、これについては、システムの改修の委託料となっています。そして最後に扶助費です。1,000万円。これがいわゆる給付額になります。児童1人につき10万円ですので、今回、100人の給付を今回の予算で積算しているということになります。

福祉課からは以上になります。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 環境水道課から報告第1号「専決処分報告」のうち、墓地公園敷地南側斜面からの土砂礫等の流出による損害賠償について、補足説明をさせていただきます。

事故の概況については、専決処分書のとおりであります。令和3年6月の大雨により、高才原墓苑敷地の南側斜面が崩落し、勝岡土地改良区所有の水門フェンス及び開閉器に損害を与え、損害賠償額34万7,600円の支払いにより和解が成立したものでございます。

今後の災害対策として、のり面のほうに関しては、国土強靱化地域計画に基づく国の交付金や補助事業などの活用について検討をするとともに、用水路の保全については、農業農村整備事業等の県の補助事業についても、検討してまいるところでございます。

説明は以上です。

日程第4. 質疑

○議長（福田 新一君） 日程第4、質疑を行います。

議案第1号及び報告第1号を一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。

指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 只今報告があった専決案件の中で、聞き取れなかったのだけでも、検討で終わっていたように聞こえたのですが、これは大体、金額はどれくらいになって、時期はどれくらいで、今、起きたのではなくて、今後、今から用水路も検討する、それから、のり面の崩れたのも検討すると言われたので、その検討する金額は幾らほどで、補助金がつく、つかない、つかなければ、もう永遠にしないのかどうかというのもあって、いつまでにはこれを終わらせたいというような線引きはありますか。教えてください。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今、議員の質問がありました件については、全て今後検討してまいりたい。金額もまだ不明でございますし、補助事業に乗るかもまだ不明でございますので、これについて、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 検討するということは、それはそうでしょうけれども、例えば、高さがどれくらいで、幅がどれくらいでということもあるんじゃないのかなど。要するに、また補助金を使わないで、何か月かたったら、梅雨時期になって、また崩れる可能性はないわけじゃないわけですよね。あそこはシラス台地ですから。そういうことを踏まえて、どれくらいの幅、どれくらいの高さをという話もあって、金額はいつくらいには出来るんですよとかいうのは、くどいようですけども、すみません、もう一回お願いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 工法等については、全く測量も行っていないし、実施設計も行っておりませんので、今後、測量についても、何メートルにするのか、どれくらい壊れているかの実地調査を行わないと不明な金額ですので、今後、それについて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 議案第1号の新型コロナウイルスワクチン接種（3回目）についてお聞きしますが、ワクチンとしてファイザー、モデルナとあるのですが、これはどちらを希望して打ちたいということで希望ができるのかどうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 集団接種は、ファイザー社ワクチンとモデルナワクチン2つのワクチンがあります。個別接種は、ファイザー社のワクチンを基本とします。高齢者施設は、モデルナ社のワクチンを考えております。

6月15日までに2回目のワクチン接種が終わった方には、1月12日にクーポン券を発送しております。クーポン券の中にもお知らせを入れているのですが、まず、集団接種はモデルナを使います。お知らせの中に、集団接種の日程と、どのワクチンを使うかというのも案内に記載しております。モデルナのワクチンからファイザーのワクチンに途中で変更する予定なんですけれども、いつ変更するかは、予約の状況、今後のワクチンの供給状況により変わってきますので、随時、町のホームページで新しい情報をお知らせしますというふうに、クーポン券の中に入れております案内のほうに記載しております。

早く接種したい方は、まずモデルナのワクチンを使いますので、モデルナのワクチン。もしくはファイザーのワクチンを使いたいということであれば、今のところ、3月の後半を考えているところなんですけれども、ファイザーのワクチンに変わる時期まで待っていただくということになります。

以上です。

○議長（福田 新一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（福田 新一君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第1号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第9号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時27分休憩

〔全員協議会〕

午前11時00分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（福田 新一君） 以上で、令和4年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福田 新一

署名議員 堀内 和義

署名議員 上西 祐子

三股町告示第11号

令和4年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月22日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年3月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○3月3日に応招した議員

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年3月1日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和4年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 令和4年度施政方針表明
日程第4 議案第2号から議案第28号までの27議案、諮問1件及び報告2件一括上程
日程第5 文教厚生常任委員会委員の選任
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 令和4年度施政方針表明
日程第4 議案第2号から議案第28号までの27議案、諮問1件及び報告2件一括上程
日程第5 文教厚生常任委員会委員の選任
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	山田 正人君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	前田 勉君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	福永 朋宏君	会計課長	-----	島田 美和君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。開会前ではありますが、一言、私のほうで申し上げます。

本日、第2回三股町議会定例会に当たり、私、重久邦仁は、2月9日付で復職することができました。私は町民の皆様方、また議会議員の各位、行政関係者、教育長、副町長、三股町木佐貫町長にお騒がせしたことを大変申し訳なく思っております。

今後、正常な議会の運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日の議事日程第5の経緯について、議会運営委員長から説明をお願いいたします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） お手元に資料が配付してあると思いますので、ぜひ御覧ください。議員の皆様だけです、ごめんなさい。

本日の議事日程第5に、文教厚生常任委員の選任が予定されておりますが、これは先月2月9日付で出されました県知事からの審決を受け、行政不服審査法第52条の規定により、処分庁はその裁決に拘束されることから、現在、福田議員が総務産業及び文教厚生常任委員会のどちらにも属していないことになっております。

よって、本日の議事日程第5にて、文教厚生常任委員会へ選任することをお諮りしたいと思いますので、あらかじめご承知おきください。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 次に、総務課広報担当者及び報道関係者から写真撮影等の許可申請があり、これを許可しております。

また、施政方針資料については、本日、全議員に配付しております。
ただいまから、令和4年第2回三股町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、新坂議員、12番、山中議員の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。池邊議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る2月22日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和4年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について3件、条例改正等8件、令和3年度補正予算5件、令和4年度当初予算9件、町道路線の廃止及び認定2件、諮問1件及び報告2件の計30件であります。

これら提出議案の内容等踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、最終日の3月22日に全体審議で措置することに決定しました。

また、発議1件が提出されており、この取扱いにつきましては、最終日の3月22日に議案第5号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」が可決された場合に追加提案し、全体審議で措置することに決定しました。

最後に、本定例会の一般質問において、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、質疑・答弁の時間を合わせて60分間とすることへの協力をお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの22日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 令和4年度施政方針表明

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、令和4年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。施政方針の説明する前に、長時間に及びますので、マスクのほうを取って説明させていただきたいと思います。ご理解のほどよろしく願います。

本日、ここに令和4年第2回三股町議会定例会の開会に当たり、令和4年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

私の町長としての任期は、今年9月までの半年余りではありますが、残りの期間、これまで進めてきた事業や新たな課題に積極的に取り組み、町政の進展に寄与したいと考えます。議員各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年は、一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を中心に、各種事業を展開した1年となりました。1月の第3波に続き、4月・5月の第4波、夏の第5波が襲来し、県独自の感染拡大緊急警報や緊急事態宣言が県下に発令されるとともに、国のまん延防止等重点措置が宮崎市・日向市・門川町に発令され、不要不急の行動自粛や県外との往来自粛、飲食店等の営業時間短縮等の要請がなされました。

本町では、感染拡大防止対策として、3密の回避やマスク着用、手指消毒などの基本的な感染対策や不要不急の往来自粛を呼びかけるとともに、経済対策としてプレミアム付商品券の発行、飲食店の時短協力店や関連事業者等への協力金の支給、本町出身の大学生等への物資支援などに取り組みました。

また、感染予防・重症化予防対策の切り札としての新型コロナワクチン接種については、町内の医療機関の積極的な協力により、集団接種を5月から、個別接種を6月からスタートし、2回接種の集団接種を10月末で終了することができました。協力していただいた医療関係者やスタッフ、そして町民の皆様にご心から感謝申し上げます。現在、3回目の接種に取り組んでいるところでございます。

このような状況から、春のイベントや祈念行事、モノづくりフェア、六月灯、夏祭り、敬老会、

文教みまたフェスティバル、ボランティア祭り、ふるさと祭り、霧島パノラマまらそんなど町主催の行事やイベント、各地区の行事などが中止や規模縮小をせざるを得ませんでした。

そのような中ではありましたが、「第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」が7月から始まり、本町では7月に演劇「わたしの人生の物語、つづく。三股町篇」の上演と「まちとひとの演劇サミット」の開催を、10月には「秋のまちドラ!2021」を開催することができました。

また、東京五輪・パラリンピックの聖火リレーでは、多目的スポーツセンターを出発地として実施でき、関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

ところで、気候変動による地球温暖化等により、昨年も記録的な集中豪雨や台風等により全国各地に甚大な被害を及ぼしました。特に、7月初めの集中豪雨により、熱海市では土石流が発生し、多くの生命・財産が失われました。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本町では災害がなかったところですが、このような災害を目の当たりにしますと、防災・減災・国土強靱化は町政の重要課題と認識を新たにいたしました。

事務事業の効率化の分野では、情報通信技術の飛躍的な進歩やマイナンバーカードの普及率の向上に伴い、町民生活の利便性の向上を目指して、住民票等のコンビニ交付を今年1月から開始しました。

そして、証明書等が発行できる多機能端末（マルチコピー機）を役場庁舎内に設置することで、証明書交付窓口の混雑や3密回避、そしてコピー機としても使えることから、住民サービスの向上に寄与することを期待しています。

以上のとおり、新型コロナウイルスの爆発的な拡大もあり、中止した事業も多々ありましたが、当初及び補正予算で計画した事業は、議会をはじめ、町民の皆様のご理解ご尽力により、ほぼ予定どおり実施できました。心から感謝申し上げます。

なお現在、新型コロナウイルスの第6波の感染が急拡大しており、県下全域にまん延防止等重点措置が発令されております。本町でも約300人が感染し、予断を許さない状況が続いています。特に、クラスターの危険がある飲食店への時短要請とともに、教育・保育施設、小中学校、高齢者施設等へは、感染防止対策の徹底を呼びかけているところです。

3回目の接種につきましては、個別接種を2月1日から、集団接種を2月16日から始めました。教職員や保育士、放課後児童クラブ、障害福祉サービス・障害児通所支援事業所等の職員については、優先接種に取り組んでまいります。

令和4年度も3回目のワクチン接種をさらに進め、社会経済活動を維持しながら、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」の実現を目指したいと考えています。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様の声に耳を傾けながら、職員一丸となって町政運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、町政の目標として「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」を実現するため、5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ、実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目「まちむら元気わいわいプロジェクト」では、町営五本松団地の跡地活用策について、令和2年の基本構想に続いて、昨年11月に三股町交流拠点施設整備事業基本計画を策定しました。基本計画では、「学び」「子ども子育て」「健康づくり」「買い物と食」の4つの機能を備えた施設を整備し、令和7年度のオープンを目指します。

4年度に官民連携で官民共同事業体を立ち上げ、整備内容や運営方針等について詳細に検討し、基本・実施設計に反映させていきたいと考えています。このことについて、昨年12月、官民共同事業体設立のため、町商工会と協定を結び、協力し合いながら事業を進めることを確認したところであります。

また、三股駅と役場周辺、文化会館周辺及び五本松団地跡地のエリアを中心市街地と位置づけ、都市再生整備計画を策定し、回遊性のあるまちづくりに取り組む計画です。そして、現在進めている三股駅のバリアフリー化事業と併せて公共交通網の再編整備計画を策定し、コミュニティバス「くいまーる」のさらなる利便性の向上に努め、中心市街地と既存集落との往来の足を確保したいと考えています。

空き家対策については、現在、町内の空き家の現状を把握するため、空き家等実態調査を行っています。今後、所有者などの意向を踏まえ、空き家の利活用、解体等について対応を検討してまいります。

交流人口の拡大や町経済の活性化を図る各種イベントについては、昨年は中止せざるを得ない状況でしたが、今年度は開催を前提としながらも、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、開催の是非について検討してまいります。

安全安心なまちづくりとしては、2年度は第6部消防団詰所を第一次避難所である6地区分館隣接地に移転改築しましたが、3年度は、土砂災害警戒区域内にある第5部の消防団詰所を長田小学校隣接地に移設し、避難所施設を併設した（仮称）三股町第5地区防災センターを新設することで、防災機能の強化と長田地区のコミュニティ機能向上に努めているところです。

さらに、災害大国である現状を踏まえ、自主防災組織の設立、拡充に努めるとともに、消防団員に女性消防団員枠を新設し、活動の拡充と女性の新たな活躍の場を推進します。

また、停電時の緊急電源として電気自動車2台の購入や、Wi-Fi環境整備等の新たな通信手段による迅速かつ適切な情報提供、避難所・避難場所を日常生活において意識できるよう、標記看板の整備を計画的に進めるなどの防災環境の整備による安全安心なまちづくりに持続的に取

り組んでいく考えです。

なお、防犯灯のLED電球につきましては、地元購入を原則としていましたが、4年度から町で一括購入し、無償で提供することとします。

一般質問でご指摘のあったAED自動体外式除細動器の配置につきましては、地域格差を軽減するため、まず4か所の消防詰所に設置する予定です。

過疎対策としては、小学校の複式学級の解消を目指して過疎対策奨励金を継続するとともに、小規模校の活性化を目的として、小規模特認校制度を利用して通学する児童のため、スクールバスを運行してまいりました。

なお、過疎対策奨励金制度であります。梶山小・長田小・宮村小学校区の対象区の中で、宮村小学校につきましては、当面は複式学級となる見込みはないことから、令和5年度から対象外にする予定であります。

2つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、本町の基幹産業である農畜産業の担い手への農地集積や作業の効率化、農家の所得向上などを図るため、引き続き沖水川・三股中央左岸地区の農地・農道・用水のパイプライン化、排水路等の基盤整備に取り組んでいるところです。事業スケジュールとしては、令和7年度に圃場整備工事に着手する計画です。

また、ICTを活用したドローンなどの機器の導入を進め、生産性・収益性の向上に努めており、県とともにスマート農業の取組を支援してまいります。

畜産業については、令和4年度鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会出場へ向け、本町から候補牛を選出するため、JA都城、生産者団体をはじめとする関係機関と連携し、農家の理解と協力を得ながら推進しているところであります。

また、優良家畜導入事業や新生産技術推進事業により、優秀な素畜の導入が進み、経営の安定につながっております。

林業につきましては、森林環境譲与税を活用しまして、コンテナ苗の普及を図り、再造林率の向上と地域森林資源の循環型林業を促進させてまいります。

地場企業の活性化策につきましては、コロナ禍の中でそれぞれの産業で経営が厳しいことから、第3弾みまたんプレミアム付商品券の発行や時短飲食店協力金に加えて、町独自の支援施策として、飲食店関連業種や全ての業種の中小企業者に対する支援金、また、町外で頑張っている大学生等に町特産品等を贈る、ふるさと三股・学生応援事業を実施しました。

4年度も感染状況を踏まえ、必要な対策を検討するとともに、第4弾のプレミアム付商品券を発行いたします。

雇用創出としての企業誘致の取組としては、一般貨物運送業・貨物業と金属加工業の2社から指定の申請があり、今年1月に企業立地促進審議会を開催し、認定の答申を得ました。今後5年

間で25名を雇用する計画です。投下固定資産総額は、土地購入費を含んで1億6,500万円が見込まれます。

ふるさと納税の個人版については、応援事業者の新規開拓に努め、返礼品バリエーションの充実を図るとともに、ウェブ広告の拡大、広報みまた等を通じて、町民から町外の親戚・知人へのPR、各種ポータルサイトの内容更新などに取り組んだところです。

3年度は1億5,000万円を見込んでいますが、令和4年度は倍増の3億円を目標に掲げ、推進体制の強化を図るとともに、寄附窓口となるポータルサイトの追加、さらなる応援事業者の開拓など、ふるさと納税制度の本来の目的に沿って地道かつ着実に取り組み、本町の地域活性化のため、政策実行の財源確保に努めてまいります。

また、地方創生に関する事業の活用のため、町外に本社のある企業に寄附をお願いする地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税につきましても、本町の寄附活用事業の説明など積極的に広報活動を行ってまいります。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、放課後児童クラブの担い手として、民間での取組を町では推進しているところですが、たでいけ認定こども園を運営する信愛福祉会には2年度に施設整備を行い、3年度から定員80人で放課後児童クラブを委託しているところです。また、ひかりの森こども園を運営する心耕福祉会にも、3年度から定員40名で委託をしています。

現在、三股中央保育園を運営している三権会には定員80人、及びエーデルワイス幼保園を運営している愛生会には定員40名の施設整備を行っており、4年度から委託する予定です。さらに、第一幼稚園を運営する相愛学園にも定員20名で委託する予定です。

高齢者等の交通弱者対策としては、地域全体の公共交通網の在り方を2か年事業である公共交通計画策定業委託事業で検証し、「くいまーる」のダイヤ改正や増便につなげて、利便性の向上を図りたいと考えています。

そして、三股駅のバリアフリー化については、跨線橋を渡らずにプラットホームに行けるフラット化をJR九州と協議しており、4年度に事業化します。また、生活道路の歩道改良を進めており、年次的に拡幅し、整備してまいります。

なお、4年度の新規事業として、高齢者の聴力機能の低下が、ひきこもりや認知症の要因の指摘もあることから、高齢者補聴器購入費用助成事業補助金を創設いたします。また、判断力の不十分な高齢者や障がい者の方々の財産や権利を保護・支援するために、社会福祉協議会に法人後見センターを開設します。

ところで、2か年に及ぶコロナ禍のため、独り親家庭を中心に、生活に困っている世帯が増えています。町では社会福祉協議会と連携し、ボランティアの力を借りながら実施しているフード

バンク事業「どうぞ便」を通じて生活物資の支援を行いながら、厳しい状況にある世帯の子供の学習支援や、親の就労支援に結びつける取組を引き続き進めてまいります。こども食堂についても、社会福祉協議会と連携し、取り組んでまいります。

また、本町でも外国人の居住者が増加しつつあることから、3年度アンケート調査を実施しました。本町における昨年10月現在の在住外国人数は155人で、平成28年の3倍と増えており、65%が技能実習生で、53%が20代、そして80%がベトナム、インドネシア、中国、フィリピンなどのアジア圏の外国人となっています。

現在は、コロナ禍で入国が制限されていますが、本町の将来、少子高齢化や人口減少を考えると、外国人を産業の担い手とだけ考えるのではなく、多文化共生社会の地域住民として位置づけることが重要と考えます。このため、4年度からは、都城国際交流協会の事業とは別に、文化交流、日本語練習、スポーツ交流等を町独自で実施していく計画です。

このように、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組めます。

なお、亡くなられた方の遺族の手続のお手伝いをする「お悔み窓口」については、4年度の早い時期に開設できるよう取り組んでまいります。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、「アスリートタウン三股」や「文教のまち三股」づくりを推進するため、各種イベント、行事を計画していましたが、コロナ禍のため、中止または規模を縮小せざるを得ませんでした。

そのような中、新型コロナウイルス感染対策を十分に施し、4月に東京五輪・パラリンピックの聖火リレーの出発式、7月に町民総合スポーツ祭、7月と10月に「第35回国民文化祭・みやぎ2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会」の三股公演、11月に町文化祭、そして12月、町文化協会の芸能発表会が開催できたことは大変ありがたく、関係者の皆様に感謝と敬意を表します。

「アスリートタウン三股」の推進では、2回の延期となっている第6回みまたん霧島パノラマまらそんについては、ウイズコロナでの来年度開催を検討し、三股の温かいおもてなしをアピールしてまいります。

「文教のまち三股」の推進では、小中学校の学習環境の整備において、児童生徒の学力向上のため、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用して、1人1台のタブレットパソコンを備えました。今後は、ICTをより有効に活用できるよう、学校の情報通信環境等の一層の充実に努めてまいります。

小中学校のトイレの洋式化を昨年度に引き続き取り組み、3年度には洋式化率81%となり、目標を達成いたしました。

町給食センターの衛生管理、職場環境の改善のための空調設備工事は、昨年12月の1か月間、保護者のご協力を頂き、簡易な給食を提供しながら工事を施工し、2月に竣工いたしました。

学力向上につきましては、さらに児童の観点から教材等の活用の取組、指導者の視点からの個の特性に応じた学習支援の取組をさらに実施してまいります。

また、学校と地域との連携・協働をさらに推進するため、コミュニティスクールを4年度に勝岡小学校でスタートさせ、併せて他の3校でも設置に向け、その準備に入っております。そして、適応指導教室を広い場所へ移転し、児童生徒や保護者からの相談や指導体制を行ってまいりましたが、引き続き不登校に悩む児童生徒に対する対応を行ってまいります。

スポーツ環境の整備については、町武道体育館及び梶山小学校体育館に空調設備を設置いたしました。これは、夏場の温暖化対策と災害時の避難所としての役割を担うことから、先行的に取り組みました。今後も引き続き、文化活動や室内スポーツ等で活用するとともに、避難所である地区分館の大ホールにも空調設備を設置する計画です。

なお、町武道体育館については、2027年の宮崎国体の銃剣道の会場に決定されたことから、床改修整備などに計画的に取り組めます。

芸術・文化の分野においては、三股の演劇の祭り「まちドラ!」、小中高生を対象にした演劇ワークショップ「みまた座」に継続的に取り組むとともに、延期しておりました文化会館開館20周年記念公演も計画しております。

また、文化財については、梶山城跡の国指定に向け、関係資料の整備等を着実に進めてまいります。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、公共下水道の工事施工区域を計画的に拡大しつつあり、3年度は山王原稲荷神社周辺及び上米と植木地区の一部を施工しました。

本町の公共下水道事業は、平成9年度に着手し、平成16年度から供用開始しましたが、平成25年度に全体計画の見直しを行ったところ、コスト面で整備効果の低い中米・櫟田・谷地区を整備計画区域から除外する見直しとともに、農業集落排水の梶山地区を将来的に公共下水道に接続するとの方針となったところです。と同時に、川北の蓼池・前目・三原地区も、計画区域の見直しの対象とするか話題になったところですが、区域人口や事業所も多いことから時期尚早との結論に至ったところです。

国では、公共下水道の10年概成、つまり10年程度をめどに汚水処理施設整備を完成することを方針としていることから、昨年10月4日に、本町の公共下水道事業運営審議会に公共下水道事業全体計画の見直しを諮問し、1月17日に次のとおり答申がありました。

現下水道全体計画において、下水道整備区域としている蓼池分区175.0ヘクタールについては、経済性、整備時期、水質保全効果、地域特性及び地域住民等の意向等を考慮し総合的に評価した結果、合併浄化槽区域として整備することの答申を得ましたので、4年度、生活排水対策総合基本計画（案）を策定し、町の環境審議会に諮る予定としております。

なお、平成30年度から進めています中央浄化センターの増設工事については、計画どおり進めているところです。

下水道経営については、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、経営の見える化による経営基盤の強化が必要となっていることから、現在、特別会計で行っている会計処理を、6年度には公営企業会計に移行する予定としています。

衛生センターに関しては、都城市が4年度の途中から、し尿・汚泥の搬入をストップすることから、衛生センターの運営費や維持管理費について協議を行い、経費負担に関する協定書の一部を変更する協定を結びました。

水道事業については、常に安心して飲める水道の確保を図るため、水源施設の更新工事を計画的に取り組んでいます。

また、2年度策定した（新）水道ビジョンで示している、17年度までの事業目標を達成するために必要な施設整備計画及び財政計画の策定を予定しています。

以上、5つのプロジェクトの主な概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位をはじめ、多くの皆様のご支援のたまものと感謝申し上げます。

昨年11月、大手不動産会社が行った、街の幸福度ランキングアンケート調査で、本町は、九州・沖縄で1位、全国で3位、そして、住みこちランキングで2年連続県内1位という高い評価を頂きました。

昨年12月には、令和2年国勢調査結果の確定値が公表され、人口総数は2万5,591人で、1975年から45年間増加しています。また、年少人口の割合は、県平均の13.1%を大きく上回る17.2%で、県内の市町村で最も高いという結果でした。

これらのことから、子育てに優しい町のイメージが定着しつつあり、幸福度ランキングにおける高い評価及び人口増加につながったのではないかと考えます。この結果を踏まえ、今後のまちづくりに、町の発展に結びつくよう努力したいと考えます。

また、令和4年は、町の形がハートの形になってから150年の節目の年に当たります。このため、幸福度の高い町とハートがマッチすることから、町のPRとして及び町民に町の歴史に関心を持ってもらうチャンスとして、三股町ハートの町生誕150周年地域活動支援事業等として進めてまいります。今年も、「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」をつくるため、

町政全般にわたって、さらに元気で誇れるまちづくりに邁進したいと考えます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況がまだまだ不透明の中、世界経済はウイズコロナ時代として、いち早く経済を正常化させて、カーボンニュートラルの実現に向けた取組やデジタル化など、世界全体の経済構造や競争環境の変化に対処すべく最大限の経済対応を行っています。

我が国においても、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど、将来に向けた動きが始まっています。

こうした状況に対し、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2021において、「経済あつての財政」の基本方針の下、感染症対策に留意しつつも、ポストコロナの持続的な成長につなげるため、デフレ脱却・経済再生に取り組むとともに、新たな成長の原動力となるグリーン社会の実現、デジタル化の加速、地方活性化、子ども・子育ての4分野へ重点投資するとともに、国・地方の役割分担の見直しを進め、経済・財政の一体的改革を引き続き推進することとしています。

これらの方針を踏まえ、令和4年度の地方財政計画では、3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。歳出改革に当たっては、継続して感染症に対応するとともに、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとしたデジタル改革の加速やグリーン社会の実現、地方創生の推進、防災・減災・国土強靱化の推進などの重要課題に対応することとしていることから、各分野での制度改革等、今後の動向に十分注意する必要があります。

本町の財政の見通しについては、歳入面において、自主財源が少ない財政構造の中で感染症の影響が多少残るものの、町県民税等は微増が見込まれ、商業施設や個人住宅等の立地により、固定資産税も微増が見込まれます。

地方交付税については、地方交付税交付金の基礎となる国税の歳入増が見込まれることから微増を見込んでいますが、令和4年度から着工を予定している事業である町衛生センターから中央浄化センターに移転する、し尿汚泥処理棟の建設や老朽化した公共施設の維持補修等の財源補填として基金残高の減少を見込んでおり、財政状況は依然として厳しいものと予想しています。

歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や、年々増加する扶助費等の義務的経費、公共施設等に係る維持補修費等に加え、国が進めるデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの促進や、自治体情報システムの標準化・共通化といったデジタルガバメントの推進、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進といった地方財政マネジメントの強化など、社会変化に対応すべき経費の増加が見込まれます。

特に、少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築、昨今多発する局地的豪雨や台風襲来、今後予想される南海トラフといった大規模災害への備えとして、老朽化した公共施設等の大規模修繕などの実施が喫緊の課題となりつつあることから、財政事情は依然として厳しい状況になる

と思われます。

このような状況を踏まえ、令和4年度の町政運営の基本的な考え方は、第6次三股町総合計画の町の将来像である「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」の実現に向け、さらなる町民の幸福度の向上と町土の均衡ある発展を図るため、各分野の諸施策を着実に実施していくこととします。

そして、第6次三股町総合計画の2年目となる本年度は、目標達成への推進期と捉え、常に町民との協働の視点を意識し、創意と工夫を凝らした施策を展開してまいります。

なお、町政全般において、まちづくり基本条例を踏まえるとともに、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、元気で誇れるまちづくりを目指して引き続き努力してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民目線を大切に、町民の皆様との交流と対話を重ねながら、活力と魅力あるまちづくりに鋭意努力していく所存です。議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第4. 議案第2号から議案第28号までの27議案、諮問1件及び報告2件一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、議案第2号から議案第28号までの27議案、諮問1件及び報告2件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和4年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第2号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明申し上げます。

本案は、県が県内の飲食店等に対して時間短縮営業を要請したことに伴う協力金について、所要の補正措置を行うため、去る1月17日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決

処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額125億1,854万8,000円に歳入歳出それぞれ1,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ125億3,684万8,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金597万6,000円を増額補正したものであります。

県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業補助金1,232万4,000円を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

商工費は、第5期三股町時間短縮要請協力金1,800万円などを増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、議案第3号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第11号）」についてご説明申し上げます。

本案は、宮崎県のまん延防止等重点措置適用に伴い、都城市、三股町が対象区域となったことから、飲食店等に対して時間短縮営業を要請したことに伴う協力金について、所要の補正措置を行うため、去る1月20日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額は、125億3,684万8,000円に歳入歳出それぞれ3,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ125億6,824万8,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金962万8,000円を増額補正したものであります。

県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業補助金2,177万2,000円を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

商工費は、第5期まん延防止三股町時間短縮要請協力金4,440万円などを増減額補正したものであります。

次に、議案第4号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第12号）」についてご説明申し上げます。

本案は、まん延防止等重点措置の適用期間の延長に伴い、所要の補正措置を行うため、去る2月10日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額125億6,824万8,000円に歳入歳出それぞれ4,108万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ126億933万5,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金401万9,000円を減額補正したものであります。

県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業補助金4,510万6,000円を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

商工費は、第5期まん延防止三股町時間短縮要請協力金3,885万円などを増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

議案第5号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。内容としましては、ふるさと納税等の推進体制の強化を図るため、ふるさと納税推進室を新設しようとするものです。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、企画商工課企画政策係の係名も企画政策・デジタル推進係に変更しようとするものです。

次に、議案第6号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられることを踏まえ、所要の条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、企業立地に係る最近の動向として、運輸関連企業の地方進出が増加傾向にあることから、倉庫業の誘致を促進するために企業立地促進条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、まず近年の激甚化する災害への対策を鑑み、自主防災組織の推進や防災意識の強化等のさらなる防災対策を講ずる一つとして、消防団員に女性消防団員枠を新設し、女性目線での消防団活動の拡充により女性の新たな活躍の場を推進するため、消防団員の定数を改正するものです。

次に、全国的に消防団員の減少に歯止めがかからない現状を踏まえ、その要因の一つである消防団員の報酬等に係る処遇の改善を図るため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、所要の改正を行うものです。

次に、議案第9号「三股町第5地区防災センターの設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年4月1日に開設を予定する三股町第5地区防災センターについて、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

次に、議案第10号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」の利用体系の変更、利用時間及び用途の区分並びに料金等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町第5地区防災センターの設置に伴う施設の目的外使用並びに武道体育館に新たに設置した空調設備の利用に関する使用料の徴収に関して、所要の改正を行うものです。

次に、議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に、三股町空き家等対策協議会委員を追加することに伴う、改正を行うものであります。

次に、議案第13号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第13号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定、内示及び新型コロナウイルス感染症対策として、国の第1次補正予算に関連する経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額126億933万5,000円に歳入歳出それぞれ4億3,591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ130億4,525万1,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、普通交付税の再算定により1億8,416万4,000円を増額補正するもの
あります。

使用料及び手数料は、体育施設使用料181万7,000円などを増減額補正するものであり
ます。

国庫支出金は、施設型給付費負担金1,042万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金8,835万1,000円などを増減額補正するものであります。

県支出金は、みやぎき応援消費加速化事業補助金2,533万6,000円などを増減額補正す
るものであります。

寄附金は、一般寄附金70万円を増額補正するものであります。

諸収入は、県プレミアム付き商品券購入代金1億3,000万円などを増減額補正するもので
あります。

町債は、文化会館舞台照明調光盤購入500万円減額などを増減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、みまたふるさと納税応援事業者育成事業補助金500万円、ふるさと三股・町外学
生応援事業委託料ほか244万6,000円減額などを増減額補正するものであります。

民生費は、障がい児施設給付費614万1,000円、施設型給付費1,222万2,000円
などを増減額補正するものであります。

衛生費は、じんかい収集運搬委託料ほか958万8,000円減額などを増減額補正するもの
であります。

農業費は、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業補助金470万4,000円を増額補正する
ものであります。

商工費は、県プレミアム付き商品券換金業務委託料ほか1億7,315万円などを増減額補正
するものであります。

土木費は、公共下水道事業繰出金1,977万7,000円などを減額補正するものであります。

教育費は、地区分館空調機器購入ほか6,726万9,000円などを増減額補正するものであ
ります。

諸支出金は、減債基金積立金8,826万2,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表、繰越明許費については、公共施設等空間除菌消臭装置購入事業ほか14事業を
繰り越すものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正については、土地開発公社公共施設用地先行取得事業（梶山
城跡公園整備事業）を追加するものであります。

次に、第4表、地方債補正については、畑地帯総合整備事業ほか2事業について、事業費の変更などにより限度額を変更するものであります。

次に、議案第14号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億7,846万3,000円に歳入歳出それぞれ270万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億8,116万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険税及び県支出金を減額補正し、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、諸支出金を増額補正するものであります。

次に、議案第15号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億1,018万1,000円から歳入歳出それぞれ745万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億272万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険料及び一般会計繰入金を減額補正するものであります。歳出の主なものとしましては、広域連合納付金を減額補正するものであります。

次に、議案第16号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億6,395万5,000円に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億6,406万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金・県支出金を増額し、繰入金を減額補正するもので、歳出は、会計年度任用職員の共済費を増額補正するものです。

次に、議案第17号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額8億6,787万3,000円から歳入歳出それぞれ598万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億6,189万1,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額補正し、消費税還付による雑入を増額補正するものです。歳出については、需用費を減額補正し、共済費を増額補正するものです。

次に、「第2表繰越明許費」については、下水道地方公営企業法適用移行支援事業及び三股中

央浄化センター場内整備事業を繰り越すものです。

次に、議案第18号「令和4年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たっては、予算編成方針に基づき、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て、予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあり、各種政策の効果や海外経済の改善などにより、景気の持ち直しが期待されるものの、今後第6波の影響が懸念される状況にあります。

令和4年度の地方財政計画では、地方財政の一般財源総額について、令和3年度を上回る額を確保することを基本に地方財政対策が講じられ、地方交付税については、前年度比3.5%、6,153億円の増となっています。

本県においては、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、令和4年度における重点施策「コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出」、「人口減少対策の取組強化」、「安全・安心で魅力ある地域づくり」の取組について、必要な措置を講じることとしています。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた令和4年度の本町財政の見通しについては、歳入面において、町税等は新型コロナウイルス感染症の影響が多少残るものの、令和3年度に対し6.3%の増額を見込んでいます。

また、地方交付税については、地方財政の一般財源総額において、令和3年度地方財政計画を上回る額を確保されたことに伴い、令和3年度に対し5.9%の増額を見込んでいます。

歳出面では、義務的経費が重層的支援体制整備による人件費、社会保障関連経費の扶助費などにより3%の増、経常的経費が交流拠点施設整備事業官民連携支援業務などの新規の委託業務に加え、各委託業務の人件費の増に伴う物件費、各公共施設の修繕などの維持補修費などにより4.9%の増、投資的経費が三股駅バリアフリー化事業などにより12.9%増を見込んでいます。

また、コロナ禍においても、新たな行財政需要が増加することが見込まれ、厳しい財政運営が必要になるものと思われます。

令和4年度においても第6次三股町総合計画に基づき、まちの将来像「自立と協働が織りなす元気あふれるまち 三股」の実現に向け、町民生活の向上と、町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。また、特色ある、個性あるまちづくりに努め、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

これらを踏まえ、令和4年度当初予算の編成におきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策

を講じながら、多様な行政需要への対応を図るため、町民の理解と協力を得ながら中長期的視点に立ち、限られた財源をより効果的に生かせるよう真に必要な事業の精選を行い、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、本町の魅力を最大限発揮できるよう予算編成を行いました。

まず、第1条において、歳入歳出予算額の総額を、歳入歳出それぞれ113億4,000万円と定めるものであります。

第1表、歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

令和4年度は、対前年度比4.4%、4億8,000万円の増となっております。

歳入のうち自主財源は、38億1,900万8,000円で構成比33.7%、依存財源は75億2,099万2,000円で構成比66.3%となっており、自主財源は前年度より4億2,099万3,000円、2.4ポイント増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が63億4,429万7,000円で構成比55.9%、経常的経費が43億5,869万4,000円で構成比38.4%、投資的経費が6億3,700万9,000円で構成比5.6%となっており、前年度より義務的経費の割合が減となり、経常的経費、投資的経費の割合が増となっております。

次に、第2表、債務負担行為については、新たに集中管理公用車更新事業ほか5事業を設定するものであります。

次に、第3表、地方債については、畑地帯総合整備事業（高才第1地区）ほか、総額で2億9,296万3,000円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

継続的な事業として、第5部の消防団詰所と避難施設を併設し、多用途的機能を備えた防災拠点施設の整備費として、第5地区防災拠点施設整備事業2,301万2,000円、道路維持補修事業7,362万3,000円、三股町舗装長寿命化修繕計画による生活道路の舗装修繕を行う、公共施設等適正管理推進事業3,200万円、島津紅茶園切寄線改良事業4,539万2,000円、新規事業として、三股駅の生活弱者対策の整備費として、三股駅バリアフリー化事業6,930万円、老朽化した三股小学校の安全対策として、三股小学校南校舎外壁補修事業6,870万円などを、総額で6億3,700万9,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業について、ご説明いたします。

総体的には、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取組を各部署に予算化しております。

主な新規事業としましては、交流拠点整備基本計画に示した地域密着型官民連携方針に基づき、官民連携による事業スキームを構築する、交流拠点施設整備事業官民連携支援業務委託料1,287万円、拠点整備を含めた周辺整備全体のビジョンを策定する、拠点整備に伴う周辺道

路等空間形成検討支援業務委託料891万円、生活弱者等における複雑化、複合化する地域課題を把握し、解決に向けた包括的な支援体制の仕組みづくりを行う、多機関協働事業等委託料1,876万円、中央左岸地区のは場整備実施策定業務の事前調査として、県単農業農村整備計画策定事業調査計画業務委託料1,000万円、公園の維持管理計画を見直す、公園長寿命化計画見直し業務委託料1,220万円などに取り組みます。

また、重点取組事業として、引き続き、乳幼児、小中学生の医療費を助成する、子ども医療費助成事業1億1,601万7,000円、保育所、認定こども園に対する運営費の経費として、施設型給付費事業18億4,939万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業9,468万8,000円、ごみステーションの家庭系一般廃棄物などを収集、運搬する、じんかい収集運搬事業1億178万6,000円、学校ICT教育環境整備事業4,797万8,000円などに取り組んでまいります。

最後に、町が進める各種まちづくり施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援して下さる町外の多くの方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第19号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,684万3,000円とするもので、対前年度比3.4%、9,915万1,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、国民健康保険税0.8%、県支出金2.9%、繰入金3.5%、繰越金が23.4%の増となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、総務費84.8%、保険給付費が0.6%、国民健康保険事業納付金が5.2%の増となっております。

次に、議案第20号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億119万1,000円とするもので、対前年度比2.5%の減となっております。

歳入につきましては、保険料及び繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第21号「令和4年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,897万5,000円とするもので、対前年度比1.4%、3,244万1,000円の減となっております。

減額の主な理由は、重層的支援体制整備事業の開始により、地域支援事業費のうち生活支援体制整備事業費や総合相談事業費、一般介護予防事業費などが一般会計へ移行したことによるもの

です。

歳入の主なものは、国庫支出金が3.1%、県支出金が3.4%、繰入金が2.8%の減となっています。歳出の主なものは、地域支援事業費が38.6%の減、諸支出金が5,678%の増となっております。

次に、議案第22号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,462万7,000円とするもので、対前年度比1.9%、28万7,000円の減となっております。

歳入の主なものは、サービス収入が6.6%の増、繰入金が83%の減で、歳出の主なものとしましては、総務費が9.7%の減となっております。

次に、議案第23号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,932万4,000円とするもので、対前年度比5.7%、235万6,000円の減となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第24号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,822万6,000円とするもので、対前年度比4.1%、162万2,000円の減となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第25号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、衛生的で快適な生活環境を創造すると共に、公共用水域の水質汚濁防止を図るため本事業を推進しているところであります。

令和4年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事及び供用開始区域での接続率向上に努めるほか、中央浄化センターの施設整備を実施してまいります。

まず、第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,892万2,000円とするもので、対前年度比2.7%、2,292万7,000円の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料1億1,903万6,000円、国庫補助金2億9,000万円、一般会計繰入金1億8,325万1,000円を予定しております。

歳出の主なものは、事業費の委託料3億3,187万4,000円、工事請負費2億7,000万円及び公債費1億7,009万3,000円を予定しています。

次に、第2表、債務負担行為については、下水道地方公営企業法適用移行に伴う企業会計システム導入を設定するものであります。

次に、第3表、地方債については、公共下水道事業債として、2億8,120万円の借入を予定しているものであります。

次に、議案第26号「令和4年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で、安定し、継続した水供給が可能な給水体制の確保に努めるとともに、予算においては、公営企業の効率的運営に主眼を置き予算編成しております。

まず、第2条において、業務の予定量として、給水戸数を1万1,635戸、年間総給水量を300万1,000トンとするものです。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億3,309万7,000円、支出を3億8,591万円とするものです。

収益の主なものは、給水収益が3億8,095万8,000円で、収入全体に占める割合は88.0%となっています。

費用の主なものは、職員給与費を6,037万5,000円、委託料4,332万6,000円、動力費2,820万9,000円、減価償却費1億3,908万1,000円を予定しております。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を1,370万2,000円、支出を2億3,023万8,000円とするものです。

収入の主なものは、負担金1,370万円を予定し、支出の主なものは、施設費9,061万4,000円、固定資産購入費3,023万5,000円、企業債償還金1億601万8,000円を予定しております。

なお、第4条予算の収支不足額2億1,653万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、議案第27号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、高才第3地区県営土地改良事業の事業実施のため、関連する町道2路線について、路線の廃止を行うものであります。

次に、議案第28号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、町道下新28号線の未供用部廃止に伴い、当路線の終点部について新規路線の認定を行うものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図る

ため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、令和4年4月8日までに法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります柴畑実余子氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

以上、27議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出いたしております。

報告第2号「教育に関する事務事業の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第3号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 補足説明があれば、許します。

日程第5. 文教厚生常任委員会委員の選任

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、文教厚生常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。現在、文教厚生常任委員会の委員が1名欠けておりますので、福田議員を文教厚生常任委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、福田議員を文教厚生常任委員として指名することに決しました。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議長、動議です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 動議を提出いたします。

審決の中で、動議と言った場合には、必ずというふうに審決書に載ってましたので、あえて、審決書に基づいて動議を提出いたします。

3本あります。

動議。三股町議会ハラスメント根絶条例違反で、重久議長の行動に対し、動議を提出します。

理由は2点あります。

1点目、議会正常化調査特別委員会内での議員の自由活発な発言は、保障されなければなりません。しかし、このことを承知で、重久議長は、前事務局長がパワーハラスメントで怖がってい

たことを見越して、現事務局長に対し、委員会内の委員の発言を自分のタブレットに入力させています。この行為で、議員は加工されるかもしれない、委員会内の音声で町民の疑問に応じなければならぬことが予想されます。

2点目、2月21日の特別委員会の開催場所を、議会本会議場で開催するように、特別委員長に伝えるように、議会事務局長に指示しました。しかし、特別委員会が委員全員の意見で全員協議会室になっていることを知ると、事務局3人全員を、語気を荒げて議長室に呼び出し、大きな声で追及していました。

また、副町長も同時に呼び出したことから、委員会が開催しているにもかかわらず、委員会進行ができない時間が1時間50分にも及びました。そして、「議長の私が許可していない、警察を呼べ」など、尋常では考えられない発言で、事務局職員に指示を行っています。このことは、議会事務局職員に対して明確なパワハラであるばかりでなく、特別委員会の委員全員に対するパワハラでもあります。

これら2つの行為は、せつかく議会を正常化しようとする、重久議長以外の議員の思いを踏みにじるものです。したがって、三股町議会ハラスメント根絶条例前文、前の文ですが、ハラスメントは、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことになる。そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、お互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分に発揮することができるようにするため、三股町議会はハラスメントを防止し、全ての町の職員や町の関係団体職員の良い勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1条、この条例は、職員等が個人として尊厳を尊重された良好な勤務環境を確立するため、町議会議員によるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、誹謗、中傷、風説の流布等により、人権を侵害し、又は不快にされる行為の防止のため措置等を講ずるとともに、ハラスメントの被害者に配慮することにより、議員によるハラスメントを防止及び根絶することを目的とする。

第2条、議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

第3条、議員は、町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨にしたがって、その使命の達成に努めなければならない。

同条第2項、議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、勤務環境を害するものであること並びに職員等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員等の人格を尊重した活動をしなければならない、と決められています。これらの明確な違反であります。

また、町議会ハラスメント根絶条例第3条第3項、議員は、当該議員によるハラスメントがあ

ると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明にあたるるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない、とあります。この規定により動議を提出します。

まだあります。ハラスメント根絶条例違反及び懲罰の動議を提出します。

ハラスメント根絶条例第6条第2項に、議会は、町長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、懲罰特別委員会から意見を聞き、ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他必要な措置を講じなければならない、とされています。

2月25日付で、議長に対し、重久議長の議会事務局職員に対するパワーハラスメント防止についての申入書があったはずですが、印鑑が押してあります。中には、これには、三股町議会正常化調査特別委員長宛てになっています。この申入書は4ページになっていますが、その後ろのほうにこう書いてあります。

議長のこの言動は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、または職員の勤務環境を害することとなるようなもの、つまり、パワーハラスメントと考える、とあります。

最後に、申入れ事項とあり、議会事務局職員に対して、このようなパワーハラスメントが行われないように、議員全員で対処すること、と結んであります。

この申入書の提出者は、副町長ではありますが、この問題をできるだけ穏便に進めようという町長の配慮が感じられます。しかし、町議会はそうはいきません。匿名ではなく、町長を補佐する立場の西村尚彦副町長と記載されているから、なおさらです。

この書面を議長は無視しようとして、25日の午前中に、書いてある内容に怒って、受け取り拒否すら行っています。本来であれば、早急に議員を集めて内容を公表し、（「そうだ」と呼ぶ者あり）善後策を議会として検討するべきであったと思いますが、なかったことにして、3月議会を進めようとしています。これは大変重要で重大な問題です。議会の品位の保持どころの話ではありません。議会の存亡に関すること。したがって、ハラスメント根絶条例違反、さらに重要な書類を議会に諮らなかつたことに対しても、懲罰の対象であり、動議を提出します。

3点目、重久議長の行動に対して、動議を提出します。理由は3点あります。

1点目、2月15日の第14回議会正常化調査特別委員会が開かれました。そこで、審決の結果を受けて、議長はどう思っていますかとの問いに、ノーコメントと答えられました。そのことに対して、各委員から、何らかの答弁をすべきではないかとの問いかけに対しても発言がありませんでした。しかし、その委員会の生の音源を、議長の職権を強力に活用・濫用して、議会事務局職員に、議長自身のタブレットに入力させています。しかも、最悪なことは、その音源を第三者に独断で聞かせています。その録音データが複製され、我々の知らない人に渡ってしまうかも

しれません。

三股町議会会議規則には、第12章、規律、品位の保持、101条、議員は、議会の品位を重んじなければならない。携帯品、102条、議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない、と明確に規定しています。

議長は、この決まりがあるのを十分承知の上での行いは、最悪の行動だと言えます。議会の規律も守れません。また、このことを許せば、議会会議規則、102条の録音機の記載は全くの空文になってしまい、自分の都合のいいところだけを第三者に聞かせることができるようになり、自由に活発な討論ができなくなってしまいます。

この事態は、2月18日の第15回特別委員会の中で、議長は、事務局は悪くない、事務局職員の責任を追及しないでくれ、この責任は自分にある、との趣旨の発言がありましたが、その後の自身に対しての責任の言及はありませんでした。

このような重要な規則違反行為で生じた影響は、どこまで広がったのか、また、その音源は回収できるのか、十分に調査する必要があります。

2点目、議長の要望で、議会事務局長に指示した委員会の場所が違ったからといって、オブザーバーであるはずの議長の職権で、場所の使用許可がないことなどで、事務局職員を大きな声で、しかも命令調の口調で議長室に呼び出し、また、副町長を議長室に呼び出し、議長の私が許可していない、警察を呼べなどと、新型コロナウイルスを口実にし、昨年5月から15回も全員協議会室で行われ、自身も、第14回、第15回の開催時には、委員会の開催場所には何も触れずに出席しています。

これは、前回までの発言と矛盾し、委員会を混乱させ、結果的に開催時間を1時間50分、遅らせています。失礼、約1時間50分ですね。

3点目、特別委員会の議論の中で、特別委員会で結論を出して、その結果を、議長に陳情書を出せとの発言がありました。そのことは、特別委員会の全委員は、議長に対しては、陳情ということでは議会正常化を図ることができないことになり、議長の職権濫用であります。

2月9日付の宮崎県知事による審決の中で、処分理由の中に、議長の権限を濫用した不適切な議事進行により、議場の秩序を乱したものであると判断できる、との記載が、少なくとも、確認できるだけで6か所あります。

このような審決があったにもかかわらず、反省の姿がみじんも感じられません。よって、三股町議会会議規則109条の規定により、懲罰動議を提出いたします。これについては、山中議員の賛同を得ておりますので、2名以上ということです。

それから、最後に、この録音ですが、議長は、委員会の発言を録音したものをタブレットに入れています。今、もう多分、執行部にはないと思いますけど、録音したものがもしあれば、もち

ろん、本人の同意も必要ですけれども、議長の同意は多分に確認できるというふうに思いますので、本人さんの同意は別にして、もしそういう音源があれば、聞いていいですよという確認をいたします。

○議長（重久 邦仁君） ただいま指宿議員から動議の提案、そして提案理由が出され、最後には、議長の意思を確認とまで、かなりボリュームたっぷりにおっしゃられていますので、まずは、この動議の提案が出されましたので、この件についてお諮りいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ただいま指宿議員から動議が提案されたことについて……（「休憩」と呼ぶ者あり）
暫時休憩。

午後0時05分休憩

午後0時06分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開。

ただいま動議提出、そして懲罰の2名の署名があるということで成立ということに相成りました。

あとの処置については、議会運営委員会に諮り、書面をもって、その、書面があるんでしょう。書面があるんでしょう。委員長報告に、報告を出さんやいかんから、その動議の提案の理由と懲罰委員会の2名の署名の書面が出来上がってるやに思うんですが、その件については、指宿議員、いいんですね。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 提出します。

○議長（重久 邦仁君） はい、分かりました。

じゃあ、議運長、そういうことで、お諮りお願いいたします。議運長。
暫時休憩。

午後0時08分休憩

午後0時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

それでは、以上で、本日の（中断）午後1時半から再開いたします。

午後0時16分休憩

〔議会運営委員会〕

午後4時31分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会期日程の追加の件を議題とします。議会運営委員長より報告をお願いします。池邊議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日、議論が長時間になっており、追加日程として、本会議を3月3日に提案させていただきます。

以上です。（「10時」と呼ぶ者あり）10時です。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。会期日程の追加につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、3月3日を追加することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期の追加につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時33分散会

令和4年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和4年3月3日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和4年3月3日 午前10時12分開議

追加日程第1 懲罰動議

追加日程第2 懲罰動議

本日の会議に付した事件

追加日程第1 懲罰動議

追加日程第2 懲罰動議

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

11番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長 木佐貫 辰生君 副町長 西村 尚彦君

総務課長兼町民室長	……	白尾 知之君	企画商工課長	……	山田 正人君
税務財政課長	……	黒木 孝幸君	町民保健課長	……	齊藤 美和君
福祉課長	……	渡具知 実君	高齢者支援課長	……	下沖 祐二君
農業振興課長	……	上原 雅彦君	都市整備課長	……	前田 勉君
環境水道課長	……	西畑 博文君	教育課長	……	福永 朋宏君
会計課長	……	島田 美和君			

午前10時12分開議

○副議長（楠原 更三君） おはようございます。いろいろありましたけれども、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は11名……。〔発言する者あり〕いろいろ不手際があります。

開会前ではありますが、お知らせをいたします。

教育長から欠席の届けが出されておりますので、報告いたします。

また、報道関係者から写真撮影等の許可申請があり、これを許可しております。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

まず、議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

本日、10時開会の本会議開会の予定でありましたが、重久議長が出席されないため、議会運営委員会で協議をいたしました結果、副議長を議長として進めていくということを決断いたしました。

また、先日3月1日に委員会を開いております。指宿議員外1人より提出されました動機について協議をいたしております。

地方自治法135条第2項及び会議規則109条第1項の条件を満たしたため、動議が成立していること、また、執行部から提出された公文書についても確認をしたところ、提出されました3つの動議を2つの懲罰動議として整理することを決定いたしました。

なお、重久議長はおられれば、本来であれば当事者であるため、議題の宣告を行った後、議場から退席することとし、議長席を楠原副議長と交代するということになっておりましたが、本日来られておりませんので、このまま進めていくというふうなことになります。

ご報告いたします。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり処置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、このたび提出されました懲罰動議は成立しました。

それでは、指宿議員外1名から、地方自治法第135条第2項及び会議規則109条第1項の規定によって懲罰動議が提出されました。

この懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。したがって、懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることになりました。

ここで暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○副議長（楠原 更三君） じゃあ、休憩を閉じます。

会議を再開いたします。

追加日程第1. 懲罰動議

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第1、議長に対する懲罰動議を議題とします。

提案者の説明につきましては、先日、指宿議員から動議の提案があったときに行われましたので、割愛させていただきます。

これより質疑に入ります。この案件につきまして質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

懲罰動議については、その提出とともに委員会条例第6条の規定により、懲罰特別委員会が設置されております。また、会議規則第110条の規定により、委員会付託を省略して議決することができないこととなっております。よって、本動議を懲罰委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、本動議については懲罰特別委員会

に付託して審査することに決しました。

懲罰特別委員会の定数は委員会条例第6条第2項の規定により6人となっております。

お諮りします。懲罰特別委員会は申合せにより議会運営委員会が兼ねることになっております。また、委員に欠員が生じた場合は、議員経験の長い議員から順次補充することになっております。よって、提案者である指宿議員と山中議員を除き、上西議員を補充した池邊議員、内村議員、新坂議員、堀内和義議員、田中議員、上西議員の6人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員には、池邊議員、内村議員、新坂議員、堀内和義議員、田中議員、上西議員の6人を選任することに決しました。

なお、懲罰特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会の正副委員長が兼ねることを報告いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに懲罰特別委員会を開催し、（発言する者あり）協議を行っていただきますようお願いいたします。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） まず最初に、今日の分を、今日中に動議として出したいなというふうに思います。

要するに、診断書も何もなしに、故意に事前の連絡もなしに休むというのは、議長が、言語道断というふうに思いますので。

それはさておき、今日、今用意しているのは、山中議員と連名で出します。

で、3月1日に限って読まさせていただきます。

令和4年3月1日の定例議会の故意による議会再開拒否の懲罰動議。

以下、6点の理由で、重久議長に対し懲罰動議を提出します。

1、重久議長は、議長の職権を故意に振りかざして議会再開を拒否し、池邊議会運営委員長や楠原副議長の再三再四にわたる議会の再開の要求にも応じず、議会を混乱させたこと。

2、重久議長は、重久議長以外の11名全員の出席の下、11名全員の会議再開要請や起立による意思表示の開催要求を完全に拒否し続けたこと。

3、重久議長の会議再開の拒否は、午後2時頃から午後4時31分頃までの約2時間30分にも及んだこと。

4、重久議長は、三股町議会会議規則第8条、会議時間は午前10時から午後5時までとするとの規定を悪用しようと画策したとしか考えられないこと。

5、重久議長は、休憩中と称して、議員全員に対して威厳を振りかざしながら威嚇して、パワーハラスメントと確信するような行動をしたこと。

6、今会議が開会できなかつたことで、副町長や総務課長の本来の職務を妨げたこと。

判断は懲罰委員会に委ねますが、この3月1日の行動だけでも出席停止以上で、三股町議会会議規則第113条の規定に該当すると思っています。

よって、三股町議会会議規則109条の規定により、懲罰動議を提出いたします。

これについては、指宿と山中議員が連署で提出します。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） それでは暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時26分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの件につきまして、議会運営委員会を開催していただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

〔議会運営委員会〕

午前10時39分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

指宿議員外1名から提出されました、3月1日の定例議会の故意による会議再開拒否の懲罰動議、そしてもう1本、本日の3月3日正当な理由なき欠席における懲罰動議、この成立を確認いたしました。

また、その件につきましては追加日程として進めることを確認をいたしましたところ です。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、先ほど提出されました懲罰動議を取り扱うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、このたび提出されました懲罰動議は

成立し、議会運営委員長の報告のとおり処置することに決しました。

追加日程第2. 懲罰動議

○副議長（楠原 更三君） それでは、指宿議員外1名から、地方自治法第135条第2項及び会議規則109条第1項の規定によって懲罰動議が提出されました。

この懲罰動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることについて採決します。

本動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。したがって、懲罰動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることが可決されました。

この後、休憩に入りますので、直ちに懲罰特別委員会を開催し、審査を行っていただきますようお願いいたします。

なお、会議室は全員協議会室といたします。

再開は審査の結果が決定次第といたします。

それでは暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....
〔懲罰特別委員会〕
.....

午後3時24分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、懲罰特別委員長より報告をお願いします。懲罰特別委員長。

〔懲罰特別委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○懲罰特別委員長（池邊 美紀君） 懲罰特別委員会の経過報告をいたします。

本日事案の確認等を行っただけでありまして、まだ今後協議が続くものと思われま。よろしくをお願いします。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） それでは、会期日程の追加の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

3月7日に本会議を追加日程案と決定いたしましたので、報告させていただきます。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。会期日程の追加につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、3月7日を追加することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期の追加につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

○副議長（楠原 更三君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時26分散会

議事日程(第3号)

令和4年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 懲罰特別委員会中間報告

追加日程第1 懲罰動議

追加日程第2 重久議長に対する不信任の動議について

追加日程第3 仮議長について

追加日程第4 発議第1号について

本日の会議に付した事件

日程第1 懲罰特別委員会中間報告

追加日程第1 懲罰動議

追加日程第2 重久議長に対する不信任の動議について

追加日程第3 仮議長について

追加日程第4 発議第1号について

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

11番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開議

○副議長（楠原 更三君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

現在審査中の懲罰動議は、重久議長の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって、重久議長には除斥いただいているところです。

日程第1. 懲罰特別委員会中間報告

○副議長（楠原 更三君） 懲罰特別委員長より経過報告をお願いします。懲罰特別委員長。

〔懲罰特別委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○懲罰特別委員長（池邊 美紀君） 懲罰特別委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

お手元に資料があると思いますので、目を通していただきたいというふうに思います。

まず、重久議長に対して提出された動議の内容を精査し、懲罰事案の整理を行い、その結果、懲罰事犯を4件に整理いたしました。

懲罰事犯1、2月21日の議会正常化調査特別委員会の開催直前に、会議場所を議会本会議場で開催するように、議会事務局長に指示し、全員が全員協議会室に集まっていることを知ると、事務局員3人を議長室に呼び出し、大声で追及。また、副町長も呼び出したことで、議会正常化調査特別委員会が開催できない時間が1時間50分に及んだこと。さらに、3人の事務局職員と副町長に対し威圧的な態度を取り、全員協議会室に重久議長以外の11名が集まっていることに

対し、「議長の私が許可していない。警察を呼べ」などと尋常ではない指示を行った事案。

懲罰事犯2、懲罰事犯1に対し、2月25日付で、重久議長の議会事務局職員に対するパワーハラスメント防止についての申入書が、重久議長宛てに副町長名で提出されましたが、その公文書を、重久議長が受け取りを拒んだ事案。

懲罰事犯3、3月1日定例会の故意による会議再開拒否の件。

3の1、懲罰動議成立後、議会運営委員会で動議成立を確認し、直ちに追加日程として扱うことを承認。本会議再開を議会運営委員長報告とするところを、重久議長は登壇せず、会議再開を拒み、議会運営委員長や副議長の再三の申入れを無視したこと。

3の2、重久議長以外11名の議員の会議再開要請や、本会議再開の起立による全員の意思確認があったにもかかわらず、本会議再開を拒否し続け、重久議長の妨害により、午後2時頃から午後4時30分頃までの約2時間半に及び本会議が再開できなかった。

懲罰事犯4、3月3日の本会議に正当な理由なく本会議に欠席した件。

3月3日10時開催の本会議で、議長以外全員が、本会議場に着座して開会を待っていたが、そのままでは本会議を開催できないため、急遽、議会運営委員会を開催し、副議長が議長席に座り、議事進行を行うことを決定し、10時12分に本会議を再開。重久議長が来たのは、本会議終了後、10時50分頃であります。

以上、懲罰事犯を4件に整理し、懲罰特別委員会で協議を進めているところです。

なお、この後のスケジュールとしては、事犯の事実確認、重久議長の弁明、懲罰内容の協議となります。

以上、経過報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） この後、休憩に入りますので、直ちに懲罰特別委員会を開催し、審査の続きを行っていただきますようお願いいたします。（発言する者あり）指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 懲罰特別委員会にお聞きをいたします。

今、されたのに異議があるわけではないんですが、これもさせてほしいという意味です。

議会事務局職員に、強力な権力を活用して、自分のタブレットに音声を入力したこと。これは、今から先、いろんな人たちが音声を入力して、勝手に改ざんして、誰々議員がこんなことをしゃべったということが可能になります。それで、この資料を後から出てくるんでしょうけれども、最高裁の判決で、傍聴席で録音テープを取ったらいかんと、それはなぜかちゅうたら、勝手に改ざんされる。もしくは、そのことによって、自由な発言が阻止されることがあるということが出ています。したがって、この中に、ぜひとも、精査行っていない、精査をしていない。例えば、事務局職員がメモで取った録音とかですね、それから傍聴室の録音とか、それはやったらいかんと。ましてや、議長が職権で、事務局職員に命じて録音を取るなんて言語道断というふうに思っ

ていますので、ぜひとも、これをつけ加えてほしいんですが、よろしくお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（池邊 美紀君） 委員会の中で調整をして、協議をして、つけ加えるというふうなことから、まず、協議をしていきたいというふうに思います。

懲罰事犯、どういった法に触れるのかというところも問題になると思いますので、そういったところもしっかりと協議を詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 新たに動議を出していきたいと思います。

3月4日の議会の開会を、議長の強引な行動で阻止したことに対する懲罰動議です。

重久議長は、県内全域に、まん延防止等重点措置が実施中で、県民に対して、宮崎県知事から、県内での地域をまたいだ移動の自粛を求められています。この渦中の考えられない行動です。しかも、重久議長自身、議会正常化調査特別委員会の開催時には、コロナウイルス感染を口実に、委員会を約1時間50分も、開催場所変更を口実に開会を遅らせて、開会場所での感染リスクを強く主張したにもかかわらず、突如に出張を言い出して、新富町に出張しています。県町村議長会が主催であれば、事前に公文書が、議長会の事務局から来ていたはずですが、しかし、議会開会中にもかかわらず、直前になって、三股町議会事務局長を同伴の上、出張をしました。新富町議会が3月3日から3月16日まで3月議会を開会しています。新富町議会議長も、新富町議会の事務局職員も、大変に忙しいにもかかわらず出張をしています。このような忙しいときに新富町まで行くとなると、相当に緊急かつ重要な会議が考えられますが、このようなことはありません。重久議長は強力な職権を不当に乱用し、出張費を新たに発生させ無駄遣いをしています。重久議長に対して、懲罰動議が審議中で3月4日弁明の設定しようとするのが分かると、強引に出張を設定して、町議会の開会中である会議の開催を困難にすることで妨害しています。よって、三股町議会会議規則第190条第2項の規定により動議を提出いたします。

これは、山中議員と2人で提出いたします。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○副議長（楠原 更三君） 再開します。

それでは、議会運営委員会を開いていただきまして、ただいまの動議の審査をお願いいたします。

す。

それでは、休憩いたします。

午前10時09分休憩

〔議会運営委員会〕

午前10時23分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

先ほどの、3月4日の議会の開会を議長の強引な行動で阻止したことに対する懲罰動議についてでありますけども、動議が成立していることを確認いたしました。

また、この件について、追加日程とすることを確認いたしましたのでご報告申し上げます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、このたび提出されました懲罰動議は成立し、この懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。したがって、懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1. 懲罰動議

○副議長（楠原 更三君） この後、休憩に入りますので、直ちに懲罰特別委員会を開催し、審査の続きを行っていただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

なお、執行部の方々は、この後の議会出席につきましては、ご自身の仕事の関係もあるでしょうから欠席されても構いません。

午前10時25分休憩

〔懲罰特別委員会〕

午後 3 時 28 分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き懲罰動議を議題とします。

本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長。

〔懲罰特別委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○懲罰特別委員長（池邊 美紀君） 懲罰特別委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

まず、重久議長に対して提出された動議の 6 件の懲罰事犯が法令に抵触しているか確認を行い、その結果、6 件の懲罰事犯とも法令に抵触していることを確認をいたしました。

懲罰事犯 1、2 月 21 日の議会正常化調査特別委員会の開催直前に、会議場所を議会本会議場で開催するように、議会事務局長に指示し、全員が全員協議会に集まっていることを知ると、事務局員 3 人を議長室に呼び出し、大声で迫及。また、副町長も呼び出したことで、議会正常化調査特別委員会が開催できない時間が 1 時間 50 分に及んだこと。さらに、3 人の事務局職員と副町長に対し、威圧的な態度を取り、全員協議会室に重久議員以外の 11 名が集まっていることに対し、「議長の私が許可していない。警察を呼べ」などと尋常でない指示を行った事案でございます。

この件につきましては、三股町議会規則、品位の尊重、第 101 条、議員は、議会の品位を重んじなければならない。議事妨害の禁止、第 103 条、何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行動をしてはならない。

以上の法令に抵触しております。

懲罰事犯 2、懲罰事犯 1 に対し、2 月 25 日付で、重久議長の議会事務局職員に対するパワーハラスメント防止についての申入書は、重久議長宛てに副町長名で提出されましたが、その公文書を、重久議長が受け取りを拒んだ事案でございます。

この件につきましては、三股町議会ハラスメント根絶条例、議長の責務、第 2 条、議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。公表等、第 6 条、議会は、前条により、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他必要な措置を講じなければならない。議会は、町長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、懲罰特別委員会から意見を聞き、ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他必要な措置を講じなければならない。

以上の法令に抵触しております。

続きまして、懲罰事犯 3、3 月 1 日定例会の故意による会議再開拒否の件でございます。

3 の 1、懲罰動議成立後、議会運営委員会で動議成立を確認し、直ちに追加日程として扱うこ

とを承認。本会議再開後、議会運営委員長報告とするところを、重久議長は登壇せず、会議再開を拒み、議会運営委員長や副議長の再三の申入れを無視したこと。

3の2、重久議長以外11名の議員の会議再開要請や、本会議再開の起立による全員の意思確認があったにもかかわらず、本会議再開を拒否し続け、重久議長の妨害により、午後2時頃から午後4時30分ごろまで、約2時間半に及び本会議が再開できなかった点であります。

この件につきましては、地方自治法第114条、普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第106条第1項または第2項の例による。

第129条、普通地方公共団体の議会の会議中、この法律または会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外に退去させることができる。

三股町議会会議規則、品位の尊重、第101条、議会は、議会の品位を重んじなければならない。議事妨害の禁止、第103条、何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

以上の法令に抵触しております。

懲罰事犯4、3月3日の本会議に正当な理由なく本会議に欠席した件。

3月3日10時開催の本会議で、議長以外全員が、本会議場に着座して開会を待っていたが、そのままでは本会議を開催できないため、急遽、議会運営委員会を開催し、副議長が議長席に座り議事進行を行うことを決定し、10時12分に本会議を開会。重久議長が来たのは、本会議終了後10時50分頃であります。

この件につきましては、三股町議会会議規則、参集、第1条、議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

欠席の届出、第2条、議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。

以上の法令に抵触しております。

懲罰事犯5、会期中にもかかわらず、出張した件。

この件につきましては、三股町議会基本条例、議員の政治倫理、第15条、議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

三股町会議規則、議員の派遣、第127条、第100条第13項の規定により議員を派遣しよ

うとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

以上の法令に抵触しております。

続きまして、懲罰事犯6、委員会の音声データを持ち出し、第三者に聞かせた件であります。

この件につきましては、三股町議会会議規則第102条に抵触しております。

これは最高裁判決もあるようですので、継続審査といたします。

以上、5つの懲罰事犯を慎重に審査した結果、本日3月7日から3月22日までの16日間出席停止を科すことに決定しました。

なお、三股町議会ハラスメント根絶条例第6条の規定により、ハラスメントを行った議員の氏名を、町ホームページ及び広報誌で公表することに決定しました。

また、先ほど申し述べたとおり、懲罰事犯6の委員会の音声データを持ち出し、第三者に聞かせた件につきましては、継続審査といたしました。

以上、報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これより討論を終結します。

これより採決を行います。本件に対する懲罰特別委員長の報告は、重久議長に、本日から3月22日までの16日間の出席停止の懲罰を科すことです。本件は、懲罰特別委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。よって、重久議長は、本日から3月22日までの16日間の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

重久議長の入場を求めます。

一旦、休憩します。

〔議長 重久 邦仁君 入場〕

午後3時38分休憩

午後3時42分再開

○副議長（楠原 更三君） 再開します。

ただいまの議決に基づいて、これから重久議長に懲罰の宣告を行います。

重久議長の起立を命じます。

○議長（重久 邦仁君） はい。

○副議長（楠原 更三君） 重久議長に、本日から3月22日までの16日間の出席停止の懲罰を科します。

重久議長の退場を求めます。

〔議長 重久 邦仁君 退場〕

○副議長（楠原 更三君） 続きまして――堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 議長の不信任案を提出いたします。

先ほど、重久議員に対する懲罰が下されました。それを受けて、議長不信任案を提出いたします。

理由は、懲罰にあったように4件。

まず、1件目、職員へのパワーハラスメントであります。

こちらは、副町長名で町議会に申入れがあり、議員から動議が出たことで、マスコミ等の報道で町民が知ることになりました。町議会への信頼が大きく揺らいだ責任は重大であります。

さらに、2件目、このパワーハラスメントは、副町長名で、申入書として、公文書として、三股町議会議長宛てに提出されましたが、受取拒否をしたとのことであります。自らの問題で議長という立場を利用し、もみ消しを図った事実は大変悪質であり、議長としての資質に欠ける行動であります。

次に、3件目、3月1日の議事進行を故意に遅らせた件。

動議が自分のことであることを理解すると、議長の立場を利用し、登壇を拒み、議会運営委員長や副議長の「再開すべき」という言葉を受け、言葉だけ「開きます」と言いながら、行動に移さないという遅延行為に及び、さらに、重久議長以外11名の議員全員の本会議再開の起立による意思表示まで無視した行動を取り続け、2時間半も遅延行為を働いたこと。

次に、4件目。3月3日の本会議を正当な理由なく欠席したこと。

重久議長は、本会議開始時刻の午前10時直前まで、自らの動議の件で事務局と電話でやり取りし、本会議を正当な理由なく欠席。議場には、議員及び執行部は全員出席しておりましたが、議長が来ないことにより議会が開会できず、やむなく議会運営委員会が開かれ、12分遅れで開会し、副議長が進行を行ったものであります。

重久議長は、本会議終了後の10時50分に登庁したものの、何の弁明もありませんでした。このことは議会軽視であり、重大な事案であります。2月に県の審決が下り、重久議員は議長として戻ってきましたが、以前と変わらず、いや、以前にも増して議会軽視や議長としての資質に

欠ける言動が数多く見受けられます。よって、ここに三股町議会として、意思表示をすべきと考え、重久議長に対する議長不信任案を提出いたします。

令和4年3月7日、堀内和義、田中光子。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 一旦、休憩します。

午後3時47分休憩

.....
〔議会運営委員会〕
.....

午後4時00分再開

○副議長（楠原 更三君） 再開します。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

まず、先ほど動議が提出されました。動議が成立したことの確認をいたしました。

その件につきまして、追加日程第2として取り扱うことを決定いたしました。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、このたび提出されました動議は成立し、追加日程第2として取り扱うことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致です。よって、このたび提出されました動議は成立し、追加日程2として取り扱うことに決しました。

..... .
追加日程第2. 重久議長に対する不信任の動議について

○副議長（楠原 更三君） それでは、重久議長に対する不信任の動議についてを議題とします。

提案者の説明につきましては、先ほど発言がありましたので割愛いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これより討論を終結します。

それでは、ただいまより重久議長に対する不信任の動議について賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。よって、重久議長に対する不信任の動議は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 仮議長について

○副議長（楠原 更三君） 続きまして、先ほどの議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

今、副議長が、議長席に座っておりますが、仮議長を決めておかないといけないというふうなことです。仮議長を、福田議員に推薦をしたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、福田議員を仮議長とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり、福田議員を仮議長とすることに決定いたしました。

追加日程第4. 発議第1号について

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議案を提案します。

○副議長（楠原 更三君） どうぞ。

○議員（1番 田中 光子君） 議員発議案第1号「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」。

世界中が、新型コロナウイルス感染症への対応に追われる中、ロシア軍は、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。民間人を含め多数の犠牲者を出し続け、国際社会が激しく非難する現在においても、原子力発電所を攻撃し、制圧するなど、侵攻を続けている。これは明らかに国際憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない危険な暴挙である。よって、本町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナ

の主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。また、政府において、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について、万全を尽くされるよう強く要請する。

以上、決議する。令和4年3月7日三股町議会。

○副議長（楠原 更三君） ただいま、田中議員より発言のありました決議案に賛同いただける議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。よって、田中議員より発言のありました決議案は可決されました。

それでは、ただいまの決議案が可決されましたことを受けて、このたびのロシア軍の攻撃により犠牲者となったウクライナの方々に黙禱をささげたいと思います。

○局長（西山 雄治君） ご起立ください。黙禱。

〔黙禱〕

○局長（西山 雄治君） おなおりください。着席。

○副議長（楠原 更三君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時08分散会

議事日程(第4号)

令和4年3月8日 午前9時58分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

11番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	渡具知 実君
高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	前田 勉君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	福永 朋宏君	会計課長	……………	島田 美和君

午前9時58分開議

○副議長（楠原 更三君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、私が発言順位1番となっておりますので、私の一般質問の間は、仮議長である福田議員と議長席を交代いたします。

○仮議長（福田 新一君） それでは、よろしく願いいたします。仮議長の福田です。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位1番、楠原です。私はこれまで三股再発見を念頭に議員活動を行ってきております。これまでの歩みを知ることは、これからの魅力あるまちづくりに、三股らしさを加える重要な資料になると考えているからです。

昨年、本町は、幸福度及び住み心地の点で高い評価を頂きました。この高い評価が町内外、県内外に伝えられ、これがふるさと納税に追い風となると思っていました。町議会が混乱するという決してあってはならない出来事が現在まで続いており、大変申し訳なく思っていますとともに、この混乱がふるさと納税にも悪い影響を与えることにならなければよいかと心配しております。

さて、今回の一般質問は、昨年6月、9月、12月議会に続いて、ふるさと納税について質問してまいります。

本町はもちろんのことながら、ほとんどの自治体は、基本的に自主財源が少ないわけですので、ふるさと納税による税収増はありがたいものです。ふるさと納税への取組にもっと力を入れるべきだということは当然であると思います。もちろん、これについては、ルールに従ったものでなければなりません。

令和3年度は、前年度の残念な結果を挽回しようと、ふるさと納税への新たな取組を始めた年となります。3年度はあと少し期間を残していますが、途中経過としての現況を伺います。あとは質問席から行います。

○仮議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま、ふるさと納税について、楠原更三議員からのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の現況についてのご質問でございます。

12月の定例会で、昨年11月までの寄附額についてご報告をさせていただいておりますので、今回はそれ以降の寄附額を報告させていただきます。

12月は、前年度2,232万円に対しまして8,646万円、6,414万円の増、対前年度比3.9倍でありました。1月は、前年度121万円に対しまして337万円、216万円の増、対前年度比で2.8倍でありました。

なお、4月から1月までの10か月間の寄附総額は、前年度7,981万円に対しまして今年度は1億4,586万円、6,605万円の増、対前年度比で1.8倍という実績でございました。

今年度は、2月と3月の寄附額によりますけれども、昨年並みの寄附額であれば、それを当てはめてみますと、目標額の1億5,000万円を上回るものと予想されます。これに満足するわけではなくて、4年度はますますこれをまた糧にしながら頑張っていきたいというふうに考えているところです。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 1億5,000万円を上回る予想であると、非常に喜ばしいことですが、このプラスになった要因としては、本年度のどのような取組を特に挙げることができそうですでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今年度の取組といたしましては、一番は専任の職員を置いたというところがあると思います。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 専任の係の方を置いたということでしたけれども、それで前年度をこんなに上回ったということは、今回議案に出ていますけれども、推進室を置くという議案が出ているようですけれども、もっと令和3年度よりも充実した取組が行われると考えてよろしいのでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今、お話がございましたとおり、新たにふるさと納税推進室を置くということで、専任の職員をはじめ、3人の体制で取り組むことといたしております。

その取組内容なんですけれども、まず一つは、これまでの方針を基本に、さらなる強化と充実を図っていくことといたしております。

まず一つは、体制の見直しとありますが、これは先ほどお答えいたしましたとおり、ふるさと納税推進室を置くということでございます。

2つ目の取組ですけれども、返礼品の充実を図る取組です。これまで同様、ふるさと納税応援事業者の開拓のほか、魅力的な返礼品の開発に取り組むことといたしております。次年度の特徴的な取組といたしましては、新型コロナウイルスの影響によって落ち込んだ経済の回復も兼ねて、新商品の開発等に取り組む事業者を支援することといたしております。開発された新商品は、ふるさと納税の返礼品に登録していただくことで、返礼品数の増加につなげてまいりたいと思っております。

3つ目の取組ですけれども、情報発信力の強化でございます。これまで同様、ウェブ広告の拡大を図ってまいります。現在ですけれども、ポータルサイト3社と契約いたしておりますが、早期に数社との契約をし、寄附者の増加につなげたいと思っております。

4つ目の取組ですけれども、企業版ふるさと納税の推進でございます。あらゆる機会を通じて本町に寄附活用事業の説明など、積極的に広報活動を行い、賛同いただける企業の確保を図ってまいりたいと思っております。

以上の取組で、目標の達成につなげたいと思っております。

なお、次年度の目標ですけれども、町長の施政方針の中でも発言がございましたとおり、目標額を3億円ということで掲げているところでございます。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） これから予定していたところまで答えていただきましたので、ちょっとこれから重複していくことがあるかもしれませんが、そのときはまたお願いします。

一般的にふるさと納税というのは都会と違って、地方においては納めていただく、入ってくるほうに注目が行きがちですけれども、どの自治体もほかの自治体へ出ていく流れというのは当然あるわけですけれども、その流れを知るということも必要だと思っております。

まず、入ってくるふるさと納税につきまして、今年の12月30日の宮崎日日新聞の一面に大きく「ふるさと納税22市町村増額 各自治体PR活用に知恵」と取り上げられていました。

資料の1を御覧ください。ここには、記事の中から9つの市を除いた17町村を載せています。

また、下のほうの3行、これについては私のほうで記入したものです。本町が最下位に位置していますけれども、いろいろと去年は、県内1位というニュースが続いた後の最下位、12月30日の新聞で、最後で最下位のニュースでした。これはしっかり検証していく必要があるかと思えます。17町村平均で2億7,759万円の増額となっている中で、本町は4,664万円の減額です。

また、出ていくふるさと納税については資料の2を御覧ください。これは住民税係に提供していただいた資料から幾分抜粋したものです。本町から出ていくふるさと納税の過去5か年分の状況を挙げています。これは町民の皆さんが行っているふるさと納税の状況だということだろうと思えますけれども、よく私分かりませんので、もしよかったら、これを簡単にいいですけども、説明いただけませんか。

○仮議長（福田 新一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 控除の関係なんですけれども、基本的に収入、寄附については、1月から12月のベースでその年の対象になるわけですけれども、まず、寄附された額のうち、確定申告をされた場合は、まず確定申告において、その方の所得税の税率に係る分について、まず令和3年の1月から12月までに寄附された方におきましては、3年度の所得税でまずその分が控除されます。それでも引き切れないものがありますので、その分については、これから令和4年度の課税になるんですけれども、今申告を受けておりますけれども、4年度の県・町民税から控除されるということで、俗に言う上限額の範囲内であれば、2,000円を除いた部分が国税と地方税で控除されるという制度のものであります。

この表につきましては、あくまで市町村民税の控除の額を示したものでありますので、例えば令和2年度でありますと、令和元年の1月から12月までに寄附された方の部分が、この5,000万ほどの寄附が控除の対象となったということでもあります。その中で約、市町村民税と県民税、6対4ぐらいになりますけれども、その場合に、町民税のほうで令和2年度でいきますと1,957万7,000円の減収となったと、県民税が1,305万2,000円の減収になったというような見方をしていただければいいのかと思います。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。いろいろ読んでもなかなか理解できない部分があるもんですから。ということは、これでいきますと、令和2年は、1,957万7,000円は出ていったと、入ってくる予定のものが出ていったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 控除額でありますので、出ていったというよりも、税のほうか

らしますと減収になったというような捉え方でいいのかなと思います。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 減収になったということです。減収になったわけですから、これを先ほどの、ここには書いていないんですけども、ふるさと納税の入ってきたほうをいろいろ年度別に見ていきますと、ここにはないんですけども、平成28年度から平成29年度にかけて入ってくるほうが3.7%の増と計算ではなりました。それから、29年度から30年度にかけては0.01%の減、30年から令和1年に関しては9.5%の増、令和1年から令和2年に関しては36%の減ということになって、この5年間の平均が、計算が合っているかどうか分かりませんが、5.7%の減と、入ってくるほうが。対して出ていくほうは今の数字、この5か年分がありますけれども、これを見ていきますと、平成28年から29年が66%の増、減収が増えているということです、それだけ。29年から30年は40%の増というふうに、この5年間の平均で47%増えていると、毎年。単純に、元の数字が大きさが違うわけですけども、このまんまでいくと、このまんまがずっと続いていったら、出ていくほうのほうが入ってくるよりも増えてしまうというような、単純な見方ですけども、そうになってしまうんじゃないかなと思います。したがって、どうしてもふるさと納税、出ていくのをカットするわけにはいきませんので、入ってくるほうを増やすことに一生懸命になってもらわなければいけないんですけども、なぜ令和2年度にこんなに減になったのかということを検証していかないと、また同じようなことになる可能性があるかと思います。

それで、去年はふるさと納税のルール違反ということで処分を受けた町がありました。その町の状況を引いたのが一番下で、資料1枚目の一番下で、16町村と書いています。処分を受けたところが非常にたくさんの寄附を集めていた関係上、16町村でいくと4億5,192万円、平均で1億719万円の増となっている中で、三股は4,664万の減と、くどいですけども、なります。

どの自治体もふるさと納税のPRに一生懸命になって、知恵を絞ったということになってきていますが、どうしても三股がなぜこうなったのかということについて、反省をされた上で、令和3年度の新たな取組につながったということになりますけれども、以前も聞いたかと思いますが、もう一度伺います。なぜ、令和2年度、こんなに減になったのか。どんなことが挙げられるのか伺います。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） その原因につきましては、先ほど申しあげました1番目は、専任の担当者を、職員を置かなかったということなんですけれども、それに加えて、これは検証した結果なんですけれども、担当係におきまして新型コロナウイルス感染による経済対策事業

が新たに加わったこともあり、夏から秋にかけて寄附者へ訴えるサイトの作成や寄附者ニーズを見極めた返礼品の提案、返礼品を提供していただく個人または法人など、いわゆるふるさと納税応援事業者と連携した事業を展開できなかったことだと考えております。

これは、昨年度の担当課における、たまたま寄附を増やさなければいけなかったそういった時期に、新型コロナウイルス、この関係の事業が加わったということで、非常に多忙な時期だったというところがあったのかなというふうに検証しております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） ということは、ただ単に、専任者がいない時期が夏から秋に生じたということでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 専任の担当職員となりますと、今回、専任の担当職員を置いたということで、昨年度と同様に、新型コロナウイルスの経済対策事業が加わっております。ただ、専任を置いたというところで、その事業、新型コロナウイルス対策事業に関わりをできるだけ薄くして、そして、専任できたというところが今年度は大きかったというふうに思っております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 今回、提案されている議案が通ればですけども、推進室で３人体制ということですので、かなりのことが期待されるということでプレッシャーかと思えますけれども、頑張っていたきたいと思えますが、施政方針の中に、ふるさと納税の返礼品バリエーションの充実を図るとありました。協働のまちづくりの観点からも、返礼品の充実に関しても、町民の皆さんから広く積極的な参加を募る試みがあってもいいのではないかと思います。町のふるさと納税の返礼品に採用してもらうよう申請する制度は既にあるのでしょうか。もしあれば、この制度の周知はどのようにして行われているのでしょうか。伺います。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） いわゆる応援事業者の募集というところなんですけれども、現在のところは公募いたしておりません。ただ、ご指摘のように、今後、新たな返礼品の増加というところを考えると、当然、広く募集するということはその策の一つだろうと思っておりますので、次年度はそういったところもきちんとやっていきたいと思っております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 公募するようにはしていきたいというようなことですけども、せっかくされるんだったら、周知のほうを徹底してやっていただきたいと思っております。

先ほど、次年度のふるさと納税の目標として、倍増の３億円ということをおっしゃいましたが、施政方針の中にも入っていましたが、そのところで、ふるさと納税制度の本来の目的に沿

って地道かつ着実に取り組むとありました。

そこで、今さらですが、ふるさと納税の理念と意義について、資料の3に挙げています。総務省のホームページから抜粋したものです。もう当然、皆さんはご存じだと思いますけれども、まず1番、ふるさと納税の理念、読み上げます。「地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ恩返ししたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ。都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような思いのもと、「ふるさと納税」は導入されました。」とあります。まるで「兎追いしかの山 小鮎釣りしかの川 夢は今もめぐりて 忘れがたき故郷」のような世界の言葉です。

しかし、資料の2を見ますと、ふるさと納税の意義が書いてありますが、その第3のところを見ますと、「自治体間の競争が進む」、そして「選んでもらうにふさわしい地域の在り方を改めて考えるきっかけへとつながる」とあります。理念と意義では、少し矛盾するような気がするんですけども、競争が進むことがふるさと納税の前提にある。選んでもらうにふさわしい地域として工夫が必要だということになります。今回、返礼品の件で処分された町のことを考えると、ふるさとを思う気持ちよりも、やはり返礼品の品ぞろえが重要であると実感できます。

そこで、選んでもらうにふさわしい工夫をした自治体間の競争があるということを前提にした上で、本来の目的に沿って地道かつ着実に取り組み、目標を倍増の3億円とするもう少し具体的な取組はあるのでしょうか。伺います。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ご指摘のように、理念と実際の状況が違うということは私どもも常々思っているところでございます。ただ、皆さん方が寄附をする際に一番見るところはどこなのかといいますと、いわゆるSNS、ウェブサイトだということですので、そこに本町の魅力ある返礼品を品ぞろえするということが非常に大事なことだと思っております。

あわせて、三股町の取組というところも広く紹介しております。例えばですけれども、本町のホームページを見ていただきますと、ふるさと納税のバナーが表紙に出てきますので、そこを開いていただきますと、三股町の取組というところが広く紹介されております。それを見ていただいて、そして寄附しようという方もいらっしゃるし、先ほど言いましたウェブ広告、ウェブサイトを見まして、そこを見て返礼品の魅力から、それから寄附したいという方、様々な方々がいるというふうに思っております。

こういったところの視点を広くきちんと検証しまして、一番寄附が増える方策というのは何なのかというところあたりをきちんと整理しながら、今後の対応については考えていきたいと思っております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ほかの自治体も同様の取組を一生懸命やっているわけですので、簡単ではないと思いますが、今までの本町から比べたら、3人体制ということが実現した場合には、大変なんだろうけれども、効果が上がるように日々努力していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

例えば、都城市とか綾町は、私の知っている範囲でいきますと、これまで飛行機とか、モノレールとか、様々なものを広告媒体として利用してきたように思っております。

本町は、ふるさと納税の本来の目標、理念に従い、沿いながら、ふるさと三股の魅力を伝えていくとなると、現在持っている方法、今言われましたけれども、その中でどの方法が効果的かと考えたときに、私は町のホームページ上にある観光情報、これを有効に活用することが効果的ではないかと考えます。それが身の丈に合ったものでもあると思っております。

資料の4を御覧ください。先ほど言われましたけれども、町のホームページの1ページ目というか、一番先のやつに三股観光情報というのが出てきます。この観光情報をクリックしますと、こういう画面が出てまいります。うまい具合には書けなかったんですけど、何となくこんな感じで出てきます。三股の紹介ということなんです。ふるさと納税を増やしていくときに、どんな町にふるさと納税を寄附しようかとなったときに、今の状態で努力できるのは、このホームページにどれだけ引きつけることができるかと、それにもつながると思うんですが、このコーナーを立ち上げられたのはそう昔ではないと。これを見ていきますと「C o p y r i g h t 2 0 1 7」とありますので、5年前だったかと思えます。「A S h o r t T r i p t o M i m a t a」ということで出始めたというふうに見ていると思うんですけども、この観光ホームページは作成するとき、立ち上げるときにどんな人がこのコーナーを訪れるんだろうとか、どのような人が訪れるのかというようなことを念頭に置いて立ち上げられたのか。もし分かったら伺います。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） まず、このホームページを見ていただくためには、パソコンやスマホなど、情報端末機器を所持していることが条件となります。つまり、今、最近では、やっぱり観光情報といいますと、情報誌だけではなくて、こういったホームページ上で検索するということもありますので、このホームページは、今申し上げました情報端末機器を所持している方ということを対象にいたしております。

以上でございます。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 分かりました。情報端末は携帯、パソコンです。それが一番効果が上がると思われてやっつけらっしゃるといのは先ほど出ましたので、そうすると、この部分を、まだ誕生して5年ぐらいということですから、充実させるそういう期間であると思います。実際、まだまだ見直しが必要なところがたくさんあります。この資料の4、これで見てくださいとイベント、そこに、祭り、体験、観光農園、カレンダーと、こういうのが並んでいます。祭りとなると、こういう蓼池芝桜まつりからふるさとまつりまで、カレンダーというところをクリックしますと、1月から12月までこういうようなものを書いてあります。かなり重複しているんです。何かばらばらなんです。もっとこれがすっきりするといいなと思うんですが、イベントと祭り、基本何か違うんじゃないかなと思うんですけれども、ここいらの精査。それから、8月のところで写真、梶山の盆灯籠のところありますけれども、これは写真が出ていたのがどこに出たかというところ、文化・史跡のところはこの写真が出ているんです。一貫性がないというのが一つ。それと、文章が「梶山地区に100個以上の竹灯籠が並び、幻想的な世界が通りに広がる」とあります。これでいいんでしょうか。竹灯籠じゃないんです、基本は。それと、これで見ると竹灯籠と書いてあって、事実じゃない部分が出てきます。それで、こういうのは非常に情報が混雑しているんです。やっぱりちゃんと交通整理をしていかなければ、せっかくのものが生かしていけない。だから、これをもう一度交通整理をして、それぞれがしっかりと生きていく工夫というのが必要ではないかと思うんですが、再度伺いますけれども、そういう点についての取組はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 確かにご指摘の文化・史跡というところには、北郷久秀・忠通の墓、田の神さあ、梶山盆灯籠、この3つしか載っていないというところがございます。つまり、ご指摘のように、史跡についての部分がまだまだ本町にはあるわけがございますので、そういったところが盛り込まれていないというところについては反省いたしておるところです。これにつきましては、今後、教育委員会サイドとも十分詰めながらこの辺りについては整理して、できるだけ早い段階で、この辺りの部分は掲載内容についてはまた見直していこうというように考えております。

そのほかでございますけれども、見ていただきますと、フェイスブックのところが出てまいります。ここについては、三股町における最新の情報といいますか、そういったものを掲載して、大体ですけれども、少なくとも1週間に1回は最新の情報を載せるようにしまして、できるだけ魅力というものを発信していくということで考えております。

また、フェイスブックにつきましては、インスタグラムとも連動しまして、同じような内容を掲載いたしております。こちらにつきましては、最近、特にインスタグラムを見る若い世代の

方々も多いというふう聞いております。そういったものを見ていただきながら、多くの方々がインスタグラムを見ますと、写真、映像、そういったものを見て、そこから内容を見ていくということになるということですので、この辺も非常に重要なところというふうに思っております。

いずれにいたしましても、このホームページ上、いろいろ不備なところがあるというのは十分承知しておりますので、これにつきましては今後修正につきましても検討させていただきます。

以上でございます。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今後、どのような内容を充実させていくと考えていらっしゃるかというのを伺うところが今答えていただきましたけれども、「文教三股」という言葉もありますし、また、町民憲章では「先人の偉業に学び」という言葉があります。そういうようなことで考えていきますと、ご存じと思いますが、三股の石像文化、平成5年、同じく続編で平成15年、三股町内の石像文化がもうどっさりと載っています。もう先人の偉業、用水路がどういう苦勞でもってつくられたかとか、たくさんものがあります。こういうものを三股の誇りとしていくことも必要ではないかと思いますが、それぞれの観光地と思われるところに、石碑でいくなら、後ろの文章なんかは読めません、もう。もうあっちこちの文章が。そういうところにこれにははっきりと出ているわけですから、それを観光ホームページの欄にちゃんと載せて、そして、現場にはQRコードをぽんと置いて、それを先ほど言われましたように携帯電話なんかでぽんとやると、町のホームページのほうに飛んで、それを理解できる。そういうような工夫ができないものかなと思うんですけれども、インバウンドのときにそういうのが何か所かできましたから、それをもっと広く考えれば、大きな説明看板をつくらなくてもQRコードをぽんとやる。もちろんホームページ上の中で、こういうすばらしい研究の跡というものを載せるという作業が、大変な作業が入っていますけれども、それをやることによって、至るところでQRコードを見てぽんとやると、それを理解できる。そうでないと、三股はほかの地区よりも石造物というのが多いと思うんです。溶結凝灰岩が活用されてきているというようなことが裏にありまして。そうしますと、よそにおいて町のホームページを見ると、町のいろんな奥深い情報がそこでも入る。町内を歩いてQRコードでぽちっとやると、そこでまた入る。非常にいろんな意味で三股の財産、文化的な財産というものをいろいろ活用、いろんな面で活用できるようになるんじゃないかなと思っておりますが、去年、おとしは「みまたんはあとな木」というのがありました。あれも番号札がとんと置いてあるだけで、そこにQRコードがあったら、そのはあとな木を推薦した人の思いというのがそこでぽんと出てくる。そういうのにつながっていくと、全てがつながっていく。単体でぽつんぽつんとあったものがつながっていき、重層的に三股の文化というのを感じ取ることができるんじゃないかなと思うんですが、この説明看板、説明の看板代わりにQRコードを活用し

ていくというようなことはできないかどうか伺います。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 確かに、議員提案の二次元コードによって訪れた観光地の情報が得られるということは、来客者、観光客にとっても、とても喜ばれるサービスだというふうには思っております。つきましては、まずはこの二次元コードの表記ですが、長田峡など、幾つかの町内の観光看板にこれを貼り付けて、そして、今お話がございましたように、スキャンすると、それがホームページに飛んでいって内容が分かるというようなことは取組の一つとしてやっていくというように思っております。

ただ、今おっしゃいましたように、例えば史跡ですけれども、こういったものにまでいくのかということになりますと、まだまだうちのほうの今から構築するためには時間と費用がかかるということでございます。この辺りは、今後の観光開発というところも視野に入れまして、関係課と調整を図りながら、やっていくのかどうかということも含めまして検討していきたいと思っております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） もちろんこれはぽつとできるもんじゃないでしょうから、年次的に、教育課、企画商工課、都市整備課等々で連携を取ってやっていただくと。新たにやるのではなくて、あるものを生かすという意味でやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。三股町がこのハート形の町となって150周年になるということで、施政方針の中にもありましたけれども——ちなみに、今年は今月の3月20日が旧暦の2月18日で150周年、ちょうど150年となるという、3月20日になります。施政方針の中で、三股町ハートの町生誕150年地域活動支援事業を進めるとありましたけれども、この事業は新規事業として提案されておりまして、付託された委員会で説明されるわけですがけれども、これまでこのようなことについて一般質問を続けている関係上、伺ってまいります。魅力的な町の宝を題材とした取組とありますけれども、まず、どのような経緯を通して魅力的な町の宝を設定したのか、または設定しようとしているのかということ、そして、それに対する取組の具体例について伺います。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 先ほどお話がございましたように、このハート形になって今年150周年を迎えるということで新たに事業を創設したということでございます。

今申されました町の宝ということでございますが、本町で生産された農畜産物、あるいは、本町の豊かな自然や観光資源、これまで培われた伝統や文化、歴史など、三股町に存在する様々な素材を町の宝として捉えております。これらを題材にし、三股町の地形がハートの形になった生

誕150周年を記念して行われる取組とありまして、あくまでも例なんですけれども、例えば、三股町の歴史を学ぶ学習会と史跡巡りをセットにしたイベント、あるいは、ハートな町をテーマにした音楽祭、郷土料理の普及を目的とした調理教室の開催など、いろいろな取組が考えられると思います。あくまでも、それぞれの団体がハートの形になった生誕150周年というものを広く外にPRするような取組というところを原点に置きながらやっていただければいいというふうを考えております。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今の答弁の中に、いろいろな団体がやっていただければというのがありましたけれども、この場合に、みんなで創ろう！みまたん地域づくり推進事業というのがありますけれども、これとの違いというのはあるのでしょうか。それは両方存在するということは、確認ですけれども、あるんですね。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） こちらの150周年地域活動支援事業というのは、来年度、単年度、一年だけの取組ということです。先ほど申し上げましたように、ハートの形になって生誕150周年というのを外に発信していくということを基本に置いた取組というところを捉えております。

なお、この事業につきましては、審査会を設けまして、趣旨に合ったものかどうかというのを厳密に審査して、それになかった団体に対してこれを出すと、この補助金を出すというようなものでございます。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 外に発信すると言われましたけれども、100万の予算の中で、1つの団体に対しての上限というのは決まっているんですか。例えば、みまたん地域創り推進事業は1団体上限20万だったんですか。そういうような上限というのはあるんですか。

○仮議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） その予算としましては100万円というのを設けております。具体的にその辺りにつきましても今後詰めて、これを広く、幾らというのは今申し上げにくいんですけれども、一応、その辺りは今後、広く町民の方々に募集案内はしていきますので、そのときに明らかにするつもりです。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 150周年ですので、もう来年は151年になって、152年、

3年となっていくます。150年というのはこの一年こっきりで、できるだけ小学生、中学生、200周年を祝うことが可能な年齢の人たちに、この記念事業が生きていくような活用の仕方を考えてしていただきたいと切に願いますので、よろしく願いいたします。これで終わります。

.....

○仮議長（福田 新一君） 以上で、議長の職務を解かせていただきます。

議長席を楠原副議長と交代いたします。

これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時58分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 通告に従い、一般質問をいたします。

地域の安心・安全を担う消防団、仕事をしながらの活動で、いざというときに頼りになる町民の精神的な支えにもなっています。その消防団の充実と永続的な仕組みについて考え、消防団員にも聞き取りを行い、今回の一般質問に至りました。

内容は、消防団の後援会費、出動時保険、団員数についてであります。

まず、消防団後援会費の運用規定はあるかをお聞きいたします。続きは質問席から行います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 消防団の後援会費の運用規定はあるのかというご質問に対して回答いたします。

消防団の後援会は、地域の安全・安心の担い手である各地区の消防団及び消防団員をバックアップ、サポートするために組織されたものと理解しております。そのようなことから、自治公民館加入世帯から徴収される後援会費は、そのための運用資金というふうに考えているところです。

この後援会費の運用規定についてのご質問ですけれども、各後援会の構成員は各自治公民館の加入世帯であり、それぞれが自主的に運用されており、町のほうでは把握はしていないところがございます。

質問を受けまして、後援会費について調査したところ、各後援会で開きがございまして、一様ではございません。

本町の消防団は、三股町消防団条例に基づく組織であります。各後援会はあくまでも任意団

体であり、それぞれの取組については自主的に判断され、運用されているというふうを考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次の質問ですけれども、消防団後援会費は自治公民館で集めており、地区によってばらつきがあります。その現状、また、会費を一律にして一括して配分というふうなことはできないか。お答えください。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 消防団後援会費の徴収の現状と消防団後援会費の取扱いについてお答えいたします。

まず、消防団後援会費につきましては、行政、消防団員が要求するものでないことを前提に回答いたします。

消防団後援会費について、機動本部を除く各消防団が管轄する地区単位で調べてみましたが、1世帯年額600円から3,000円の範囲にあるようです。

また、会費を一律にして一括して配分というご提案ではありますが、消防団員は非常勤の特別職にある地方公務員であり、その組織を統率・管理する町行政としては、消防団後援会費の要求はもちろんのこと、徴収及び使途について関与することはできないところでございます。

しかしながら、現在の消防団の活動範囲は、消火、防災、防犯、交通安全等、多岐にまたがるとともに、自治会の祭礼やイベントへの参加等の地域との関わり合いも深く、地域コミュニティーの一翼も担っていますので、消防団後援会費の在り方については、自治公民館と所管する消防団との話し合いが必要と考えますし、また、行政としましては、本来の消防団活動に必要な活動費の支援の在り方について議論していきたいというふう考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） この質問の趣旨は、先ほどお答えがあったように、後援会費がもう全く地区によって違うということ、それから、将来を見据えると、過疎化のところでは後援会費が集まりにくく、各消防団の活動において不均衡がやっぱり出てくるというふうなことが考えられるというようなことであります。

これは赤い羽根募金と同じ問題を抱えておまして、公民館が後援会というふうな組織をつくられている関係上、後援会に入っているところは払わざるを得ない、払わなければならないというふうな状況になっている。未加入世帯は払わなくていいと。それはあまりいいことではないなというふうに思うわけでありまして、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この質問を受けまして、自治公民館内で数か所のところの自治公民館長にお話を聞き取りいたしました。また、運用規定というところで、それとあともう一つは、後援会というのはいつ頃できたのか、そういった歴史も含めていろいろ聞いたんですが、数人聞いたんですけども、その歴史については全く分からないということでした。

また、今現在、名誉団長でいる中村修一さん、また、以前、本部長をされていました上水さん、そういった方たちにもそういった歴史を聞いたんですけども、そういった記録というか、歴史というのは分からないということで、先ほど町長が申し上げましたとおり、消防団活動、昔は器具・機材がなかった中に、その地域の方々の有志の方々が集まって、そういった火災、防災に携わる有志たちを支援しようというような意図の中で、地域でそういった方々を支援していこうというのが起こったのではないのかなというふうに思ったところでございます。

今、池邊議員がおっしゃったように、地域のほうでは、消防団後援会費ということで非常に金額的にも格差があります。ましてや、過疎地域といいますか、そういったところで、消防団員数も少なくなっているところに対しまして、また、世帯数も少なくなっているところに対して、そういった後援会費が慣例的に徴収がなされているということについても現実でございますけれども、先ほど言いましたように、行政のほうからは、その辺についての指導ということはずできないということでもありますので、消防団の活動の在り方、そこに従事する地域の皆さんと十分協議していただいた中で、その辺の解決の糸口を探っていただければいいのかなというふうにも考えております。

ただ、行政としましては、必要な消防団活動に、資材・機材等につきましては十分応えられるように支援はしていくという考えは持っておりますので、その辺の活動費については、地域でご検討願えればなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 実情としまして、過疎化のところ辺りではもう非常に集まりにくい状況も出てきたものですから、空き家に対しても消防後援会費を払ってくれというふうなことで集めている、そういった実情もあるわけです。一方では、安い後援会費でたくさん戸数があるところはそういうふうな運用されている。やっぱりそれは町民にとって不均衡ではないかなというふうに思うところであります。

この問題、自治公民館というふうなことであれば、自治公民館の中で協議をして、後援会費というものを一括に集めてというふうなことは不可能ではないなというふうに考えるわけですが、そういう協議がなされるかどうかということは分かりませんが、そういうことが可

能なのかどうかということをお尋ねいたします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 行政の立場から、あくまで自治公民館という組織に対しまして、今言われた一括して徴収して、それを分配するというような指導はできないものと思っております。あくまでこれは一つの現在の課題、今後の課題ということで、これは、自治公民館組織として30自治公民館ありますので、その中で議題として取り上げていただくというところで、自治公民館自らがそういった課題提起をしていただくほかないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 私も自治公民館長を経験した身としましては、やはり地元の消防団のありがたさでありますとか、本当によく頑張ってくださっているなというふうなことも感じて、その後援会費に対しては喜んで皆さん出してくださっているという実情もありますけれども、ただ、今後、将来というふうなことを考えたときに、やっぱり住民が少ないことによって不均衡があるということはあんまり好ましいことではないなというふうなことで、この質問をしたところでございます。また、この問題はやはりこれからのまた問題でもありますので、また何かの形で取り上げていきたいというふうに思います。

次に行きます。消防団災害活動用自動車保険であります。別名「地域防災を支える保険」の加入検討はなされているか。

これは、火災などで緊急出動がかかり、仮に交通事故を起こしてしまった場合は、現在は自分の保険を使って対処しなければならなくなっています。

昨年始まった新しいこの保険の消防団災害活動自動車保険というのは、緊急出動時の自動車事故にも備えた保険でありまして、消防団員はもとより、家族もその安心につながるような保険であります。その検討はなされているのでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 消防団災害活動自動車保険の加入について回答したいと思います。

当保険は、地域防災の強化を支援するために、消防団員の災害救助活動中におけるマイカー等の自動車事故を補償する新たな保険商品として、昨年10月からですか、数社の保険会社から販売されているものでございます。

災害時に出動要請を受ける状況は様々でございます。移動手段として消防団員がマイカーを使用せざるを得ないケースが発生しますが、現在では、国の消防団員等公務災害補償等共済金による自動車等損害見舞金支援事業、最大10万円でございますが、これに限られているというよう

な状況でございます。

消防団員が災害救助活動のためにマイカー等を使用している間に起きた自動車事故を補償するものでございますが、当保険の新たな保険の活用によりまして、消防団員の安全・安心を担保することで、団員加入の促進につなげることが期待できますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ありがとうございます。ないほうがいいんですけど、もし交通事故等で死亡事故等が発生した場合に見舞金10万円ですよというようなことでは、これはあんまりかなというふうに思っておりましたので、前向きに検討していただけるということで安心したところでございます。

次に進みます。団員数の問題であります。団員数は条例で規定されていますが、いつ決まったのかというふうなことであります。また、近年、団員数適正人員の議論はなされたことがあるのかというふうな質問でございます。

今回は偶然だったんですが、女性消防団員の条例改正案が出てきています。過疎化地域では団員確保、また、町の中のところでも、ある一部のところでは団員確保がかなり厳しいんだというようなことも話を聞いております。そういう人を集められないということであれば、今後、定員割れというふうなことも考えられるわけです。よって、適正人員の議論を進めるべきだというふうに思っておりますが、どのようなお考えでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 消防団員の団員数についてお答えいたします。

現在、三股町消防団条例にある団員の定数は160名でございます。この定数は、ラッパ隊の創設、各部配置団員の編成強化に伴い、平成4年3月議会を経て、平成4年4月1日に施行されております。

近年、消防団員数の適正化についての議論がなされた経緯はございません。

国は、消防団員の定数に対する考え方について、常備消防の設置や地域性、歴史的背景等の地域の実情を踏まえて、必要と認める消防団員数を目標とすることが適当としております。また、地方交付税の算定における消防団員数においては、人口区分ごとの消防団員数、また、人口密度区分ごとの補正係数から算出されますが、令和2年度の統計値から算定すると、三股町の消防団員数は361名となります。

しかしながら、働き方の変革や生活環境の変化等に見る社会情勢の変化、消防器具・機材等の近代化による機動力の向上を考えると、平成4年の改正から約30年が経過している現状を踏

まえ、消防団員の配置や定数の適正化について検討すべきであろうと考えます。その一つとして、今回、女性消防団員枠10名を新設した定数の改正を上程しているところでございます。

また、池邊議員からありました定数の問題なんですけれども、県内26市町村の条例に定めてある定数、それに対する現団員数、それを調査いたしました。その結果でいきますと、26市町村中24市町村、これがもう定数をもう割っている現在状況でございます。三股町につきましては、唯一、定数160に対して団員数160人という数字にあるというところでございます。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） この160人というのは、本当によく集めてという地区があるんです。本当に苦勞に苦勞を重ねてお願いをして、そして来てもらうというふうな段階になっているわけでありまして。そんなことを考えると、ただ消防団に名前は入っているけれども出てこれないとか、そういったことになると、消防団の中でやっぱり士気が下がってきたりというふうなことも十分考えられますし、実際そういったことも聞きましたので、またそういったのが今回の消防団の年俸の引下げ、そして出動手当のアップというふうなことにつながっているのかなというふうに思いますけれども、そういったところあたりも十分加味したところで議論を進めていただきたい。この定数の問題に関しては、しっかりと何らかの形で、団長、また部長等の各役員が集まる段階で、話し合いを重ねていただきたいというふうに思います。と言いますのは、集める段階で「集まりません」というふうな声を上げて「いや、条例で決まっていますから」というふうな答えでやっぱり集めざるを得ないというところがあったようでございますので、その辺りの話も聞きましたので、決まりですからというふうなことで苦しい思いをしたというふうな人もいらっしゃいましたので、ぜひその辺りは、定数というふうなところの議論は適正な感じで、地域の現状を見据えたところで話し合いを進めていただきたいというふうに思います。この件について、課長、いかがでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、池邊議員が言われましたとおり、実際、定数160人というところで、唯一、県内でも三股町は、160人という団員数を維持してきている状況であります。しかし、その中には、地域の実情、あとはまた生活環境の変化等を踏まえまして、なかなか団員が集められないという話も聞いております。

そういった中でございまして、あくまで、先ほど言いました26市町村の状況等を言いましたけれども、定数にある数というのは、私としてはもう目安という捉え方でいいのかなと。定数だからその定数にはめなければいけないというのではなくて、あくまで目安というような形で、目標とする目安というような位置づけの中での考え方もちょっと変えなければいけないのかなとい

うふうには思っております。

それとあわせて、器具・機材等の近代化等も含めまして、整備はしてきておりますので、そういったところから検討といいますか、そういった課題を消防団員のほうにもぶつけたり、行政としての考え方、そういうのも示していければなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

次に進みます。次の質問は、町証紙自販機の活用状況と公金管理運用についてでございます。

まず、三股町証紙自販機の活用状況及びその効果はどのようなものかお尋ねいたします。

○副議長（楠原 更三君） 会計課長。

○会計課長（島田 美和君） 券売機の活用状況、その効果についてお答えいたします。

町証紙につきましては、これまで会計課窓口で販売しておりましたが、令和2年12月より券売機を設置して証紙販売を始めたところです。

令和3年4月から令和4年1月までの証紙の販売枚数は2万5,000枚ですが、そのうちの88.9%が券売機の販売であり、11.1%が窓口での販売となりました。

窓口での販売は、主に券売機が混雑しているとき、両替が必要なときでした。券売機は1,000円札までしか使用できないため、1万円札、5,000円札をお持ちの方については窓口で販売しております。

窓口に直接お見えになった住民の方には、券売機が設置されたことを案内しております。

券売機は、窓口と異なり非接触型となりますので、コロナウイルス感染症対策にもなっており、券売機については、一日に4回、定期的に消毒のほうを行っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 券売機、私も使いまして、ちょっと最初だけぱっと見て「ああ」みたいな感じで戸惑いもあったんですが、高齢者の方はやはりもっと戸惑うんじゃないかなというふうに思ったところであります。そういうところも窓口のほうからしっかりと目を届かせていただきまして、高齢者がちょっとでも戸惑っているようだったら、窓口のほうからでもぱっと声をかけてやっていただきたいなというふうに、これはお願いですけれども、その辺りはどのような感じでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 会計課長。

○会計課長（島田 美和君） 常に券売機のほうには職員のほうに目を向けるように言ってありますので、ご高齢の方であったり初めて使われる方で戸惑われる方にはご案内をさせていただいて

おります。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 安心のためにも、ぜひ目を配っていただきたいというふうに思います。

次に進みます。公金管理運用の現状はどのようなものか。お尋ねいたします。

○副議長（楠原 更三君） 会計課長。

○会計課長（島田 美和君） 公金管理運用のご質問にお答えいたします。

本町では、指定金融機関を都城農業協同組合としており、歳計現金、歳計外現金については、都城農業協同組合の普通預金で管理運用しています。

日々の収支見込みを調査・把握して、資金不足がないように資金の管理をしておるところでございます。

基金については、安全な金融機関での預金による運用を基本としております。指定金融機関である都城農業協同組合を中心に預け入れしておりますが、借入れのある宮崎第一信用金庫についても、借入金債務と同程度を定期預金にて運用しております。また、三股町すこやか福祉基金においては、宮崎県債の県債、地方債による運用を行っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 日銀のマイナス金利政策も今6年目ですか、金融機関に預けていても金利はほぼつかない状態というのがこれ続いているわけであります。そのこともあり、有利な公的管理運用をするために、金融機関または証券会社等でコンペをする自治体、そういったところもあるようであります。

三股町はこれまでほとんど定期預金利息でありまして、より有利な管理運用というのは協議されてこなかったように感じておりますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 会計課長。

○会計課長（島田 美和君） おっしゃるとおり、長引く低金利におきまして、定期預金での運用というのはなかなか難しいところがあるんですが、先ほど申し上げましたように、すこやか福祉基金において、県債という地方債による運用を行っており、今後もそういったものについても検討する余地はあるかとは思いますが、債券におきましては、長期間の購入によって利益を出すという形になりますので、20年、30年という長い間かかる返済を受けず基金というものがなかなか資金がないかなというところで、運用のほうは慎重に行っております。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） もう本当に今回世界の中でやっぱり大きな戦争みたいな感じのもの

のが起こっている、そういったものにも左右されないような資金運用というのが必要になってくるわけでございます。その辺り、何か税務財政課長あたりはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 資金の管理については、会計管理者のほうで日々されているところでございます。通常の税収入とか歳計現金につきましては日々出入りが、収入・支出があるということで、なかなか定期の管理は難しいのかなと考えております。

基金におきましても、ほとんどが目的基金でありますので、10年、20年というような債券はなかなか、町の財政状況によって基金の活用ということが生まれてきますので、なかなか長期のものは難しいのかなというふうに考えております。

すこやか基金につきましては、基本的に果实運用型ということもありまして、債券の購入をして利子で運用するというような形が取れるものですから、今、一部、すこやか福祉基金についてのみ債券を行っております。

また、収入の時期等も予算では今年度も130億ほどありますけれども、納期それぞれありまして、収入と支出のバランスというのを財政のほうでも今資金がどれぐらいあるかというのも見比べながら、実際基金の取崩し、積立て等の運用も行っておりますので、そこも日々検証していく必要はあるのかなと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） もしもの場合とか、そういう長期的に寝かせていく、寝かせておくような、そういう公的資金があれば、やはり有利な運用というようなことは何らかの形で協議をしていくべきではないかなというふうに思うところでありますので、ぜひそういったことも念頭に掲げて、これは町のためになるわけですから、何らかの形で協議をしていただきたいというふうに思います。

次に進みます。次の問題は、ふるさと納税の状況と次年度の方針でございます。

これは先ほどの1番議員が大体同じようなことを質問しておりますが、重ねての質問になりますけれども、よろしく申し上げます。

まず、ふるさと納税の現状と課題についてお尋ねをいたします。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） その質問につきましては、今お話がございましたように、楠原議員の質問と重なる部分がありますので、要約したところをご説明をさせていただきます。

まず、令和2年度のふるさと納税の実績ですけれども、8,394万円だった。これにつきまして、今回、いろんな方策を講じておりまして、その甲斐もございまして、今年度は目標額の1億5,000万円を上回るものと予想されます。

なお、取組の結果につきましては、9月からその取組の成果が実を結びまして、前年の月を上回るような状況でございました。

それと、課題につきましてですけれども、先ほどのと重複しますけれども、一つは専任の担当者をしていなかったということ、そのほかあと3つございますが、返礼品の充実を図る取組が不十分だった、あと情報発信力が弱かった、もう一つは企業版ふるさと納税についての募集についても十分ではなかったというような点が挙げられるところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今4つ申されましたけれども、私は情報発信というところで、やっぱり窓口、プロバイダーですね、発信するところ、業者をやっぱりもっと増やすべきではないかなというふうに感じておるところでございます。その辺りもぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ご指摘のところにつきましては、今年度、特に力を入れたところでございます。それと、来年度の取組ですけれども、もちろん、ウェブを使った情報発信もなんですけれども、契約しているサイトにつきまして今3つございます。そのところも今後増やしていこうということでございまして、そういった情報発信力というところが特に重要だというふうに認識しております。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ふるさと納税は直接町にお金が入ってくる本当に有利な制度でもありますので、ぜひ充実を図っていただきたいと思います。これについては終わりたいというふうに思います。

次に、元長田へき地保育所の遊具についての質問でございます。

質問の中では、安全管理などを考えると、遊具の移転をすべきではないかというふうに質問しておりますけれども、この質問の本旨としては、趣旨としては、本当に立派な遊具があるんです。それが今現在、ほぼほぼ活用されていないというふうなことでありまして、どこかで結構高そうな遊具なので有効利用したほうがいいんじゃないのというふうな声を聞いてから確認に行きましたら、本当にこの状態なら恐らく使われていないんだろかなというふうなことも確認できましたので、あえて一般質問として質問させていただいているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、まずは元長田へき地保育所の敷地に設置されている遊具の状況をご説明させていただきます。

まずは、ブランコなどの遊具が6台、それと、先ほど言われました大型の複合遊具と呼んでおりますけれども、それが1基、設置されてあります。ブランコなどの遊具6台は、老朽化などにより、そういう理由により現在使用禁止としております。大型の複合遊具、それにつきましては、平成24年1月に設置されており、毎年遊具の専門業者に点検を委託して、不具合などがあればその都度修理を行いながら、安全管理に努めているところでございます。

ブランコなどの遊具6台については、老朽化が著しいことから、計画的に撤去を行いたいと思います。また、今おっしゃられた大型の複合遊具、それにつきましてはまだ使用できることから、来年度策定を予定している都市公園の公園施設長寿命化計画の見直しに合わせて、各地区の児童遊園の機能や利用状況を踏まえた上で、移転について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 見る感じ、かなり高額だというふうに思うんです。ああいったものをそのままにしておくのはもったいないなと思ひまして提案したところでございますので、ぜひ移転して有効活用していただければなというふうに思うところです。これについては以上です。

続きまして、町長の政治姿勢についてのご質問であります。

今定例会の初日に施政方針演説がありまして、これまでの木佐貫町政の総括みたいなものがありました。特に、町長の中でこれまでやってきた事業とか制度あたりを鑑みまして、どの部分がやっぱり大きい成果があるというふうに思っているのか。それをまずお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 3期12年、いろんな事業をさせていただきました。公約の中でといいますか、本町のキャッチフレーズであります花と緑と水の町、そして文教の町、それからまたアスリートタウン、その3つの公約といいますか、一つのキャッチフレーズを実現しようというようなことで、いろんな取組をさせていただきました。

そういう中で、5つの大きなプロジェクトといいますか、町のにぎわいプロジェクトとかいろいろございますけれども、そういう中でまちづくり、その間の3期12年ですけれども、その節目節目でいろんな事業の取組がその年度の、そしてその時期にというようなものがありまして、特に2期目から3期目に当たりましては、中心市街地の活性化対策、そちらのほうをまず取り組むべきかなというようなことで、それがちょうど五本松住宅の解体、移転・撤去、そして跡地の更地化、そして、その中を町の中心市街地としてどう活性化するかというのがまた一つの大きな節目の年に当たったのかなという感じがいたします。

そういう中で、今、一生懸命、まちづくりを取り組んでいるわけなんですけど、これとともに高齢化とか少子化とかいうのも進んでおりますので、高齢化対策としまして足の確保とか交通網の再編整備とか、それとかまた、少子化対策としましては医療費の応援とか、それとか、放課後児童クラブの民間への委託とか、いろんな事業をその都度その都度必要な取組をさせていただいたんじゃないかなと。それもまだ十分ではございませんので、そういうところを今後も今年9月までの任期でございますけれども、引き続き一生懸命取り組みたいなというふうに思っています。

全体的にどの程度のものでできたかというのは、自己評価はなかなかできませんので、これは町民の皆様に判断していただくということになりますけれども、目指したところのマニフェストといいますか、一応目標としたものについては、それぞれの取組をこの12年間させていただいたのではないかと思います。これもひとえに自分ができることではございません。職員の皆さんの協力、そしてまた町民の理解、また議会の応援・理解、そういうものを含めて、ある意味では一歩ずつこの町の活性化につなげてこれたんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 私の考え方としては、一般質問はできるだけ提案型で行ってきたつもりでありまして、そういった提案も本当に前向きに取り上げていただきまして、一つ一つ実現していくものですから、本当に感謝をしているところもあります。

この3期12年というふうなところなわけですが、やってきた中でやり残したことというのは何かあるんでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やり残したということではないんですけれども、今引き続きやっておるというようなところで、まだこれからやらねばならないというものが多々ございます。一つは、いろいろと議員さんのほうからご提案もございまして、それに向かって取り組んでいる中で、今年予算にも上げているんですけれども、三股駅です。三股駅、あそこはもう以前から敷地の方からもあそこをフラットにしてくれと、バリアフリー化してくれと、そういう声がございました。それにやっとならんとJRのほうと話がつきまして、今回事業化できたというのは一つ、目に見える取組の一つかなというふうに思います。

その中、それとともに、三股駅、そして役場、それから文化会館、そして今回五本松、このエリアを町の中心市街地として活性化していくことが、三股町の魅力につながっていくんじゃないかなと思います。そこを活性化することとともに、各集落を交通網の再編でネットワークしていくと。そういうものが今後の課題かなと、テーマかなというふうに思います。そういう意味合いでは、やり残したといいますか、引き続きやらなければならないというようなところの一つかな

というふうに思っています。

今はコロナですから、特にこの二、三年はコロナに振り回されてきて、十分な仕事ができなかった部分もございます。そしてまた、取り組んでいるんだけど、皆さんが集まっていろいろ協議する、そういうふうな余裕もなかったし、あるいは、そういう時間を取れなかった部分もございますので、今後はウイズコロナ、ポストコロナとして地域の活性化とともにもうちょっとエンジンを吹かしながらアクセルを踏んで、スピード感を持ったまちづくり、中心市街地の活性化、そういうものにも一生懸命取り組みたい。先ほどありましたふるさと納税とか、本当に皆さん方にはご心配をかけておりますけれども、そういうのもしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 9月、任期満了を迎えるわけですがけれども、町長選挙があるわけですがけれども、その件についてどのような考えをお持ちなのか。分かりやすく言いますと、立候補されるのかどうかお尋ねいたします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 次の町長選についての立候補の有無なんですけれども、今回はコロナ禍でまん延防止等の重点措置等が発令されていまして事情から、後援会の皆さんとはなかなか十分な話ができておりません。そういう中で、一部の役員さんと協議しまして、立候補する意向で今話を進めているところでございます。

現在進行中の事業をやり遂げること、そしてまた、新たな課題については誠心誠意取り組んで、町民の皆様が住んでよかったなど、これからも住み続けたいと、そう思っただけのような魅力あるまちづくりに少しでも近づけるように努力したいなというふうに考えております。

○副議長（楠原 更三君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以上で一般質問を終わります。

○副議長（楠原 更三君） これより、昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時43分休憩

午後1時26分再開

○副議長（楠原 更三君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位3番、堀内和義議員。

〔2番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2番 堀内 和義君） 発言順位3番、堀内和義です。通告に従い質問してまいります。

まず、国民健康保険税の算定方式について質問いたします。

三股町の国民健康保険税の算定は、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式になっていますが、県内自治体の中には資産割を廃止して3方式を取っている自治体もあります。

一般のサラリーマンが加入している健康保険は、給与のみで算定されていますので、資産割・均等割・平等割はありません。

均等割については、世帯の加入数、平等割については、1世帯につき定額となっておりますので不公平はないと思いますが、資産割は、当該年度の固定資産税額の土地、家屋に係る部分が算定されますので、財産状況によって左右されます。

加入者のほとんどの方は、自宅に住んでおられると思いますので、資産割が必要なのでしょうか。また、町外に所有する土地、家屋は対象外ということですので、不公平感があります。

農家で、和牛生産や酪農などの畜産農家は、土地や牛舎等がなければ農業を営むことができません。土地や牛舎は、収入を得るための原料また道具に該当するようなものであります。土地、家屋については、固定資産税として課税されておりますので、国民健康保険税の資産でも課税対象となりますと二重課税と考えられます。

このようなことから、資産割を廃止して3方式に改める必要があると思いますが、この件について町長の考えについて伺います。

あとの質問は質問席で行います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 国民健康保険税の算定方法を、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から資産割を廃止して3方式にできないかの質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つ税の合計額です。それぞれ税額には課税限度額がありまして、限度額を超えた場合は課税限度額が税額となります。それぞれの税額は、所得割・資産割・均等割・平等割の4つの税額を基に計算しているところです。

また、前年の所得が一定基準以下の世帯については、国民健康保険税のうち均等割額と平等割額が所得に応じて軽減されます。

現在、県内で国民健康保険税の算定方式、4方式を採用している市町村は、26市町村中19市町村で、3方式は6市町、2方式は1町となっております。

ご提案の変更につきましては、令和4年度から保険税水準の県内統一に向けての議論が始まる予定というふうになっておりますので、その議論の状況を見ながら検討してまいりたいというふうを考えています。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町長、ちょっと確認したいんですが、県下の中で3方式は幾つだったですかね。

○町長（木佐貫 辰生君） 3方式は6市町です。

○議員（2番 堀内 和義君） 6市町村ですね。

○町長（木佐貫 辰生君） はい。

○議員（2番 堀内 和義君） 県内でも6市町村が資産割を取っていないということなんですけども。

先ほど言いましたけれども、大規模農家については、やはり土地、牛舎等が多くある農家ほど資産割が高くなるんじゃないかなというふうに思うんですけども、やはり、十分今後検討していただきたいなというふうに思っております。

先ほど、県内26市町村の中で資産割を廃止している自治体が6市町村があるということなんですけども、その中で、廃止した市町村の中で、問題はなかったのか、またそういう検討する段階でどういう検討をされたのか、お伺いしたいんですけど。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 令和2年度の保険税の算定方法で資産割を廃止している市町村が、宮崎市、西都市、高原町、高鍋町、新富町、門川町の6市町村で、2方式を取っているところが川南町となっております。

3方式を取っている市町村にそのときの状況を確認したところ、やはり資産割を廃止して3方式にするには、数年かけていろいろ協議をしながら実施したということで、三、四年程度、そこそこの市町村によって違いますけれども、やっぱり時間かけて検討したということ聞いております。

特に問題があったかどうかはちょっと確認をしていないところなんですけれども、やはり4方式から3方式変えるには、3方式に変えたことで不利益を被る方が出ないようにというのが、重要なポイントになってきますので、やはり慎重に対応をする必要があると聞いております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 当然、緊急にできる問題じゃないと思うんですけども、やはり十分検討する必要はあると思います。

やはりひとえに平等性がどうなのかなということですよ。一般のサラリーマンについては給与だけです。できれば、そういう中で行きますと、所得割あたりが一番重要じゃないかなと

いうふうに考えていますので、十分検討いただきたいなというふうに思っております。

その中で、この所得割・資産割・均等割・平等割の比率ですよね。こういうのはもう各市町村によって改正は自由にできるんですかね。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 各市町村で税率とか税額は決めておりますので、各市町村で決定することになっております。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） この税率は毎年改正するんですか、それとも何年かおきに改正するんですかね。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 毎年税率は担当課のほうで協議しまして、税率のほうについては毎年協議をしております。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今4方式を取っているんですけども、所得割・資産割・均等割・平等割あるんですけど、大体のそのパーセントは町内ではどのようなになっているわけですかね。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 所得割・資産割・均等割・平等割につきましては、所得割を大体40%、資産割を10%、均等割を35%、平等割を15%としております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 所得割が約40、均等割が35ということで、非常にこの2つがウエートが高いということですね。

資産割が10%ですから、割と低いですから、ここあたりを改正するとなっても大きな問題はないのかもしれないですね。

その中で、県内26市町村あるわけですけども、三股町の保険税率、税額が高いのか低いのか、どういう状況になっているわけですかね。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 三股町の保険税率は、令和3年度県内26市町村のちょうど中間、真ん中で1人当たりの調定額は10万7,491円で県平均とほぼ同じ金額となっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 県平均ということなんですが、ちなみに都城市はどれぐらいになっていきますか。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 都城市は11万2,692円となっております。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 結構、都城は高いんですね。

税率が県平均ということなんですが、やはり病気が多い、けがが多いとなると税率は高くなるということですかね。一番の要因はどのような要因がありますか。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） やはり、医療費がどれくらいかかったかによるかと思われます。以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 税率は県平均ということなんですけれども、町民1人当たりの医療費の金額、これがどれぐらいになるのか。また県下市町村と比較してどうなのか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 令和2年3月から令和3年2月までの1人当たりの医療費は39万8,555円で、県平均とほぼ同じ額となっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 医療費の金額も、大体県平均と言われているんですけども。その中で、病気、けがあるんですけども、何が一番大きいんですね、医療費の中で。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 三股町の医療の状況を、医療の点数で見ますと、三股町まづ腎臓関係の疾患、それから糖尿病が、生活習慣病と言われるところになるんですけども、その医療費が多くなっている状況です。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 当然、病気にかかれば病院に行くわけですけども、医療費を抑制するための対策は取られているのかどうか。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 医療費を抑制するための対策としましては、特定健診や各種がん検診、特定保健指導、運動教室等の保健事業を行っております。

特定健診では、受診率の向上のために未受診者への再勧奨や日曜日の健診の実施、特定保健指導では、初回面接受診者を対象とした運動教室と特定健診と同じ項目の血液検査を行っております。

がん検診では、特定健診と一緒に実施するなど、受診しやすい体制を取っています。

また、生活習慣病の重症化予防として、保健師による訪問指導、ジェネリック医薬品の使用促進等を行い、医療費の削減に努めているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） やはり健康で病気、けがをしないことが一番の幸せでもありますし、医療費を抑えることにもなりますので、今後も十分な対策、対応を取っていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

続きまして、質問事項の2番目に入ります。

三股町に設置してある震度計について質問いたします。

去る1月22日未明に、日向灘沖で発生した地震による地震で、本県では最大震度5強を観測していますが、庁舎内にある震度計の機器不具合によるシステムエラーが発生して、運用停止中と聞いていますが、原因究明はできたのかどうかお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、震度計機の不具合のシステムエラーが発生した件につきまして回答させていただきたいと思っております。

令和4年1月22日に発生しました日向灘地震におきまして、本庁に設置してある震度計の不具合により震度情報が伝達されず、現在も運用停止になっている経緯についてご説明したいと思います。

まずは、地震発生時の職員の対応について申し上げます。

1月22日午前1時過ぎに地震発生警報により、危機管理係職員は即座に役場執務室に招集し、情報連絡室を設置しております。

本来であれば、震度表示板で震度情報を確認でき、その情報は県消防保安課を経由して気象庁に伝達され、報道機関は気象庁データを基に報道されるものでございます。

当時は執務室に設置の表示版に表示されず、報道機関による発表では、NHK、MR Tともに本町の震度は表示なし、UMKは震度5弱を報道しております。

午前1時35分に県消防保安課に連絡し、報道に正確な発表がされなかった原因について調査

を要請したところでございます。

その後、無線室にある震度情報処理システムにて震度3の表示を確認し、UMK報道の数字と異なっていたことから、UMKに問い合わせ、気象庁との再度確認をお願いし、対応するとの回答を得た後、情報連絡室を解散したところでございます。

次に、原因の究明についてでございますけれども、令和4年2月1日の新聞報道にありましたように、県内5町の震度情報が気象庁震度情報に反映されておらず、県消防保安課によると、三股町はシステムエラーが発生し、県のサーバーがデータを受信できず気象庁に送れなかったことを原因としております。

令和4年2月14日時点において、原因の調査を継続中としながらも、年度内には対応するとの回答を得ているところでございます。

また、直近の情報によりますと、今月3月10日に県のほうから修理をするという通知が来ております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 3月10日に修理に来るということで、今までも修復ができていなかったということですね。やはり、もうあれから1か月以上たちますよね。少し異常な気がするんですけども。やはり県の危機管理体制に問題があるんじゃないかなと思うんですけども、これは県が設置したということで、町独自では修理ができないのかお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、堀内議員のほうからありましたとおり、この震度計、それに関わるシステム、機材等につきましては、全て県の所有物になっておりまして、全て保守・管理につきましては県消防保安課の所管となっておりますので、町のほうで勝手に修理、または手をつけられないという状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 震度計はどこに設置してあるわけですかね。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 震度計につきましては、この本庁舎の北側、道路沿いの変電施設があるんですけども、キュービクルという、その枠の中に設置してあります。分かりますかね。こっち側に見えます、この道路側の変電施設があるんですが、そちらの枠内に設置してあります。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 管理はどの課が実施されているわけですか。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 管理といいますか、所管としましては、危機管理係なんですけれども、この震度計に関して、管理、先ほど言いました保守に関しては、これは県になっております。以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 県が管理しているということであれば、定期検診あたりも県がするわけですかね。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 定期的な検診につきましても県が実施いたします。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町では実施していないということなんですけども、県の対応が悪ければまたこのような事態が発生する可能性もありますよね。どんなによい機器であってもメンテナンスを怠れば無用なものになってしまいます。

やはり定期点検、通常点検は町で実施して、経費については県負担ということはお願ひできないんでしょうかね。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 震度計の設置については、本町としましては、これは県の持ち物と、所管ということでありますので、場所的に町が貸しているというような状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 十分今後も県との連携を図っていただきたいなというふうに思っております。

それから、現在震度計は1機設置してあると聞いたわけなんですけども、南海トラフ巨大地震も想定されている中で、緊急時において機器の不具合、データ欠損等を防ぐためには、複数の震度計設置が必要と思われませんが、増設の計画はないのかどうなのかお伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 複数の震度計設置の必要性についての考え方についてお答えしたいと思ひます。

危機管理係としましてですけれども、今回の事件、事案につきましては、的確な情報を確保し、町民に対し早急な情報の提供を行うことが使命であるにもかかわらず、それができなかったということを踏まえまして、今回の大きな問題点として提起されたものと捉えております。

この事故原因の早急な究明と、震度計の複数設置案を含む補助的な対策につきましては、県との協議を交えながら強く要望していきたいというふうに考えております。

また、県内の状況を見ますと、大きな市のほうでは市単独で設置しているところもあるというのも聞いておりますので、その辺も含めて県のほうとも協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町単独で設置ができるようであれば、これも十分今後検討していただきたいなど。やはり県が設置しているのであれば、粘り強くまた県に要望して、できれば2台あったほうがいいと思いますので、よろしく願いしたいなというふうに考えております。

続きまして、3番目の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症対策として、町内の公共施設等に空気清浄機の設置はできないか、お伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 新型コロナウイルス感染症対策として、町内の公共施設内に空気清浄機の設置はできないかというご質問にお答えいたします。

今年に入りまして、オミクロン株の市中感染が急激に拡大している現状を深刻に受け止め、公共施設における感染症防止対策の一環といたしまして、ウイルスや細菌を除菌する機能を備えた空気清浄機の導入を計画したところでございます。

なお、設置箇所についてでございますが、町の公共施設等において、不特定多数の来客及び相談者が一定時間とどまる場所や会議室などを予定しており、あくまでも目安なんですけども、およそ8畳程度用を12台、20畳程度用を5台購入する予定でございます。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今後計画予定ということですね。今は設定はしてないということですね。

やはり町内公共施設いっぱいあるわけですから、その中で公共施設、町内でどれぐらいありますかね。それとまた施設の中で、高齢者や妊婦、幼児等がよく利用する施設、数ですね、分かれば教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 町内にある公共施設数と高齢者・妊婦・幼児等が利用する施設数はどのくらいになるのかというご質問ですが、公共施設の数につきましては、屋内施設、屋外施設、あるいは分類方法等によりましてその数は変わってまいりますので、ここでは昨年9月定例会に提出いたしました令和2年度三股町歳入歳出決算書の行政財産に掲載してある施設数を申し上げます。

その総数は役場庁舎を含め192か所となっております。そのうち、高齢者・妊婦・幼児等が利用する施設の数ですけれども、学校施設を除く屋内施設に限ってカウントいたしましたところ、役場庁舎を含めてその数は57施設になります。

ちなみに、その内訳を申し上げますが、公民館10施設、総合文化施設、社会体育館及び体育施設6施設、児童福祉施設16施設、高齢者福祉施設3施設、健康管理センター、そして各地区施設が19施設、あと多世代交流センターというところでカウントいたしております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 相当なやはり数になりますよね。ですからこれ予算化するにも非常に厳しいと思うんですけども、やはりどうしても今の状況を見ますと設置したほうがいいですよ。

特に役場の中なり、それとやはり高齢者・妊婦・幼児等が利用する施設、これについてはやはりこういうコロナ状況ですので、どうしても清浄機、必要と思われるんですけどもいかがでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 庁舎内で町民の出入りが多い窓口業務や、会議室及び高齢者・妊婦・幼児が利用する施設への空気清浄機の設置の必要性であります。そのあたりを十分踏まえて、今回設置場所を選定し導入することといたしました。

なお、この予算につきましてですが、今議会に予算計上しておるところでございまして、その予算を活用して設置するということと計画しているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） やはり来客頻度の高いところなり、安全性を考慮したときには、そういう施設には、優先的に取り組んでいただきたいなと思います。町民の皆さんが、安全で安心して気軽に利用できる施設を目指していただきたいというふうに思っております。

本件に適用されている新型コロナまん延防止等重点措置は3月6日で解除されましたけれども、まだまだ感染は沈静化しておりませんし、ワクチンの追加接種も十分に進んでいない状況でもあります。

今はオミクロン株が主流ですが、感染力がより強いとされるオミクロン株の派生派B.A.2の再拡大の危険性も懸念されております。

3月から4月にかけては、年度末、新年度の始まりでもありますので、人の交流が多くなると予想されています。十分な対策を取っておかないと第7波のおそれもあります。

空気清浄機の設置については、十分検討していただきますようお願いいたします。

最後になりますけど、今回3問ほど質問してまいりましたが、全体を通して町長より一言お願いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 3つの項目の質問がございました。

国民健康保険税につきましては、県を交えての保険主体というふうになりましたので、その中で各市町村の現状を踏まえながら、4年度から検討するという事になっておりますので、3方式あるいは2方式といろいろございます。そのあたりをどうするのか、十分検討してまいりたいなというふうに思います。

震度計については県の管轄でございますので、そのあたりはしっかりまた県のほうに行ったときには早めにやはり、いつ南海トラフが来るか分かりません。震度計についてはしっかりと対応していただくようお願いをしたいなというふうに思います。

また、新型コロナウイルス感染症対策、これにつきましては本当にまだまだ収束の気配が見えません。そういう意味合いでやはりまだまだ町民の皆様含めて、まん延防止は終了しましたがけれども、リバウンドの強化月間と、再拡大しないための強化月間というのは今月です。

しかし、今月で終わるかとなると、そのあたりもまだ不明でございますので、しっかりと換気対策、それぞれ3密回避含めて、基本的な感染予防対策を取っていただく、それとともにご提案の空気清浄機、そちらのほうも今回予算化しておりますので、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

いろいろご意見ありがとうございました。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（楠原 更三君） これより14時15分まで本会議を休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 4番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

最初の質問です。

コロナ対策ですが、1月以降、オミクロン株による第6波の急激な感染拡大が起こり、2月初めには1日の感染者数は10万人前後と、第5波の4倍に達しております。

本町でも毎日陽性者の発表があり、3月になっても収まっておりません。

まず、1番、今回のオミクロン株は感染力が非常に強く、また子供たちにも多く陽性者が出ていることが特徴です。

本町のホームページを見ると、10代の陽性者が多くびっくりしております。コロナ対応は県でやっているということで、町民には詳しい情報が分かりません。そのために町民は不安を覚えるのですが。

最初の保育園の閉鎖、学級閉鎖などが——これは学校です——学級閉鎖など、どのくらいあったのかお伺いいたします。

あとは質問席にて質問してまいります。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） コロナ対策につきまして、保育園の閉鎖の状況についてお答えいたします。

1月以降の第6波による町内の保育園、認定こども園の閉鎖等につきましては、6つの園において延べ23日となっております。

内訳としましては、クラス単位で一部閉鎖が3日、園を完全に閉鎖した日が20日ございました。

あと、学級閉鎖につきましては、教育長のほうで回答していただきます。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） それでは、小中学校の学級閉鎖の状況についてお答えいたします。

1月以降の第6波による町内小中学校の学級閉鎖等につきましては、4つの小中学校において延べ56日となっております。

内訳としましては、学級閉鎖が32日、学年閉鎖が18日、学校閉鎖が6日、6日ございました。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の答弁を聞きますと、何か驚くような状況ではないかなというふうに思います。

この子供たちの様子というんですが、状況等、そういうふうなことはつかんでらっしゃるんでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 子供たちの様子で申し……（「今現在の」と呼ぶ者あり）今現在は学級閉鎖等を行っている学校はございません。

やはり、家族が濃厚接触者になったとかいうことで出席停止となっている児童生徒は、今はちょっと少なく三、四十名だと。ちょっと今日の数字はまだ出ておりませんが、何百人もそういった状況にあるというわけではございません。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 保育園、認定こども園につきましては、今現在、1つの施設が閉鎖、コロナの影響で閉鎖をしているという状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） そのたくさんの子供たちが陽性者になったわけですが、子供たち、保護者、そして、教職員などの検査体制はどのようにされておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナウイルス感染症の検査体制についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者へは、保健所による積極的疫学調査が行われております。疫学調査により濃厚接触者を特定し、速やかに行政検査につないでいるところです。

しかしながら、オミクロン株による第6波では、新規感染者の増加に伴い、保健所の業務量が急増してきました。そのため、県からの要請により1月中旬から町の看護師、保健師が疫学調査の支援を行っているところです。

また、10代、10歳未満の感染者が増えていることから、県からの依頼を受け、1月末より保護者へ濃厚接触者を特定するための学校調査を町教育委員会で行っております。

本町も疫学調査の支援や学校調査を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） ただいま町民保健課長のほうから全体的な答弁がございましたけれども、児童生徒に対してどういうふうに行っているかということ、ちょっと答えさせていただきたいと思います。

これまでも町内の児童生徒に関係する感染が確認された場合には、保護者から学校へ、また学校が休日等の場合には、町教育委員会へ連絡を頂けるよう体制を整えてまいりました。

また、今回の第6波における体制につきましては、先ほどございましたとおり、都城保健所との協議を経まして、町教育委員会から保護者等への状況の聞き取りをし、行動歴の確認を行っております。

合わせて、学校からは、時間割や座席表等の必要な書類を教育委員会へ提出させ、聞き取りによる行動歴と照合し、検査対象の可能性のある児童生徒を保健所へ連絡しております。

その後、保健所内での協議がなされ、確定された検査対象者が教育委員会に通知され、この通知を受けて、教育委員会あるいは学校から保護者の皆様へ連絡しているところでございます。

感染の状況によりまして、この対応が変わることはあるかもしれませんが、今後とも保健所と連携しながら対応していきたいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今度の陽性者がたくさん出たちゅうことで、その中でやっぱり入院とかそういうふうなことがあった子供たちもおられるんですかね、お聞きいたします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 感染者の療養の状況については、個人の情報は来ませんので、何名三股町で入院しているとか、療養施設に入所している、自宅療養しているというのその日の時点での概数が届きます。療養入院の調整中という方も毎日いますので確定の数字ではないんですけれども、おおよその数字は把握はしているんですが、個人的な情報についてちょっと私のほうでは把握はできていないところです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 自宅療養者、濃厚接触者家族への支援体制はどのようになっておるのか。

自宅療養、家族の少ないシングルマザーとか、それからお母さんが濃厚接触者になったとか、子供がなったとかいうふうなときに、買物とかにも行けないわけで、そういう食料、日用品の提供体制の整備はできているのでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 自宅療養者、濃厚接触者の家族への支援体制についてお答えいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律によりまして、都道府県が自宅療養者等に対する生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するように努めなければならないとされております。

感染症法における感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされておりますが、自

宅療養者の生活支援など、住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であると思っております。

ただ、都道府県が保有する個人情報の取扱いに関しましては、市町村が個人情報を利用する事務の範囲内を特定して、プライバシーの保護と公衆衛生上の必要性を判断していく必要があります。

また、都道府県と市町村とで十分な協議を行い、個人が特定され、誹謗中傷の対象にならないように慎重な取扱いが求められているところです。

現在、県の取組としまして、自宅療養者の方に対しましては、食料品や日用生活用品の約10日分の生活支援セットの配付、また訪問看護ステーションの看護師による健康観察が行われているところです。

県により、自宅療養者の方とか濃厚接触者が誰ですよという情報は市町村には来ませんので、今のところは特に町としての支援は行っていないところです。

今後、必要があれば検討協議を行い対応はしたいと考えておりますが、個人が特定されて誹謗中傷の対象にならないような慎重な取扱いが求められていますので、状況を注視しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 学級閉鎖などで急に、私も遭遇したんですが、10時ぐらいに子供たちが学校から帰ってくる、自転車で帰ってくるところに出くわして、おかしいなと思って聞いたら、学級閉鎖になったというふうなことで。

学校給食などに、そういうときには急に学級閉鎖になったりすると、学校給食なんかに影響があったというふうなことを聞きましたが、もう調理してある学校給食、それらが本当に給食センターなんかは困るんじゃないかなと思ったんですが。それらのときの対処はどうされたんでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 給食についてでございますが。

まず、調理についてですけれども、前日までに学級を閉鎖するというような連絡があった場合には、納入予定の食材について納入業者さんに連絡をしまして、キャンセルができないかといった相談をいたします。キャンセルができなかった食材については、1人分の量を増やして調理をしまして、中には使えなかった食材については、町の社会福祉協議会へ提供したりしております。

当日の町に連絡があった場合には、キャンセルというのはできませんので、同様に1人分の量を増やして調理したり、出来上がって各学校に送る食缶に入れる前であれば、他のクラスの量を

ちょっと増やしたりとして調整をすることがございます。そういった場合でもやはり限度がありますので、使えなかった食材は社会福祉協議会で提供しております。

給食の調理面、食材等については以上のような状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この3学期になって、こういう学級閉鎖とかいろいろな陽性者の対応とか、本当に学校関係者は大変な思いをされて仕事されていると思うんですね。ましてや受験もあったり、3学期の年度末のいろいろな仕事が増えるわけで。

それから、行事なども卒業式とかいろいろあるわけですが、それらの先生たちへの支援体制とか、学業・行事などへの影響なんかはあると思いますが、それら支援のところをお尋ねいたします。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

児童生徒から感染者等が出た場合には、先ほども説明したような対応を取るわけですが、学校と保健所、教育委員会が連携して迅速に対応していく必要がございます。教職員にも多忙な中、よく対応していただいているところでございます。

学校には、名簿等の必要な書類の準備等をお願いしておりますけれども、保健所とのやり取りや保護者への聞き取りについては可能な限り教育委員会が行い、どのように対応するのか学校へ伝えるようにしております。

また、消毒作業等についても保健所の指導の下、各学校で実施しておりますが、学校に配置されている教員業務支援員、スクールサポートスタッフというものでございますけれども、そういった方に従事していただくなど、できるだけ教職員の負担が重くならないように工夫しながら対応しているところでございます。

また、学業や行事への影響についてでございますけれども、現在のところ、臨時休業等により当該学年の学習内容が終わらないというような状況にはございません。

各学校においては、感染症対策を講じてもおリスクが高い学習活動、例えば長時間近距離でのグループワークとか、音楽の合唱活動などについては行わないようにしております。

また、参観日や社会見学などの行事についても延期や中止、代替活動を検討するようにしております。

今月は卒業式が予定されておりますけれども、これにつきましても出席者を限定するなど、教職員に過度な負担がかからないよう配慮しながら、各学校の実態に応じて十分な感染症対策を取りながら実施するというようにしております。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 受験などに対する影響はなかったのでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 受験につきましても、例えば濃厚接触者になった場合は個別での受験など、各高校で対策が取られておりまして、これまでのところ、本町の中学生で受験に支障があったという例は聞いておりません。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本当に今度の第6波ではいろいろ子供たちの陽性者が出て大変な、私たちが数字を見てびっくりしていたわけですが。関係者の方の対策、いろいろなことに大変な思いをされておられると思います。

本当にこれからもまだ何が起こるか分かりませんので、よろしく願いいたします。

では、次に、2番目の質問に移らせていただきます。

国税税についてですが、国民健康保険税は所得割、資産割、均等割、平等割の区分によって税率がかけられております。

本町の均等割保険料は2万3,300円となっており、加入者全員が支払わされております。子供の多い世帯はそれだけ高額となり、子供にまで均等割をかけるのは人頭税だ、少子化対策に逆行するとの批判が高まっております。

その批判の声を受けて、2022年、今年4月から全世帯の未就学児に関わる均等割保険料について、その5割を公費によって軽減することになりました。

本町では何人ぐらいの児童が減額されるのか、その額はどのくらいなのかお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 未就学児の均等割保険税の軽減についてお答えいたします。

国民健康保険制度の保険制は、応益、均等割、平等割と応能、所得割、資産割に応じて設定されています。その上で、低所得者世帯に対しては、応益保険税の軽減措置、7割軽減、5割軽減、2割軽減が講じられています。

今回、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、令和4年4月から国民健康保険制度において子供の均等割保険税を軽減することになっています。対象は全世帯の未就学児です。当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減します。

現在、7割軽減の対象の未就学児の場合は、残りの3割の半分を軽減することから8.5割の軽減となります。5割軽減の対象の未就学児の場合は、残りの5割の半分を軽減することから7.5割の軽減となります。2割軽減の場合は、残りの8割の半分を軽減することから6割軽減、軽減なしの場合は5割の軽減となります。

本町におきましては166人の子供が均等割保険税の対象となります。軽減額は179万4,000円程度の見込みとなっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この軽減の金額の負担割合は、市町村は幾ら負担するわけですかね。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 負担割合は、国が2分の1、県が4分の1なので、市町村は4分の1負担することになっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 国がこういうことをせざるを得なくなったというふうなことは、均等割が人头税だと、子供の多い人ほど保険税が高いというふうなことになっているわけですが、今回の措置は未就学児だけとなっております。私は働いてもいない子供たちに、一種の税金ですよ、保険料、小学生から高校生までも減免する必要があるのではないかと考えておりますが。

そしてまた、均等割は後期高齢者医療保険、介護保険分の支援分にも別にまたかかります。そういうふうなことからすれば、この均等割というふうな制度は、少子化対策に逆行するものと思っておりますので、こういうふうな、せめて高校卒業するまでの免除はできないのか伺いたします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 高校生までの均等割保険税についてお答えいたします。

小学生、中学生、高校生の均等割保険税を未就学児と同じように5割を公費により軽減した場合、対象となる子供の数は377人、軽減額は379万7,000円程度となります。

未就学児の均等割保険税の軽減につきましては、保険基盤安定負担金で国、県の補助がありますが、小学生から高校生についてはこの対象となっていないところです。また、高校卒業までの均等割保険税の免除となると、対象となる子供は543人となり、さらに負担が大きくなります。

低所得者世帯に対しては、応益保険料の軽減措置としまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減が講じられています。子育て世代の経済的負担を考えますと、均等割保険税を免除または軽減できるとよいと思っております。

しかし、国民健康保険の安定的な運営から見ますと、難しい状況であると思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今、町の国保の基金が1億9,000万円ありますよね。これは私が新人議員の頃から1億9,000億円だったと記憶しているんですが、この間20年近くずっと同じ額で、そういうふうなお金を一部でも使えば、何とか免除額が出てくるんじゃないかなど。

ある北海道の自治体では、均等割保険料は子供には、本当に子供にかけるのはおかしいちゅうふうなことで、組合でその地域の国保のあれで、減免措置を国がこうするというふうなことで自分たちもやり始めたところがあることを知ったんですが。

やはり子育て、少子化対策というようなふうな意味からも、そういう均等割は何とかやっぱり考えていっていただきたいなというふうに思いますが、町長はどう思われますか。子育て支援の一生懸命されている町長として。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 子育て支援、本当に本町のキャッチフレーズで、非常に子供たちが過ごしやすい、そしてまたそれを応援する、そういう町であるということはやはり移住定住につながったり、そしてまた人口増につながっているのかなという感じがいたします。

いろんな子育て支援の政策があるわけなんですけれども、今回このような均等割額の軽減ということでご提案がありました。

私としては、これも大事だと思いますけれども、ほかにも、例えばほかで町でやっている給食費、そちらのほうの軽減とかをしようとか、いろんな子育て支援も幅広くありますので、その中の一つということで、今後の施策の一つの提案ということで検討させていただきたいと思えます。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ぜひこれから少子高齢化になりますので、そのあたりも検討課題として考えていただきたいと思えます。

では、3番目の気候危機への対応について質問してまいります。

気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっています。既に、世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題となっております。

日本でも経験したことのない豪雨や暴風雨、猛暑など極めて深刻です。気候危機は、日本に住む私たちにとっても緊急に解決しなければならない死活的な大問題となっております。

環境省は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県と市町村が地方公共団体実行計画を策定し、住民や事業者を含めた区域全体の再生エネルギー導入、省エネ推進等の施策を展開するよう求めています。

本町でも、近年中に五本松跡地に学び、子ども子育て、健康づくり、買物と食の4つの機能を備えた施設を整備する計画だと施政方針で述べられました。

いろいろな建物が建築されますが、その屋根に電力を賄う太陽光パネルを取り付けたり、雨水を貯めるタンク、また敷地を全部コンクリートにするのではなく、地面に雨水を染み込ませることなど、環境に優しい公共施設を造ることは考えていないのかお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 町が五本松跡地に交流拠点施設整備事業を進めようとしていますが、再生可能エネルギー導入計画の策定はなされていないのかというご質問についてお答えいたします。

御存じのように、三股町交流拠点施設整備事業につきましては、昨年11月に基本計画を策定し、いよいよ次年度から、官民協働事業体によりまして実施設計の策定に着手することといたしております。

議員ご指摘の再生可能エネルギー等の導入につきましては、当然、温暖化を抑制するというような観点も含めまして、実施設計の策定における初期の段階で協議することを前提としており、国が推し進めていますカーボンニュートラル、これは日本語で訳しますと温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという取組ですが、これに向けまして、再生可能エネルギーの導入については積極的に導入することを検討したいと思っております。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） これからの地球環境を考えたときに、やはり今、ロシアが戦争しかけていろいろな石油なんか輸入が止まるというふうなことで原子力も危ない危険なものです。

そういうときに、これから本当に電力量というのはやっぱり年々上がっていくと思うんですね。やっぱりこの地域は太陽光電力というふうなのが魅力的だと思うんです。

我が家でも20年ぐらい前から取り付けていて、今、売値が物すごく下がったから採算は全然取れないんですけど、やはりエネルギーを確保できるという、それと蓄電池なんかを取り付けて安心感はあるんですね。

そういう意味で、新しい建築物なんかには、やっぱり再生可能エネルギーの観点から太陽パネルなんかを取り付けて、電気料を少しでも抑えていくというふうな観点でやっていかないと、ますます気候が上がっていくというふうな観点になっておりますので。

そういうふうなことで、私は今度の場合、町が五本松にいろいろな建築物を造るわけで取り上げたわけですが、この本町でも、太陽光パネルを何年前ですか、本庁舎と中学校の体育館に取り付けておられますが、その設置での電気料の電気使用料の比較をお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから、まず役場庁舎について回答させていただきます。

役場庁舎の太陽光発電につきましては、平成26年5月から稼働をしているところでございます。

ご質問にある太陽光パネル設置前後の電気使用料金の比較におきましては、単価の変動や庁舎管理における機器、器具等の新たな付設等によりまして、単に電気料金では効果の比較はできませんので、ここでは使用電力量、そちらのうち太陽光による発電量の割合を示したいと思っております。

本日お配りしております総務課のほうからはA4横書きの資料です。それを御覧いただければと思います。

これから説明する分については色塗りがしてありますので、追って見ていただければと思います。

まず設置前の平成25年度ですけれども、こちらの総使用電力量ですね、こちらが36万5,610キロワットアワーとなっております。

そして、設置後、平成26年度の総使用電力量でございますけれども、38万6,704キロワットアワーということで、25年度と26年度では2万1,094キロワットアワー電力使用量は増えております。

うち太陽光発電によりまして3万1,174キロワットアワーを賄っておりまして、1年間の役場庁舎の総電力量のうち8.1%を太陽光で賄っているという状況でございます。

ちなみに、令和2年度の実績では、総使用電力量は36万9,795キロワットアワー、うち太陽光発電により3万7,205キロワットアワーとなっておりますので、割合でいきますと10.1%を賄っている状況でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 中学校体育館、太陽光パネル設置前後の電気使用料についてお答えいたします。

まず、三股中学校の電気、電力設備に関する整備内容を説明いたします。

初めに、令和元年度に教室等の空調機設置工事を行いました。これは、学校環境衛生基準の温度が30度から28度に引き下げられたことによる熱中症対策として施行したものです。

次に、令和元年度に体育館照明のLED化と太陽光発電及び蓄電池設備の設置を行いました。これは、防災、減災と低炭素化を同時実現するものとして、災害時のエネルギー供給とLED化による温室効果ガス排出の抑制を目的として施行したものです。

最後に、令和3年度から教室等の照明設備LED化を行いました。これは、LED化による環境負荷の軽減及び光熱費の削減を目的としてリース事業で実施したものです。

今回、電気使用料の点からのご質問であります。ただいま説明しましたような整備を行っており、電気使用料金では、種別設定や電気料金の見直し等があることから、単純に比較することは難しいので、実際に使用電力量のうち、どれくらいを太陽光発電で賄えているかを確認しました。

教育課が提出いたしました縦の資料を御覧ください。

ここに中ほどに2つの表が作っております。

左側が中学校の過去4年間分の使用電力量を同月ごとに並べたものです。先ほど申し上げました各整備が終了した月を色づけしてあります。

そして、右側の表に中学校太陽光発電の交流電力量が示してあります。これは、太陽パネルで発電したものを中学校の電気として使用する電力として賄われた部分ということになります。

よって、右の表を見ていただきますと、実際に電気料として支払った左の表のAの部分、そして右の表のBの部分、太陽光パネルで賄っている分です。これを足したAとB、この真ん中の部分が中学校での必要電力量であるというふうに判断いたしております。

これを、全体の賄い率ということで交流電力量の率を出しましたところ、23.2から6.6という間が出ましたけども、大方10%程度を太陽光によって賄えているものと確認いたしました。以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今から本当に電気料は年々上がるんじゃないかなというふうな、私たちおそれを感じているんですが。その中でやはり再生可能エネルギーで10%ぐらい低くなるとすれば、これは大きいと思うんですね。

やはりいろいろな太陽光をつけるのに設備費がかかりますが、長い期間を見たときに、やはり私たちは地球温暖化防止のために、自分たちの地球を守るためにも、やはりそのことも考えながらやっていく必要があるのではないかなというふうなことを感じますので。ぜひこれから、国もまたそういうことでやってくるとは思うんですが、2030年までにやらなければいけない指針も出てくると思いますので、またそういう点で、これからまた町長もあとまた続けていかれるわけですから、その点も考えて町長のお考えもお聞きしたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど話がありましたように、カーボンニュートラル、要するに2050年までにはCO₂を実質ゼロにするという方針が出ておりますので、そしてまた2030年を目標にどれだけ努力できるかというところで。

本町の場合、学校を見ますとほとんど南向きで、屋根も陸屋根ではなくて南側を向いていますので、全ての屋根そういう太陽光のパネルを設置できないかなということで、今担当課のほうに指示をしまして。

そしてまた国の補助金を使うと、中学校もそうですけれども、上限が20キロワットなんです。そしてまた蓄電池を必ず設置しなさい、そして売電はできないと、非常に制約が多いもんですから、単独でいろんな形で、一つ一つの学校の屋根を使う、あるいは公共施設の屋根を使うという形での地産地消、エネルギーの地産地消、それを目指した取組を始めなければならないというふうに考えています。そういう意味合いでは、学校20キロ云々じゃなくて、屋根をほとんど使ってエネルギーをするという部分が一つの命題、目標でございます。

それとまた、島津山林の後の山林のほうの大栄環境ホールディングス、そちらのほうがバイオマス発電、それなんかも小型のバイオマス発電ですけれども、そういうのも、今度できないのかということも以前お話がございました。そういう意味合いでは、エネルギーの地元での活用といいますが、そういうのを生み出してそして地元で活用する、地産地消ですね、それをぜひ取り組みたいなというふうに思っているところでございます。

ご提案のところの趣旨を十分生かしながら、方向性を目指すまずは基本計画をつくって実施していきたいと。そのためには大きな財源が必要ですので、また議会の皆様のご理解を得ながらやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） いろいろと伺いまして、私も期待しております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 以上もちまして、本日の一般質問は終了いたします。

残りの質問は、明日9日10時から行うことといたします。

----- . ----- . -----

○副議長（楠原 更三君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時00分散会

議事日程(第5号)

令和4年3月9日 午前9時56分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

11番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	渡具知 実君
高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	前田 勉君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	福永 朋宏君	会計課長	……………	島田 美和君

午前9時56分開議

○副議長（楠原 更三君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、おはようございます。質問順位5番、田中光子です。通告に従って行っていきます。

内閣府が、令和3年3月に公表した男女間における暴力に関する調査報告書によると、これまでの配偶者からの暴力の被害経験については、22.5%の人があったと答えています。この結果を男女別に見ると、女性のあったは25.9%、男性のあったは18.4%となっており、女性の約4人に1人で被害経験があるなど、女性のほうが被害経験者の割合が高くなっています。コロナ禍のDV、配偶者暴力、相談件数は増加しており、全国の配偶者暴力相談センターとDV相談プラスに寄せられた相談件数を併せると、令和2年度は19万300件で、前年度に比べ約1.6倍に増加しています。

質問事項1、配偶者暴力相談についてですが、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律には以下のようにあります。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法もとの平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった、また配偶者からの暴力の被害者は多くの場合、女性であり、経済的自立が困難である女性に対して、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、

被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組に沿うものである。ここに配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護を図るためこの法律を制定するとあります。

そこで、質問の要旨①町内での配偶者暴力の防止及び被害者のための施策についてお尋ねします。

あとは質問席にて行います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。配偶者の暴力相談についてのご質問であります。

町内での配偶者暴力の防止及び被害者のための施策はという質問にお答えする前に、本町における配偶者暴力相談の現状についてご報告を申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、つまり配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定はしていませんけれども、配偶者からの暴力の被害者の大半は女性であり、暴力の形態は身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど、様々な形態がございます。そして、複数の形態に該当する場合も多々見られるところでございます。被害者は、けがなどの身体的影響を受けるばかりではなく、PTSD、心的外傷性ストレス障害に陥るなど、精神的な影響を受けることもございます。

このようなことから、本町では、配偶者暴力の相談窓口として、男女共同参画を担当する総務課行政係を中心に、関係課と連絡を取り合って対応をしているところでございます。

ただし、相談者の相談内容が、離婚、住まい、扶養、児童手当、子育てなど多岐にわたり、また世代の違いから、福祉課や高齢者支援課に直接来庁される場合もございます。また、元気の杜の福祉消費生活相談センター内の女性相談所にて相談される場合もございます。

具体的には、行政係で受付した過去3か年のDVに関する相談実績は、元年度が2件、2年度が3件、3年度は現時点で5件でございます。福祉課が管轄する三股町福祉消費生活相談センターでは、元年度3件、2年度5件、3年度3件でありました。また、生活困窮者相談支援事業では、2年度1件、3年度1件の相談がございました。高齢者支援課が受け付けた配偶者からの虐待相談件数は、虐待でない、虐待に至らなかった件数を除くと、2年度で7件、3年度は3件でございました。

なお、各年度の各課、センター等の件数は、専門的対応の必要性や相談の内容により、他の課との連携が必要なことから、重複計上もあるところでございます。

質問の配偶者暴力の防止、及び被害者のための施策については、担当課長のほうから回答させ

ていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課におけるDVの防止に関しましては、回覧等を通じて女性に対する暴力をなくす運動による啓発を行っているところでございます。

被害者のための施策としましては、無料法律相談や法テラスへの相談、県男女共同参画センター、県女性相談所、三股町福祉消費生活相談センター内にある三股町女性相談所へつなぎ、助言、指導を仰ぐことや、状況に応じては保護施設での保護措置を行っているところでございます。

また、昨年12月に新たに制定しました三股町犯罪被害者等支援条例により、犯罪被害者の経済的負担を軽減するための支援措置も講じているところでございます。

また、本年度作成しました第2次三股町男女共同参画プラン改訂版の作成において、DVに関わる町民意識調査では、DVを受けた際の対応について、被害女性の38.1%が、どこ、誰にも相談できなかつたと回答していることを踏まえまして、DV相談窓口の周知活動を重点的に展開していく考えでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。先ほどの法律の中に、市町村は当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとするがあります。そこで質問要旨、②暴力の防止に関する取組についての実施体制はどのようになっていますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 暴力の防止に関する取組についての実施体制についてお答えしたいと思います。

DVに関する相談につきましては、内容に応じて、法律相談所、県女性相談所、県男女共同参画センター等の関係機関へ、また本町におきましては、三股町女性相談所、福祉課、町民保険課、高齢者支援課等との関係部署へつなぎ、連携して対応をしているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 次の法律では、配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための次に上げる業務を行うものとするがあり、一つ、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと、一つ、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと、一つ、被害者を居住させ保護する施設の利用に

ついて情報の提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助を行うこととありますが、質問要旨③相談窓口の設置、基本情報の提供、緊急時における安全の確保はどのように行われていますか。お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 相談窓口の設置、基本情報の提供、そして緊急時における安全性の確保についてお答えいたします。

相談窓口は、基本的に行政係と三股町女性相談所、これ元気の杜ですね、こちらのほうにあります相談所でございます。そこになります。

基本情報の提供につきましては、相談内容に応じて福祉課、町民保険課、高齢者支援課等との関係部署との連携、また警察署からの情報提供により基本情報の収集、提供を行っているところでございます。

緊急時における安全性の確保につきましては、関係部署との連携を図るとともに、県関係機関とも連携し、指示、助言を仰いで対処しているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 今回の相談件数の資料を請求したところ、資料の1の1から1の3、先ほど町長が言われたように、複数のところから回答がありました。福祉課からの資料と、総務課からの資料と、高齢者支援課からの資料ですね。高齢者支援課では、令和2年に極端に増えているんですけれども、どのような影響が考えられますか。お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 相談件数が増えている理由ですけれども、こちらが、どれぐらい増えているかということについては、明確にこれというような理由がちょっと把握していません。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 先ほど、冒頭に私が言ったように、この中で全国的に増えている影響というのは感がられなかったでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 一つは、議員がおっしゃったとおり、そのようなこともあると思いますし、皆さんが疑わしい件数の場合であっても、報告をされているのではないかとこのふうにも思われます。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 被害者は精神的にも身体的にも疲れ果てているにも関わらず、相

談内容によっては総務課へ、住むところの確保のため都市整備課へ、そして福祉課へ、町民保健課へといろいろなところへ行って、繰り返し自身の置かれた状況を説明しないといけないことになります。心神的にも負担です。複数の窓口を回るとなると相談する気力すらなくなって諦めてしまいます。また、相談の経過で心ない言動で、2次被害を受けることもあります。

そこで質問要旨④被害者の立場に立ったワンストップ窓口の設置はできないでしょうか。お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ワンストップの窓口の設置につきましての考え方について、回答させていただきますと思います。

DVにいたる要因につきましては、身体的、精神的、経済的、性的などの複数で複雑なケースが見受けられます。その対処につきましては、多岐にまたがることが予測されているところでございます。ワンストップ窓口の役割イメージとしまして、1つ目は相談内容を聞き取ること、相談者に寄り添うこと、2つ目に解決策の糸口として、どの分野、部署、機関につなげていくことが効果的なのか、また複数、複雑な内容においては、複数の部署、機関にまたがった協議の必要性を支持するなどの調整的機関であると認識しております。

現在、その役割を行政係、または元気の杜に設置する三股町女性相談所が担っているものと考えておりますが、複数かつ複雑な要因を含む問題に対し、調整的機関としての役割を果たすためには、労力、知識、経験が必要でありますし、1部署での対応は困難でありますので、相談に訪れる各部署がワンストップ窓口の役割、意識を共有した連携体制の整備が必要であります。また、その中心的な役割を三股町女性相談所が今後も担うものと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） そうですね、各行政の窓口に行って、それがかなうのだったら、私が今回受けた相談にはなっていなかったと思います。行政でその窓口だけで止まってしまうという問題があります。確かに専門的な知識がいるので、ワンストップの窓口には専門家を置いてほしいのです。

ケアマネは、虐待を見聞きしたら包括に相談しないとイケないんですよね。でもその包括に相談をすると、その方は運転できるでしょう、逃げることができるでしょうって言われたんですよ、何回も。その人の精神状態を考えると、どうなんですか、逃げることができますか。専門家はそんなことは言いません。なので、専門家を置いてもらわないと意味がないのです。

ということで、配偶者暴力相談支援センターを設置することにより、身近な場所で継続的な相談、カウンセリング、住民票の移動や生活保護の手続、一元化、一時保護の場合の動向支援など、

被害者の支援コーディネーターとしての役割を担い、平素からの関係部署、関係機関と連携することによって、潜在化している被害者を早期発見し、被害者支援のためのコーディネートを迅速かつ円滑に行えるように、また、法に基づき通報、保護命令への関与、または証明書発行の業務を自ら行えるようになり、被害者支援の迅速かつ的確に行うことができます。

そこで質問要旨⑤地域における関係機関との連携調整、継続的な自立支援は行われているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 地域生活における関係機関との連絡調整、継続的な自立支援についてお答えしたいと思いますが、今の田中議員が言われました、関係機関というところでのこういった相談所の支援という立場ではなくて、三股町地域全体、事業所等も踏まえてどう対処すべきなのかと、支援していくのかという立場で回答をさせていただきたいと思います。

現在、被害者の情報が加害者に漏れないよう、閲覧制限等により自立支援を行っております。また、新たに、今回作成しました第2次男女共同参画プラン改定版を活用しまして、学校、病院、福祉施設、民間事業所等にプランを配付することで、地域生活におけるDV問題の意識づけにつなげ、情報提供等による行政との連絡調整を図っていきたいと考えております。

また、関係機関との連携により、カウンセリング、専門機関、保護施設等の具体的な情報提供の構築を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 本当に行政として、我がこととして考えてほしいのです。相談に来たから相談をこなしたじゃなくて、その方が相談してどういう思いで相談しているんだろうと、その思いに同じ立場に立って想像ができると思います。実感はできないと思うんですけども、想像して迅速に対応していただかないと命に関わることなんですよ。

町に相談したけど、2年たっても何の進展もなく、この2年間、本人は、2年といいますけれども、その前からあるから2年前に相談をされたわけですね。その2年間は夫の暴力に耐えてこられました。よく生きていてくださったなと思って感謝しています。

三股町総合計画の144ページに、人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくりとありますが、形だけあっても中身の伴わない支援であってはならないので、ぜひワンストップで支援体制をお願いしたいのですが、町長いかがでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回のこの質問をお受けしまして、実態はどうなっているかということ、各課のほうとちょっとお話をさせていただきました。言われるように、この窓口はどこな

のか、その辺りを明確にしながらか、そして、その情報をどう共有するのか、そして、この行政のほうでは専門職というのはなかなかいませんので、そういう専門職のところはどうつないでいくのか、そういうところの情報の共有が大事なんだなというのをつくづく感じました。

ですから、各課のほうで、これそれぞれ受け付けておりますけれども、それを総合的に、やはり一括して、まとめて、そしてその相談に対して、どんなふうに支援ができるのか、各課の担当者を集めて、そして情報を共有して、そして支援していく、それが一つのワンストップ窓口になっていくのかなという感じを持ちましたので、早速、町のほうではサイボウズという一つのシステムがございますので、そこの中に受付、各課のほうで受け付ける場合もありますので、その情報を皆さんが、担当する、関係する課が共有しながらどういう思案をしていくのか、そういうプロジェクトのチームをつくと、一つの案件に対してもしっかりと寄り添っていくと、そういう姿勢、スタンス、そういう取組が必要だなというのを、今回つくづく感じましたので、言われるような、2年間も放置したと、そういうことがないように、しっかりとした対応を取るように今後努めてまいりたいというふうに思います。

そういうことでは、行政係のところがまず第一の窓口、そしてまた、社協のほうの女性相談所、こちらの窓口、しかし、窓口で受け付けるも、先ほど言いましたように、情報は一緒に共有していくと、そして、そこに対しては、その人に対してはしっかりと対応していく、そしてまた、町で解決できないものは県のほうとか、いろんな、警察、このチームワークを、チームといいますか、連携を持って対応していくということを、今後、努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かにプロジェクトをつくっていただいて、そういう体制を持っていたら、これからそういう放ったらかしになる事例はないのかなと思いますけど、今回は、放ったらかしになったのは、その受けた人の意識の浅さですね。その人が、ああこの程度だったら、私が聞いて解決するわ、そうなるよ、そこでストップしてしまうわけですよ。さっき言ったように、逃げれるでしょうという言葉で終わってしまうわけですよ。なので、それは本当に、みんなが共有してこういう小さな事例でもみんなのところにちゃんと上げていくということ、ちゃんとしていただかないと、それが機能しないと思いますので、ぜひよろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問事項に、放課後デイについてです。放課後等デイサービスは6歳から18歳までの障がいのあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービスです。個別の発達支援や集団活動を通して、家と学校以外の居場所やお友達をつ

ることができるので、障がい児の学童とも表現をされます。

個別や集団プログラムを通じて、日常生活での動作の習慣や集団生活への適応に向けた支援を行う障害福祉サービスの一つです。

お子様自身のできることを増やし、自立を促し、自分の居場所を増やしたりすることで、より充実した日々を送ることを目指し、学校での教育だけでなく、放課後等にも支援を継続して受けられることを目的としています。

質問要旨①町内での実施施設の利用状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 現在、三股町の放課後等デイサービスの利用決定者の数ですけれども、これは122人です。そのうちに、令和3年12月の1か月間の放課後等デイサービスを利用した児童、これは114人です。その中で、1人当たりの平均利用日数、これは約14日となっております。

同じく令和3年12月1か月間の、町のほうから事業所へ支払ったサービス料費、いわゆる町の負担額、これは1,396万9,544円となっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 原則として6歳から18歳までの就学児童で障害手帳、療育手帳、精神障害者、保健福祉手帳などの手帳を所持する児童、または発達特性について、医師の診断書がある児童が利用されています。放課後デイでは、共生社会の実現に向けた後方支援を行っています。お子様の社会参加やほかのお子様も含めた集団の中での成長を支援できるよう、学童や児童館などの一般的な支援施設等とも連携しながら、専門的なバックアップを行うものです。

そこで質問要旨②放課後デイと児童クラブと併用されている数を教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） お答えします。

同じ令和3年12月の1か月間の放課後等デイサービスと放課後児童クラブを併用した人数ですけれども、13人となっております。内訳は、小学校1年生が8人、小学校2年生、2人、小学校3年生、3人となっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 放課後デイの利用料と児童クラブの利用料を併せるといくらくらいになるのか教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まず、放課後児童クラブ、こちらのほうが、まず月額3,000円になります。直営の場合なんですけども、保険料ですね、年額800円、これをご負担していただいております。次に、放課後デイですね、放デイのほうですけども、これ所得によって金額が変わってきます。1か月の負担額ですけども、生活保護、低所得者、いわゆる非課税世帯ですね、これは、上限額がゼロ円になります。いわゆる市町村民税が課税世帯、そちらのほうの一般的な金額が4,600円ですね。ある一定の高い金額の所得の方が3万7,200円になります。その3万7,200円という方は、町内では数人しかいらっしゃらないので、どちらかという、この4,600円のほうがほとんどの方になります。ですので、4,600円とクラブが3,000円と800円、それが1か月当たりの上限額というふうになります。

また、児童クラブのほうでも、減免というのがありますけども、またそれはもしあれでしたら、また後でご説明します。

私からは以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 併用したいのにできない家庭もあります。それは、放課後デイと児童クラブを利用するとなると、保護者の経済的負担が大きいからです。先ほど言われたように、両方併せると7,600円プラス保険料プラスおやつ代となりますよね。放課後デイだけに行けばいいのではないかと思われると思いますが、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のためにも、児童クラブの併用が必要となってくるのです。また、放課後デイは、土曜日には行っていないところも多いので、土曜日は保護者は仕事を休まないといけないことになります。児童クラブは土曜日も行っています。併用できれば仕事を休まなくていいのです。

そこで質問要旨③併用するときの利用料の減額はできないのでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） お答えします。

まず、放課後等デイサービスの利用料金ですけれども、こちらは、国で定められているので、今回の減額というか、そちらは、放課後児童クラブのほうの利用料金は町で定められているので、そちらのほうになるかと思えます。

当町の直営の放課後児童クラブの料金は先ほど言いましたけれども、また減額のほうのお話をさせていただきたいんですけれども、当町の放課後児童クラブの利用料金の減免がありまして、生活扶助、児童扶養手当、いわゆる生活扶助は生活保護ですね、それと児童扶養手当、それと就学援助ですね、を受けている世帯及び小規模特認校制度を利用している世帯、こちらは利用料金がゼロ円となっております。また、災害その他やむを得ない理由により、収入が著しく減少した場合も利用料金の免除となります。

それと、利用料金の減額という制度もあります。同一世帯から2人以上の児童が放課後児童クラブを利用している場合の利用料金、その場合、そのうちの最年長から順に2人目は利用料金の2分の1の額、3人目以降はゼロ円というふうに減額の制度も設定しております。

併用するときの利用料の減額については、今後、減額についての効果や検証、その他、今後、併用状況の推移及び制度に対する国の動きを注視しながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

今後も特性のある子供が安心して放課後児童クラブを利用する機会が確保されるために、適切な配慮及び環境整備を行い、継続して受入に努めていきたいと存じます。

私からは以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 慎重に検討していただける、検討していただけるのを優先していただきたいのですけれども、放課後デイサービスの特性の一つとしては、一人一人に合わせた療育を提供すること、具体的には、保護者の面談を通して個別支援計画を作成し、お子さんの発達段階や特性に応じて課題を設定します。

放課後デイで訓練を受けて児童クラブでほかの子供たちとの生活にもなじんでいけると、社会に出たときにも安定した生活が送れるようになるんです。なので、併用が必要という先生が多いんです。

先ほど、課長が言われたように、本町の児童クラブは、令和2年度から月額3,000円負担、その中で、免除の制度がありますということでしたよね。この免除の制度の中に、放課後デイで併用される、出費される家庭にも児童クラブ利用料の免除制度を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。もう一度お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まずは、放課後児童クラブですね。そちらについては、就労している方が対象になりますので、先ほども検討と言いましたけども、そういった状況で、就労している方と就労していない方というのは、それが利用できないので、そのバランスをどう考えるとか、また多様性のある子供たちの放課後の過ごし方についても、また検討して行って、放課後児童クラブ、もちろん併用については、私も非常に併用されるというのは大事なことだと思っていますので、いわゆる放課後児童クラブの受け入れ態勢ですね、そちらのほうを今、頑張っ

ております。例えば、児童構成員の資質向上とか、あと構成員の人数を増やしたりとか、また必要であれば、そういう子供が利用されたときは加配といって人を増やしたりとか、そういったことにまた力を注いでいきたいと思っています。

私からは以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） また検討していただければありがたいと思います。本当に大事な宝ですよ。三股町の宝を大事に育てて社会に送り出す大事な時期ですので、ぜひよろしく願いします。

次に、昨日の一般質問でも、新型コロナウイルス感染症対策について質問されていましたが、私のほうからは、新型コロナウイルス追加接種の実施状況について質問します。

感染力の強いオミクロン株への対応に当たって、ワクチンの3回目接種は発症予防、重症化予防の要となるものです。地域におけるエッセンシャルワーカーに対する接種も進める必要があります。特に、保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、教職員、保育士などに対する積極的な接種促進が進められていると思いますが、質問要旨①教員、保育士などに対する接種状況はどうなっていますか。また、今まで1回も接種していない人への対応はどうされていますか。お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 教職員、保育士などに対するコロナワクチン追加接種についてお答えいたします。

町内の小中学校教職員、保育園等の職員、警察職員、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブ、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、給食センターの職員の方につきましては、2月に優先接種の希望調査を行いました。接種を希望される方には、接種券を優先的に発送いたしまして、3月2日から集団接種での優先接種を行っているところでございます。3月23日までの9日間で、希望者全員の接種ができる状況です。

また、宮崎県ワクチン追加接種センターが、3月27日までの毎週土曜日と日曜日に開設されていますので、そこでも優先接種枠がありますので、そちらのほうの案内も行っております。

それと、あと今まで1回も接種していない方へのワクチン接種についてなんですけれども、個別接種でのワクチン接種を継続しております。コロナワクチンコールセンターへ相談がありますので、個別接種ができる医療機関を案内して、1回目、2回目の接種も継続して行っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 個別接種となると病院になりますよね。病院は日曜日は開いていませんけれども、日曜日はどうなりますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 日曜日はちょっと医療機関は開いておりませんので、月曜日か

ら土曜日になるんですけれども、そこはいろいろ調整をしていただいて、今、約100名ほどな
んですけれども、1回目、2回目の接種を希望される方は実施しておりますが、すみません、日
曜日は今ちょっと接種ができていない状況です。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 仕事をされていると、日曜日しか休みがないという方も多数いら
っしゃると思うので、その辺をぜひ検討していただきたいなっていうことも思っています。また、
その周知はどうやって行われているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今はちょっと、追加接種のほうの周知のほうを力入れてまして、
ちょっと1回目、2回目のことについては、コロナワクチンコールセンターにワクチンのこと
については、全てコロナワクチンコールセンターにご相談をという形で案内しておりますので、
1回目、2回目については、ちょっとまた周知が必要かなと思っておりますので、今後また周知
をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） お願いします。

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時の予防接種の対象に、5歳以上11歳以下の小児が加
わることになりました。資料2を御覧ください。2,180人おられます、町内に、対象者がで
すね。保護者に対するワクチンの有効性、安全性、接種後に通常起こり得る症状への対処方法等
の丁寧な説明や相談対応、本人に対する年齢等に応じた分かりやすい説明、接種会場、母子健康
手帳への記入、同行した子供の世話と小児接種のために相談する医療機関の業務への配慮などが
考えられます。

そこで質問要旨②小児へのワクチン接種の対応はどのようになっていますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 小児ワクチン接種についてお答えいたします。

5歳から11歳の小児のコロナワクチン接種は、小児用ファイザー社ワクチンを3週間の間隔
を置いて2回接種します。対象となる児童は、平成29年2月28日から平成22年6月1日生
まれたの2,180名となり、2月22日に接種券、クーポン券を郵送したところです。

小児用ファイザー社ワクチンは、3月3日に健康管理センターのほうに配付されております。
個別接種は、3月5日から町内の小児科で開始しております。集団接種は、多目的スポーツセン
ターで3月25日の金曜日からは開始いたします。現在、1回目を3月25日金曜日と2回目が

4月15日の金曜日、それと1回目が4月22日金曜日と2回目、5月13日金曜日の2回の日程で、1日200人の接種を予定しているところです。

また、コロナワクチンコールセンターでは、子供専用ダイヤルを設け、ワクチン接種の予約やワクチンについての相談に対応しているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） そのクーポン券の中には、説明書とかは入っているのでしょうか。厚生労働省からはこのような、これは本当はカラーなんですけれども、このような説明書が4枚出されていると思うんですけれども、ここには、保護者への不安とかを丁寧に連絡先も書いてあるので、丁寧な説明書だなと思うんですけれども、こういうのも同封されているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 接種券の中には、予約の仕方等も含めてなんですけれども、ワクチンの説明書と、あとコールセンターのご案内とか、必要な事項は同封して案内をしているところです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 保護者の方も大変不安だと思うんですね。その辺の対応をまたコールセンターのほうでよろしくお願いします。

また、接種が事実上の強制とならないように、配慮は考えられているのでしょうか、伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 接種に関しては、ご本人、接種を受ける本人、保護者の同意が必要になっております。これに関しては、努力義務は任せられておりませんので、そのことは踏まえて、コールセンター、もしくは接種券の決定通知の案内とかにも記載をしたいと考えておりますので、配慮はしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ぜひ配慮のほうを、いじめにつながらないように、よろしくお願いします。

情報提供に当たっては、厚生労働省が先ほどお見せしたように、分かりやすくまとめた小児及び保護者向けの資料が作成されています。小児ワクチン接種では、不安を抱える保護者が多いと

思います。相談対応には十分な配慮をお願いしたいと思います。

三股町に住んでよかった、三股町で安心と言っただけのよう頑張っただけですので、以上で質問を終わります。

○副議長（楠原 更三君） これより 11 時まで本会議を休憩します。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き本会議を休憩します。

発言順位 6 番、内村議員。

〔8 番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8 番 内村 立吉君） 発言順位 6 番、内村です。最後になりました。同僚議員からも最後ですから最後の綱を取ってくれ、締めを取れと言われます。頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

私は、上米公園を、周辺をよく散歩します。コロナ禍の影響で、今年も上米公園の桜まつりは中止になりました。今の時期は、池にはカモが 40 羽、50 羽います。周辺を散歩するとき、いろんな人と出会います。1人で運動する人、夫婦で来ている人、親子で話し合いをしながらしている人、いろんな人と出会います。出会うと、お互いに頭を下げる人、挨拶をされる人、いろんな人がいらっしゃいます。しかしながら、大変気持ちがいいです。

パークゴルフ場の駐車場は、連日たくさんの車が止まっています。パークゴルフ場で楽しんでいる方々の声が聞こえてきます。子供の遊具場は高台にあり、見晴らしの素晴らしいところがあります。この駐車場もまた連日たくさんの車が止まっています。土曜日、日曜日は、特に車も子供も連れた家族連れで賑わっています。子供が声を出してはしゃいでいる姿を見ると、こちらまで元気をもらって気持ちがいいです。本町は、幸福度、住み心地と素晴らしいところであるとランキングされています。このような身近なことも、評価につながっているのではないかと考えております。

今、新型コロナウイルスの影響でいろんな分野に影響が出ています。まだまだ感染拡大の状況であり、出口の見えない状況であります。困っている人に寄り添い、みんなで助け合い、協力していかなければならないと考えております。

それでは、質問事項に入らせていただきます。質問につきましては、以前にも農用地の問題について質問しております。大まかに質問していきたいと思っております。

町内の遊休農地、荒廃農地を非耕作地としてあるようであります。町内各地区の非耕作地の面

積、筆数はどのようにあるかということで、まず伺っていきたいと思います。

あとは質問席にて質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町内の農用地について、町内の非耕作地、遊休農地、荒廃農地の面積、筆数はどのようにあるかにつきまして、令和3年3月時点の農業委員会で報告している荒廃農地調査をもとにお答えいたします。

本町の農業振興地域内の農地は、1万5,661筆の約1,357ヘクタールで、うち34筆の1.9ヘクタール、1万9,144平米が荒廃農地となっております。昨年度と比較しますと、5筆、2,385平米の増加となっております。地区別では、樺山地区が7筆、3,753平米、そして梶山、田上地区が7筆の2,957平米、長田地区が1筆の1,891平米、蓼池、餅原地区が19筆の1万513平米、あと中央地区と宮村地区がそれぞれ1筆というふうになっています。面積は、このところは非常に少ないということで計上していません。失礼しました、中央地区と宮村地区はなしということでございます。合計の34筆の1万9,114平米であります。以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、農作物をつくる人は、面積の広いところが利用価値があるということで、機械化ですから、広いところを利用するわけですが、小さいところは機械が入らないちゅうようなことで、面積の広いところを利用するちゅうようなことでありますけども、そのようなことで、10アール以上の各地域の非耕作地の面積、筆数はどのようになるか。これにつきましては、やっぱり小さいところはあんがいと、面積の狭いところは多くなっているわけですが、このようなところが多くなるということは、いろんなことがまた関係にあるんじゃないかというようなことで考えますので、10アール以上の地域の耕作地の面積筆数はどのようにあるかということで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 10アール以上の各地区の非耕作地の面積筆数につきましては、長田地区1筆の1,891平米、蓼池、餅原地区の2筆で3,799平米の合計3筆、5,690平米となっております。議員がおっしゃったとおり、10ヘクタール以上につきましては、大分少ないと、20ヘクタール未満の農地のほうが、非耕作地が占めているという状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、非耕作地としての判断、そしてこのようなところが増えている原因、条件ということで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 非耕作地としての判断はどのようにして決めるかにつきまして回答いたします。

非耕作地の判断といたしましては、毎年実施しています農地法に基づく利用状況調査の判定基準により、農業委員や農地利用最適化推進員が、担当ブロックの区域を、農業振興地域、農用地区域を重点的に、個別パトロールやブロック単位での一斉パトロールで農地利用状況を確認しております。そして、非耕作農地の判定をしております。

農地法に基づく農地判定基準についてでございますが、現に、耕作されていないが、草刈り等により直ちに耕作が可能となる農地を緑区分1号遊休農地、人の背丈程度の雑穀や竹が生育しており、重機による整備が必要な農地を黄色区分1号遊休農地、農地上の利用の程度が、その周辺農地の地域における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地を2号遊休農地として判断しております。再生利用が不可能と見込まれる農地については、非農地判断を行うこととしております。

原因につきましては、耕作条件の悪い不形成の土地の田や、水の管理が不便な場所等様々でございますが、耕作者の高齢化もその要因であると考えております。なお、非耕作地が確認された場合、農業委員等が農地所有者や管理人等の農地の利用意向を聞き取り、適正な管理に関する指導及び担い手農家への利用券設定等を行っております。

また、農業委員会事務局でも、農業振興地域外の農地や用途区域の農地も含めてパトロールを行い、非耕作地と判断した場合には、地権者宛に指導文を送付し、また改善後は改善した旨の報告を求めているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 判断として、一応本人の了解を得るちゅうような形だと思うわけですが、連絡を取ったり、地権者にその連絡を取ったり、連絡を取れないという方々もいらっしゃるわけですから、そのような方々はどういうふうになされているわけでしょうかね。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど言いましたように、農業委員さんたちをお願いをして、農地所有者や管理者という方々を調査していただいて、連絡を取っているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、次の質問に行きたいと思えます。

町内各地区の相続未登記地の面積、筆数ですね、どのようであるかというふうなことで伺いたいと思えます。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内の相続未登記地、登記の、農地の各地区ごとの面積、筆数につきまして回答いたします。

中央地区は429筆、約36ヘクタール、樺山地区が204筆、17ヘクタール、宮村地区が349筆、約33ヘクタール、梶山、田上地区が303筆、約18ヘクタール、長田地区が356筆、約32ヘクタール、蓼池、餅原地区が681筆、約53ヘクタールの合計2,322筆の189ヘクタールでございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今の、今日のこの状況の報告は、令和3年度の報告ちゅうな、現在の報告ちゅうなことだったですよ。4年の2月ですか、4年の2月の現在の報告ちゅうことですよ。そしたら、一応、以前に、28年の4月1日現在ということでご伺っているわけですけども、その時点で、中央地区が207で14.63だったんですよ。今日の報告では429になっているわけです。36、樺山地区がそのとき576、54.01だった、面積がですね。本日の結果で、204筆の17になっているわけですね。宮村地区が155筆の19.20、今日は349.3、349、33だって。田上地区が、梶山、田上地区が414、25、303の18、長田地区が202の19.7から356と32になったわけです。蓼池、餅原地区が492の43.73から681の53、そのときの未相続地が2,046筆だったわけですね。176.27、面積だったんですよ。本日のこの結果で聞いて2,322筆の189ヘクタールですかね、面積になったわけですね。

280ぐらいの筆が増えていて、13ヘクタールぐらい面積も増えているわけですよ。その結果からすると。このようにしまして、先ほども聞きましたけど、10アール以上の各地区の相続未登記の面積、筆数ちゅうようなことはどのようなことかということでご伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 10アール以上の各地区の相続未登記の面積筆数につきましては、令和4年2月時点で、中央地区160筆、約26ヘクタール、樺山地区47筆、約7ヘクタール、宮村地区98筆、約16ヘクタール、梶山、田上地区37筆、約4ヘクタール、長田地区118筆、20ヘクタール、蓼池、餅原地区約83筆、10ヘクタールの合計543筆、約83ヘクタールでございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 以前に質問したときからすると、10アール以上は、そのとき当時は1,091筆あって、今回543筆になっているわけですね。500筆ぐらい減っているわけですけども、その当時は、134ヘクタール割って83ヘクタールになって、減った原因は

ゆうようなこと分かりますかね。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 一応、相続というのは、個人でその所有者が死亡した場合に、相続人が登記されることになるわけでございますので、農業委員会のほうでも、管理者届というのをしてもらうときには、相続は早めにお願ひしますというお願ひをしているので、その相続人の方が、相続をしていただいたということで減ってきたことだというふうに考えております。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 結局、連絡がついてその相続をしていただいたちゆうようなことになるわけですが、相変わらず、大分減ったんですけれども、改めて伺いますけれども、相続と相続未登記地の農地の判断、その原因と伺いますか、増減はちょっと確認しましたが、どのようなことで、どのような状態であるかというようなことで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 相続未登記の農地の判断について、どのようにして決めるかにつきまして、回答いたします。

相続未登記の農地の判断及び発生原因につきましては、その所有者が死亡し、相続人による登記移転がなされていない状態である農地を未相続農地としております。

相続登記手続は、相続人自らが行うべきでございます。未相続農地の発生防止に向け、農業委員会では、先ほど申しましたように、窓口での相続手続の依頼や情報提供、相続の普及啓発のため文書による依頼を行っているところでございます。

また、相続登記を促すために、土地所有者への相続啓発チラシの配付、町回覧での周知も行っているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。農業委員会管轄ですね。管下ですね。貸し借りの問題につきましては、借り手と貸し手があるわけですが、その中で、農業委員会とか農地中間管理機構とかいろいろあって、その中で貸し借りの問題をお互いにしているわけですが、非耕作地ということで、遊休農地と荒廃農地となっておりますけれども、このところを非耕作地、相続登記地、農地の管理を怠っていると、空き缶が捨てられたり、ちり捨て場になったりするわけですが、このような農地の管理というようなところはどのようなところが伺っているか伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 相続未登記の農地につきましては、農業委員会において所有者死亡手続のときに、管理者を届けだしていただき、農地の管理依頼を行っているところでござい

ます。相続人が非農家の場合、地域の担い手農家への利用権設定を促しております。

なお、相続人が不明、または相続放棄されている農地については、担い手農家への権利設定ができませんので、非耕作地となることが懸念され、ひいては不法投棄の発生場所となる傾向にあるため、県や土地改良区、関係機関とも協力して、所有者不明農地の解消に向けた手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、2021年4月に、相続登記を相続発生より3年以内に行うことが、令和6年4月より義務化されることが国の方針により決定しておりますので、相続登記を促すために、相続管理者への啓発、相続啓発チラシの配付等も引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 何年だったですかね、義務化になるのが、そういう、6年4月からそういう厳しい国の義務化されるちゅうようなことになるわけですね。分かりました。

それでは、次に行きたいと思います。水田利用について伺います。

本町においては、いろいろ地域の中で、それぞれに水田については話し合いなどで解決したりして、ブロックローテーションとかして利用しているわけですが、食料用米といいますか、このことは畜産農家なんか粗飼料の確保とかいうようなことで、食料用米としてはその確保状態で植えたりしてやっているわけですが、食料用米の面積、増減というようなことを、さっきの上限というようなことで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 水田利用について、食料用米の面積増減につきましてお答えいたします。

令和2年産の食料用米は約322ヘクタールでございました。令和3年度の食料用米は312ヘクタールとなり、約10ヘクタールの減少となっているところでございます。

これは、先ほど議員がおっしゃったとおり、本町はブロックローテーションの維持をお願いしておりますので、その影響もあろうかと考えているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 322ヘクタールが2年度で、312ヘクタールが3年度ということで、10ヘクタール減っているというような状況ですね。

それで、それ以外に転作というような形になってくるわけですが、WCSといいますか、これは畜産農家が確保のために植えているわけですが、この面積、増減というようなことで伺いたいと思います。

例えば、このことにつきましては、A段階からE段階まであります。Aが合格、Bが条件不合格、Cが協議による判断、Dが不合格、Eが時期遅れ等により経過観察となっております。

AとDは、Aは合格、Dは不合格ということではっきりしています。Bが条件不合格、Cが協議による判断、Eが時期遅れ等による経過観察となっております。このようなことで、このことについて、内容について伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） まず、WCS、これホールクロップサイレージの略でございます。稲発酵粗飼料ということになります。面積の増減及び検査方法につきましては、令和2年度産のWCSの面積が約74ヘクタールでございました。令和3年度産は88ヘクタール、これ申請面積でございますが、となっております、約14ヘクタールの増加となっております。

検査方法に検査の判断ですけど、基本的にAが合格、Bが条件付合格という形で、これは除草作業が不十分で、除草作業を追加してやっていただきたいということでございます。Cが協議による判断となっておりますが、こちらは病虫害による面積減というところを算定しているところでございます。Dが不合格、Eが播種時期遅れ等による経過観察となっております、生育不良による再確認になる状態でございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 2年度が74ヘクタール、3年度が88ヘクタールで14ヘクタール増えているということですね。Bが条件不合格というようなことで除草作業、Cが病虫害ですか、生育不良というような理由があるんですね。そんなことで、条件不合格というようなことになったのが、これはまた合格とかB、C、Dというのは合格の可能性があらうと思われているんですけども、このようなことで、どのぐらいのパーセンテージで合格になったちゅうようなことが分かれば教えていただきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 検査方法につきましては、本年度は8月と9月の2回、現地調査を実施いたしまして、1回目の調査時点の結果を対象農家へ通知しております。内訳はAが65ヘクタールの73.9%、Bが7ヘクタールの8.0%、Cが2ヘクタールの2.3%、Dが5ヘクタールの5.6%、Eが9ヘクタールの10.2%でございました。C、E判定農家には改善指導を含め、9月に再調査実施の旨を通知しているところでございます。再調査におきましては、農業委員会等の農地に、農業に精通されている方に同行していただき、合否判定を行いまして、最終的に令和3年度に不合格となった面積は、約39筆の約3ヘクタール、3.4%でございました。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 食料用米とWCSというようなことで伺ってきたわけですが、本町はブロックローテーションを採用しているところもあるわけですが、食料米は植えずに転作を作付されている状況もあると思います。その状況というのはどのようなものであるか伺いたしたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 令和3年度でブロックローテーションの転作面積が約230.2ヘクタールでございました。そのうち、基幹作物として、主なものといたしまして、飼料用作物、イタリアンとかソルゴーですね、こちらが約71.1ヘクタールの30.89%、WCS米が50.5ヘクタールの21.94%、続きまして、カンショが19.6ヘクタールの8.51%、大豆が20.3ヘクタールの8.82%、サトイモが約16ヘクタールの6.95%と、主な作物はこのようなことになっております。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。農業問題は一応ここで終わりたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。ふるさと納税につきましては、昨日の一般質問の中で、2名の方が質問をされているわけですが、非常に魅力のあるこれですから、一つ間違えられると今後、大変なことになるというようなことでありますけれども、ふるさと納税でいって、自治体が指定の取消しとなったところもあります。返礼割合が3割以下が基準となっており、地場産品基準となっており、募集の適正基準というようでもあります。

本町における返礼割合3割以下基準、地場産品基準というようなことで問題はないかということでお伺いしたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ふるさと納税の返礼品についてのご質問でございますけれども、まず、基準についてご説明いたします。

基準につきましては、平成31年4月の総務省告示第179号に細かく示されているところでございます。その内容について、大まかに説明いたしますと、先ほど議員からもご質問ありましたように、返礼品は寄附額の3割以内、そして返礼品の募集に関わる経費は寄附価格の5割以内とされているところでございます。この地場産品基準に該当するもの、地場産品基準についてですが、これは、同告示の第5条で、9つの事項が示されているところでございます。その一例を申し上げますと、当該地方団体の区域内において、返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであることとございます。この基準については満たしているというところで、今返礼品は選定しております。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 詳細に説明がありまして、満たしているちゅうようなことですが、ふるさと納税については、また新しく推進室を設けられるちゅうようなことで説明があったわけですが、2名がまたそういう新しく専門的にやられるちゅうことですが、これは、行政と事業者との信頼関係になってくると思うわけですね。事業者が虚偽の報告をされたら大変なことになったりするわけですが、こんなことに踏まえて、実態調査といいますか、本町について制度運用というようなことで問題はないかというようなことで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 一例を挙げてみますと、例えば、宮崎牛、今回いろいろ話題になりましたけれども、宮崎牛につきましては、識別番号というのがございます。この識別番号、個体識別番号につきましては、全て返礼の商品に、パックに番号を記したシールを貼るように指示いたしておりますし、また、町への支払い請求の伝票にもその番号を記して、識別番号を確認しているところでございます。そのようにきちんと確認しているというようなこともしております。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、宮崎牛の話が出ましたけど、個体識別番号というわけですが、10桁耳標とも言いますし、耳かんとも言うわけですが、これは。これは、やっぱり衛生面で病気が出たときに流通経路が確認できるというようなことで、この10桁個体識別番号がはめられて、産地の偽装ができないようにとか、いろんな仕組みになっておまして、全体的な取り扱うところは福島県が全部、全国のデータを取り扱うようになっているわけですが、そんなところで、やっぱりこの前取り付けたところも、ほかのところの産地の問題がやっぱり話題になって、このような取引になったわけですが、このようなことが起こらないように、お互いに業者との信頼関係を気づくことが大事じゃないかと思っておりますので、魅力はありますけども、過激に走って、やっぱり大変なことにならないようにやってもらえばいいんじゃないかと思っております。

次に行きます。全国和牛能力共進会についてなのですが、和牛の新時代ということで、地域かがやく和牛力をテーマに、鹿児島県で開かれる第12回全国和牛能力共進会、鹿児島全共といいますけど、今年度10月に開かれます。新設された脂肪の質評価群、血統の傾向、脂肪の質向上の取組の流れ、今までの取組と変わってきているのが現状であります。これから先は、健康を重視した肉作りになってくるんじゃないかと思っております。

鹿児島全共において、本町の出品牛ということで、肥育農家は非常に技術が上がってきております。候補牛の状況ということで、これからの状況ということで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 第12回全国和牛能力共進会鹿児島県開催に向けての取組について回答いたします。

現在、都城地域では、本町を含め、JA都城、都城市、宮崎県などで構成する和牛共進会出品対策協議会を立ち上げております。都城、北諸の産肉能力の高さを全国にアピールするため、本協議会指導により各農家を巡回しながら、候補牛の導入から選定と、大会に向けての準備を進めているところでございます。

本町からの出品牛は、現在のところ若雌・種牛が該当する出品区、第2区、第3区、第4区、第5区、第6区においては、対象となる指定交配候補牛を巡回確認中でございまして、まだ決定していない状況でございます。引き続き、各農家を巡回し、検査及び指導を行いながら、候補牛の選定に当たることとしております。

また、肉牛が該当する出品区、第6、7、8、9では都城地域の候補牛として4農家16頭が決定しております。うち、1農家4頭が本町からも選出されております。現在、定期的に関係機関と巡回、指導、検査、体測定、採血、超音波測定などを行い、7月に開催される都城地域代表牛決定検査を目指しているところでございます。

なお、今後のスケジュールを申し上げますと、今年8月に小林市家畜市場で開催される宮崎県代表牛決定検査を見据え、若雌・種牛は該当する出品区では、都城地域代表牛を選出するための予選会を兼ねた引き出し検査を、今後段階的に行いながら、候補牛を絞っていき、6月に都城家畜市場で開催される都城地域代表牛決定検査に挑むところでございます。

一方、肉牛が該当する出品区においては、先ほどもご説明しましたとおり、都城地域の候補牛4農家16頭の中から、各農家を巡回検査し、その結果を踏まえ、最終的には都城地域代表牛として8頭程度が選出される見込みとなっているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 6区、7区の肉牛の部で、4農家16頭、1農家4頭が町からの対象になっているということですね。の中で、都城地区から上がってまた県の審査があるちゅうことになっていくわけですね。この1農家の4頭というのは、差し支えなかったら名前を教えていただきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 西村雄三さんが飼養管理している4頭でございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 都城地区の最終審査はいつですか。いつになるわけですかね。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 肉用牛につきましては、7月に決定予定となっております。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、町長に伺います。

全国和牛能力共進会以前にも本県から出品牛で、蓼池の福永透さん、昇さんが非常に優秀な成績で受賞されたわけですが、今回も、またこのようにして、本町から西村雄三さんが対象に上がっているちゅうようなことですが、全力でこの候補牛に対して応援といいますか、後押しをしていただきたいと思っておりますけれども、そこの辺のメッセージをお願いしたいと思っております。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、この子牛の大会に向けて、本町の西村雄三さんが、一生懸命肥育の育成、そちらに取り組んでいるということで、大変嬉しく思っております。ぜひ候補牛として鹿児島大会に出品できるように、今現在、一生懸命、農業振興課の畜産係のほうバックアップしておりますので、一緒になって応援に行きたいなというふうに思います。

要するに、鳥取大会、そして長崎大会で連続優勝という素晴らしい成績を第9区で勝ち取りました。前は本町のほうから出品がなかったんですけども、今回、鹿児島大会、ぜひ、また本町のこの育成技術の非常に質の高い指導、県内にアピールする、また県外にアピールするための、ぜひ、出品ができるように、参加できるように頑張っていきたいなというふうに思っています。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ぜひ、バックアップしていただいて、ぜひ、この鹿児島全共の本県から出品して、また素晴らしい成績でいい、何て言いますかね、勝ち取っていただければ、これもやっぱり今後のふるさと納税をやっていく中で、大きなアピールになっていくわけですから、ふるさと納税というのは、やっぱり牛肉とか豚肉が大変ウエイトを占めていますので、今後のやっぱりやっていく中で、素晴らしい、何ていいますか、本町のアピールといえますか、本町に対してまたそういう素晴らしい農家さんがいるというようなことで、また素晴らしいふるさと納税のあれになってくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、新設された脂肪の質評価群ということで、導入繁殖牛についてということで変わってくるんじゃないかということで伺いたいと思っております。

和牛につきましては、血統が大きく左右されます。三重県の松阪牛とかああいうところでも脂肪の質評価群ということで、おいしい肉、うまい肉ということで取り組んでいます。そういう中で、今までの肥育のやり方からすると、審査のやり方もいろんなことも違ってきております。そんな中で、やっぱり和牛の繁殖導入牛についても、このようなことを早めにキャッチして、それが雌牛ということ、これから先は導入していかなければならないんじゃないかと思っております。

その中で、そんなことをやって、購買者はそこ辺のことをよくキャッチしていますから、その中で、やっぱり高値がつかます、その中で、やっぱりですね。そんなことで、このようなことについて、どのように考えているか伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 新設された脂肪の質評価群について回答いたします。

今回の全国和牛共進会から加わった出品区でございまして、消費者の多様なニーズの高まりに対応するため、脂肪の口どけやうまみなどといった食味に関する不飽和脂肪酸、オレイン酸等について審査することとなっております。

この脂肪の質評価群につきましては、肉牛が該当する出品区の第7区に当たり、現在、候補牛として決定している4農家16頭の中から定期的な巡回検査を行い、都城地域代表牛決定検査を経て、選出される予定となっております。

また、今回の審査対象となっている不飽和脂肪酸、オレイン酸ですが、既に株式会社ミヤチク高崎工場では、各共進会及び一般に出荷される枝肉についても、光学測定器を用い、不飽和脂肪酸の含有量を公表していると聞いております。

今後、おいしい和牛肉のさらなる追求を目指すうえで、不飽和脂肪酸の含有量については、和牛改良における素牛導入等、重要な項目の一つとして位置づけられてくることが考えられますので、今後も動向に注視していきたいと考えているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今後も注視していきたいということですが、やっぱり、市場に行って購買者の話を聞いたり、市場でやっぱり取引の状況を見たりして、それなりに勉強といえますか、そういうこともするのが、いろんな人の話を聞いたりして、早くから目覚めている地域のこの話を聞いたりするのも勉強会をするのもいいんじゃないかと思っておりますので、今後、三股町は昔から畜産につきましては、三股町の牛は高いというようなことも言われております。三股町の牛はやっぱり北諸、都城でも地域別でどこどこ地区のどこの牛というようなことが言われております。しかしながら、三股町の牛は昔からいい牛がいるちゅうようなことが言われておりますので、そのようなことを踏まえた上で、先輩の方々、いろいろ話を聞いたりして、今後、そのような導入牛に、素晴らしい導入牛をとって、素晴らしい牛が出るように努めていただきたいと思っております。

終わります。

○副議長（楠原 更三君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

○副議長（楠原 更三君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会し

ます。

午前11時49分散会

議事日程(第6号)

令和4年3月10日 午前9時57分開議

日程第1 追加議案第29号及び議案第30号の取扱いについて

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

追加日程第1 議案第29号及び議案第30号の一括上程

追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第29号及び議案第30号)

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第29号及び議案第30号の取扱いについて

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

追加日程第1 議案第29号及び議案第30号の一括上程

追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第29号及び議案第30号)

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

11番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の名氏

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の名氏

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前9時57分開議

○副議長（楠原 更三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第29号及び議案第30号の取扱いについて

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、追加議案第29号及び議案第30号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

昨日3月9日、議会運営委員会を開催し、本日、追加提案されます議案第29号及び議案第30号の取扱いについて協議をいたしました。

提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、委員会付託を省略し、本日、日程第3の常任委員会付託を行った後、全体審議で措置することに決定しました。

なお、採決の方法としましては、単記無記名の投票で行うことに決定しました。

以上、委員会の報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。本日、追加提案されます議案第29号及び議案第

30号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、本日、常任委員会付託を行った後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、本日、追加提案されます議案第29号及び議案第30号については、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第2. 総括質疑

○副議長（楠原 更三君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外に入ったり、自己の意見を述べるなど一般質問のようにならないようご注意ください。なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議会に対しては、常任委員会の場で行ってください。

質疑はありますか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第18号「令和4年度一般会計予算」です。その中で、消防費ですけれども、常備消防費の説明の中で、団員の報酬の引下げという形が出てきたと思っておりますが、そのいきさつです。出動手当は上げるけれども、報酬を下げるんですよというのが出てきたと思いますが、これについてどういういきさつで下げることになったのか、この消防団員が不足する中での経緯を踏まえて説明をお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回、消防団員の報酬に今、処遇改善という点から報酬の見直しということで、国のほうからも指示がございまして見直しをさせていただきました。

まず、報酬の部分を、年額報酬と、そして出動報酬の2つに区分したわけがございます。出動報酬の部分につきましては、国のほうから日額8,000円を基準に調整をお願いしたいという指示、また年額報酬につきましては、こちらのほうも基本的には3万6,500円、こちらを年額報酬と、一般団員については、という国からの指示もあったところでございます。

その点を踏まえまして、隣の都城市、そして県内のそういった報酬に関する市町村の状況を確認したところ、都城市もやはり3万6,500円を一般団員の基準とするということでありました。特に生活圏も一緒でございますので、都城市等との歩調を合わせたところで、年額報酬の部分を現在のところは引下げをさせていただいたということでございます。

新しいその分の影響が団員等にあるのかということも考慮しまして、出動報酬を日額8,000円

ということにした場合、またこれまでの出勤実績等も加味したところ、1年間に消防団員がもらえる年額、全体の報酬については上がるものというふうに試算したところでございます。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○副議長（楠原 更三君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

追加日程第1. 議案第29号及び議案第30号の一括上程

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第1、議案第29号及び議案第30号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号「副町長の選任について」ご説明申し上げます。

副町長の西村尚彦氏におきましては、令和4年3月31日をもって任期満了となることから、その後任を選任しようとするものであります。

氏には、平成26年4月から8年間、副町長として本町行政に鋭意懸命に取り組まれ、町政の進展に大変なご貢献をいただき、深く感謝を申し上げます。

特に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、行事やイベント等の縮小や、町民の皆様への外出自粛要請など、今まで経験したことのない行財政運営を先頭に立って進めていただきました。

また、養護老人ホーム清流園の民間譲渡や交流拠点整備などにも大変なご努力をいただきました。心から感謝と敬意を表します。

そのような中、今後のウイズコロナ、ポストコロナを見据えた様々な課題が依然として山積しております。

そこで、副町長の人事につきましては、慎重な検討を加えた結果、現教育長である石崎敬三氏が、経験、人格、見識、力量等から、最適任者であると判断しましたので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第30号「教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、先ほど提案いたしました議案によりまして、石崎敬三現教育長を副町長に選任し、その後任として永山博一氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

永山氏につきましては、昭和59年に佐土原町立佐土原中学校教諭を皮切りに、日向市立美々津中学校教頭、県教育庁教育職員課副主幹などを歴任され、平成25年4月には、都城市立山之口中学校校長、平成30年4月から令和2年3月まで、三股中学校の校長として、本町の教育振興にもご尽力をいただいたところです。現在は、都城市立姫路中学校校長でいらっしゃいます。

永山氏においては、長年にわたる教育現場、教育行政で培った見識と本町での経験を生かし、誠意を持って取り組んでいただけるものと思っております。

以上2つの議案につきまして、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○副議長（楠原 更三君） ここで、石崎教育長の退席を求めます。

〔教育長 石崎 敬三君 退場〕

追加日程第2. 質疑・討論・採決（議案第29号及び議案第30号）

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第2、議案第29号及び議案第30号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方、よろしくお願いいたします。

まず、議案第29号「副町長の選任について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 現教育長である石崎氏は、元副町長としても活躍された方であり、経験は本当に素晴らしいものを持っているとっておりますので、私は大賛成をしたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） これにて、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第81条第1項の規定により、単記無記名による投票で行います。

投票の方法については、会議規則第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで、念のために申し上げます。

これから投票用紙を配付いたしますが、会議規則第82条の規定により、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対の欄に丸を記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（楠原 更三君） ただいま副議長を除く出席議員は10名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（楠原 更三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○副議長（楠原 更三君） 異状なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を守るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、田中議員より順次、投票をお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（楠原 更三君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、堀内和義議員、7番、堀内義郎議員を指名します。

なお、開票事務は事務局員が行います。

〔開票〕

○副議長（楠原 更三君） 投票の結果を発表します。

投票総数10票、このうち有効投票10票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、賛成9票、反対1票であります。よって、賛成が多数でありますので、議案第29号は原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（楠原 更三君） 石崎教育長の入場を許可します。

〔教育長 石崎 敬三君 入場〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、議案第30号「教育委員会教育長の任命について」を議題として質疑、討論、採決を行います。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第30号「教育委員会教育長の任命について」反対の立場で討論いたします。

三股町には、三股町に詳しい人や、教育長にふさわしい人がたくさんいらっしゃいます。三股町には「教育のまち」という割には、教育長にふさわしい人が一人もいらっしゃらないと、町長が考えられての今回の人事になったと思います。先生方や教育長にふさわしい人は、プライドが傷つけられたと思いませんか。

今年の町長選挙も無投票だと考えられたのか、誰が町長選挙になっても、先生方の不信感を買っても絶対にそうするという確信だと思います。ぜひ町長には、地元三股町出身者や地元三股町に居を構えている教育長を——もう一回言います。ぜひ地元から選んでほしいと思います。

私は昭和55年から、三股中学校の弓道部の外部指導コーチを令和2年までしていました。では、なぜ外部指導コーチを辞めたのかという話をします。

近年、働き方改革といわれて先生方の勤務時間が問題になったときの話ですが、週休2日制になると、休みの2日間をどうするのか考えた私はクラブを立ち上げて、そこで上達の遅い子や毎日、部活動へ参加できない子のために活動しようと考えました。しかし、学校の活動の範囲内でよいと考えた当時の永山博一三股中学校校長は、そのような活動を苦々しくお思いになられたのか、なかなか許してもらえませんでした。

そんな中、永山元校長は姫路中学校に校長で異動になり、何を考えておられたか分かりませんが、菓子折りらしいものを私の家に持参されて「お世話になりました」と挨拶されました。私はそのとき自分の庭で作業していたこともあり、何のための菓子折りか分からないので、丁寧にお断りをいたしました。このことは誰も知らないことなので、永山校長のためにも誰にも言うまいと考え、またそのようにしてきました。

しかし、そのことを三股中学校のモンスターペアレントといわれる方に、都城の姫路中学校の校長室でペラペラとしゃべっておられます。このことは大変にゆゆしき問題です。

1点目、自分と意見の違う人に異動という、けじめとはいえ菓子折りを持参したこと。

2点目、このことを知ったら、三股中学校の部下や後任の校長先生は、今後どのような行動をすればよいのか分からなくなってしまうのではないかというふうに、そういうことをみじんも考えていらっしやらないことではないのかと。

3点目、菓子折りを持参したことを、どこの誰か分からない人に「指宿が困ればいい」と考えられたのかしれませんが、自分の務める校長室でなぜ話をされたのかということ。

4点目、もし菓子折りを私が「ありがとうございます」と言ってもらっていたら、どのような言動でそのモンスターペアレントと思われる人に話をされたのか、と考えるだけで背筋が寒くなります。

5点目、このようなことが表に出て、三股中学校の先生や保護者の方に影響を及ぼす考えはあったのだろうか、父母の会はどうしたんだろうかと思います。

6点目、もし三股町の教育長になられたら、今後もこのような行動で周りの人に迷惑をかけるのではないだろうか。

7点目、考え過ぎかもしれませんが、三股中学校の教頭先生は、ほとんどの人が異動のときは校長先生になられます。しかし、当時の教頭先生は、山之口中学校の教頭先生で異動でした。モンスターペアレントが、県の教育事務所などに連絡して事が大きくなり、その責任を取らされたとも考えられます。大変申し訳なく思っています。このことは教育長の人事でなければ話すこともないし、話すべきではないと思います。しかし、このことで、弓道部の保護者会が空中分解しそうになり、私は、外部指導コーチは年齢を理由にして引退したほうがよいと考えて現在まで来ましたが、本当はこのことが外部指導コーチを辞退した理由です。

以上、まだあるかもしれませんが、このような行動をされる人である以上、私は教育長にはふさわしくないと、反対をいたします。

重ねて言いますが、三股町には、三股町に詳しい人や教育長にふさわしい方々がたくさんいらっしゃいます。ぜひ町長には、地元出身者や地元で居を構えている教育長を選んでもらいたいと思います。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、永山博一氏を校長という立場では知っておりましたが、どういう人なのかということはあまり分かりませんでしたので、ちょっと知り合いを訪ねて、そのときのPTAの方に聞き取りをしたところでもあります。

その方のお話ですと、生徒のためにしっかり頑張ってくれるので、三股中を非常によくしてくれた先生だと思っているということ、それから三股町のこともよく理解されているということを知りましたので、そういう身近なところで頑張った人だと、そういうふうな言葉も言っているということはよく理解できましたので、私は賛成したいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） ほかに賛成討論はありませんか。堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 私も賛成の立場で申し上げます。

永山氏と親しくしている仲ではないんですけども、特に問題はないと思います。数回お話をする機会もあったんですが、人格的には素晴らしいんじゃないかなというふうに思っておりますし、経歴にありますとおり、中学校教諭から県埋蔵文化財センターなり、また2つの教育事務所、山之口・三股・姫路中学校の校長も経験されており、教育行政、また人望のある方と思われます。

地元ではないんですけども、三股中学校校長もされ、三股のことも分かっておられ「文教のまち三股」を推進いただける方と期待しており、適任ではないかということで賛成いたします。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） これにて、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第81条第1項の規定により、単記無記名による投票で行います。

投票の方法については、会議規則第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで、念のために申し上げておきます。

これから投票用紙を配付いたしますが、会議規則第82条の規定により、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対の欄に丸を記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（楠原 更三君） ただいま副議長を除く出席議員は10名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（楠原 更三君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○副議長（楠原 更三君） 異状なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、田中議員より順次、投票をお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（楠原 更三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、新坂哲雄議員、8番、内村立吉議員を指名します。

なお、開票事務は事務局員が行います。お願いします。

〔開票〕

○副議長（楠原 更三君） 投票の結果を発表します。

投票総数10票、このうち有効投票10票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、賛成4票、反対6票であります。よって、賛成が少数でありますので、議案第30号は原案に同意することは否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（楠原 更三君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時38分休憩

[全員協議会]

午前10時39分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○副議長（楠原 更三君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時39分散会

議事日程(第7号)

令和4年3月22日 午前9時56分開議

- 日程第1 追加議案第31号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第2号から第28号までの27議案)
日程第4 討論・採決(議案第2号から第28号までの27議案)
日程第5 質疑・討論・採決(諮問第1号)
追加日程第1 発議第2号上程
追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第2号)
追加日程第3 議案第31号上程
追加日程第4 質疑・討論・採決(議案第31号)
日程第6 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第7 閉会中における議会運営委員会の活動について
日程第8 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について
日程第9 閉会中における懲罰特別委員会の活動について
日程第10 議会正常化調査特別委員会の経過報告
追加日程第5 町長選挙に合わせ議会を自主解散する動議

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案第31号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第2号から第28号までの27議案)
日程第4 討論・採決(議案第2号から第28号までの27議案)
日程第5 質疑・討論・採決(諮問第1号)
追加日程第1 発議第2号上程
追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第2号)
追加日程第3 議案第31号上程
追加日程第4 質疑・討論・採決(議案第31号)

- 日程第6 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
 日程第7 閉会中における議会運営委員会の活動について
 日程第8 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について
 日程第9 閉会中における懲罰特別委員会の活動について
 日程第10 議会正常化調査特別委員会の経過報告
 追加日程第5 町長選挙に合わせ議会を自主解散する動議

出席議員（11名）

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員（1名）

11番 重久 邦仁君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前9時56分開議

○副議長（楠原 更三君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第31号の取扱いについて

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、追加議案第31号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

先日3月17日、議会運営委員会を開催し、追加提案されます議案第31号について協議をいたしました。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議案第31号につきましては、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決定いたしました。

なお、採決の方法としましては、単記無記名の投票で行うことを決定しました。

以上で当委員会の報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。本日追加提案されます議案第31号については、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第31号については、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第2. 常任委員長報告

○副議長（楠原 更三君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務産業常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報

告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第5号、7号、8号、9号、10号、12号、17号、23号、24号、25号、26号、27号、28号の計13件です。

以下、案件ごとに説明をいたします。

まず、議案第5号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」です。

本案は、企画商工課の業務に、デジタル化の推進に関することを新設し、ふるさと納税推進室を新たに課として設置しようとするものです。

審査の経過で、課設置条例である以上は課名にすべきだ、また2名の職員と1名の会計年度任用職員で課と言えるのだろうか。教育委員会こそ、教育総務課と学校教育課にしたほうがいいのではないかとの意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」です。

本案は、三股町企業立地促進条例の中に、新たに倉庫業を加えようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」です。

本案は、三股町消防団に、女性消防団の枠を10名設けて、定数を160人から170人にし、年額の報酬を都城市と同程度にして、出勤報酬の基準を改善しようとするものです。

審査の経過で、女性団員の職務の内容を男性団員と異なるものとし、それを消防団規則の中に明記するようしてほしいという要望がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「三股町第5地区防災センターの設置及び管理に関する条例」です。

本案は、長田小学校の西隣に新しく建設された（仮称）三股町第5地区防災センターを、正式に三股町第5地区防災センターに決定し、管理条項を条例化しようとするものです。

審査の経過で、防災センターの完成で早急に第5地区分館機能を有した建物を建設し、現在の危険な地域にある5地区分館を取り壊すように要望をいたします。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」です。

本案は、情報交流スペース及びコワーキングスペースをコワーキングスペースに改め、半日区分の料金の区分を時間帯に改正を行い、また、多目的スペースを情報交流多目的スペースに改め、料金を1時間当たりから月額と年額に改正しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」です。

本案は、三股町空家等対策協議会を設置するに当たり、新たに協議会委員長及び委員の報酬を設けようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」です。

本案は、予算の総額から歳入歳出それぞれ598万2,000円を減額し、予算の総額を8億6,189万1,000円にしようとするものです。

歳入は、一般会計繰入金を1,997万7,000円減額し、消費税及び地方消費税還付金を1,399万5,000円増額するものです。

歳出の主なものは、光熱水費を600万円減額しようとするものです。

審査の経過で、入札の不調が続いたために、資材の調達も遅れ、令和2年度の繰越しを令和3年度で実施しているが、さらに令和4年度に繰り越すことを県都市計画課と協議を行った。県よりの指導で、し尿汚泥処理槽実施設計を継続費に付け替えて、場内整備工事を単年度国庫対策事業で、令和4年度に繰越しとして議会の承認を得るようにとのこと。これは重要なことなので、メールではなく県からの書類が必要との意見が、委員から発言がありました。問題点として指摘しておきます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」です。

本案は、予算の総額歳入歳出それぞれ3,932万4,000円とするもので、対前年度比約5.7%、235万6,000円の減となっております。

歳入の主なものは、施設使用料975万2,000円、一般会計繰入金2,956万8,000円です。

歳出の主なものは、施設管理委託料666万7,000円、公債費2,158万2,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,822万6,000円とするもので、対前年度比約4.1%、162万2,000円の減となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及1,264万3,000円、一般会計繰入金2,557万9,000円です。

歳出の主なものは、施設管理委託料711万7,000円、公債費2,453万5,000円で

あります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額歳入歳出それぞれ8億7,892万2,000円とするもので、対前年度比約2.7%、2,292万7,000円の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料1億1,903万6,000円、国庫補助金2億9,000万円、一般会計繰入金1億8,325万1,000円です。

歳出の主なものは、施設管理委託料3億3,187万4,000円、工事請負費2億7,000万円、公債費1億7,009万3,000円であります。

地方債につきましては、公共下水道事業債として、2億8,120万1,000円の借入れを予定しています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「令和4年度三股町水道事業会計予算」。

本案は、業務の予定量として、給水戸数を1万1,635戸、年間総給水量を300万1,000トン、1日平均給水量を8,200トンとするものです。

次に、収益的収入が4億3,309万7,000円、収益的支出が3億8,591万円とするものであります。

収益の主なものは、給水収益が3億8,095万8,000円で、費用の主なものは、源水及び浄水費の委託料962万3,000円、動力費の2,554万2,000円、配水及び給水費の委託料774万4,000円、業務費の委託料1,195万9,000円、減価償却費1億3,908万1,000円であります。

次に、資本的収入が1,370万2,000円、資本的支出が2億3,023万8,000円とするものであります。

収入の主なものは、負担金1,370万円、支出の主なものは、工事請負費9,000万円、機械及び装置購入費の2,876万8,000円、企業債償還金1億601万8,000円であります。

なお、不足する額2億1,653万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金等1億1,408万1,000円、減債積立金4,146万9,000円などで補填するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「町道路線の廃止について」。

本案は、田上20号線の約148メートル、田上33号線、約580メートルの2路線であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「町道路線の認定について」。

本案は、下新43号線、44.1メートルは新規に認定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 堀内 和義君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（堀内 和義君） おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第6号、11号、14号、15号、16号、19号、20号、21号、22号の9件です。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第6号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられることを踏まえ、所要の条例改正を行うものです。

審査の過程の中で、改正の趣旨について明確な説明が肝心ではないかとの要望が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町第5地区防災センターの設置に伴う施設の目的外使用並びに町武道体育館に新たに設置した空調設備の利用に関する使用料の徴収に関して、所要の改正を行うものです。

審査の経過の中で、第5地区防災センターについては、冷暖房完備、シャワー室等の施設も充実しており、使用目的外の使用も認められ、地域やスポーツ少年団等の交流の場所として活用していただきたい。また、町武道体育館の空調設備が新設され、入場料を徴収する場合の空調使用料金は、1時間当たり6,000円と少し高い感もありますが、アマチュアスポーツ、各種イベント等の利用者も増えるのではないかと予想されますので、町内外への周知をお願いしたい。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額29億7,846万3,000円に歳入歳出それぞれ270万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,116万6,000円とするものです。

歳入は、国民健康保険税及び県支出金を減額補正し、一般会計繰入金を増額補正するもので、

歳出の主なものは、諸支出金268万6,000円を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第15号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額3億1,018万1,000円から歳入歳出それぞれ745万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億272万6,000円とするものです。

歳入については、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第16号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額24億6,395万5,000円に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億6,406万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、介護報酬改定に伴うシステム改修事業の国庫補助金及び県支出金を増額し、一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出は、会計年度任用職員の共済費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第19号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,684万3,000円とするもので、対前年度比3.4%、9,915万1,000円の増となっています。

歳入の主なものは、対前年度比で、国民健康保険税0.8%、県支出金2.9%、繰入金3.5%、繰越金が23.4%の増となっております。

歳出の主なものは、総務費84.8%、保険給付費0.6%、国民健康保険事業納付金が5.2%の増となっております。

審査の経過の中で、国民健康保険税が高過ぎるとの声が聞かれます。保険税を下げるためには、保険給付費を抑えることが必要です。令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、医療費も減少傾向ですが、生活習慣病、予防等のためには、日々の生活改善に努めることも大事ですので、町民への周知を要望いたします。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億119万1,000円とするもので、対前年度比2.5%、773万円の減となっております。

歳入については、後期高齢者医療保険料及び繰入金によるもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等によるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第21号「令和4年度三股町介護保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,897万5,000円とするもので、対前年度比1.4%、3,244万1,000円の減となっています。

減額の主な理由は、重層的支援体制整備事業の開始により、地域支援事業費のうち生活支援体制整備事業費や、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、総合相談事業費、一般介護予防事業費などが一般会計へ移行したことによるものです。

歳入の主なものは、国庫支出金3.1%、県支出金3.4%、繰入金が2.8%の減となっています。

歳出の主なものは、地域支援事業費が38.6%の減、諸支出金が5,678%の増となっています。

審査の経過の中で、令和3年11月末の第1号被保険者数に対する要介護・要支援認定者数は、県内26市町村中21位で、認定率は14.1%と低く、8期の介護保険料月額単価については、6,100円で10位となっております。

今回の結果に至った過程や経過や裏づけの説明を知りたいとの要望がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第22号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,462万7,000円とするもので、対前年度比1.9%、28万7,000円の減となっています。

歳入の主なものは、サービス収入が6.6%の増、一般会計繰入金が83.4%の減で、歳出の主なものは、総務費が9.7%の減で、在宅介護支援事業費の委託料が31.8%の増となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

○一般会計予算・決算常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。

続きまして、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議案第2号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第10号）」外4議案であります。

以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第2号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第10号）」）」。

本案は、歳入歳出それぞれ1,830万円を追加し、予算の総額を125億3,684万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、感染症対策休業要請等協力金事業補助金を増額したものであります。

歳出の主なものは、商工費は、第5期三股町時間短縮要請協力金などを増額したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第3号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第11号）」）」。

本案は、歳入歳出それぞれ3,140万円を追加し、予算の総額を125億6,824万8,000円としたものであります。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、感染症対策休業要請等協力金事業補助金を増額したものであります。

歳出の主なものは、第5期まん延防止三股町時間短縮要請協力金などを増減額したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第4号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第12号）」）」。

本案は、歳入歳出それぞれ4,108万7,000円を追加し、予算の総額を126億933万5,000円としたものであります。

歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を減額したものであり、感染症対策休業要請等協力金事業補助金を増額したものであります。

歳出については、第5期まん延防止三股町時間短縮要請協力金などを増額したものであります。

審査の経過といたしまして、専決処分した議案に対して、タブレットでも入力して教えてほしいという意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第13号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第13号）」）」。

本案は、それぞれ4億3,591万6,000円を追加し、予算の総額を130億4,525万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとして、地方交付税は、普通交付税の再算定により増額するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金などを増減額するものであります。町債は、文化会館舞台照明調光盤購入などを増減額するものであります。

歳出の主なものとしては、施設型給付費、じんかい収集運搬委託料などを増減額するものであります。

減債基金積立金は増額するものであり、公共下水道事業繰出金などは、減額するものであります。

次に、繰越明許費については、公共施設等空間除菌消臭装置購入事業外14事業を繰り越すものであり、債務負担行為については、梶山城跡公園整備事業を追加するものであります。

地方債補正については、畑地帯総合整備事業のほか2事業について、限度額を変更するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和4年度三股町一般会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を113億4,100万円と定めるものであります。

令和4年度は対前年度比4.4%、4億8,000万円の増となっています。

歳入のうち自主財源は、38億1,900万8,000円で、構成比33.7%。依存財源は、75億2,099万2,000円で、自主財源は、前年度より4億2,099万3,000円、2.4%増となっています。

投資的事業の新規事業として、三股駅バリアフリー化事業、三股小学校南校舎外壁補修事業などがあります。

投資的事業以外の新規事業としましては、交流拠点施設整備事業、官民連携支援業務委託料、多機関共同事業等委託料などがあります。

また、重点取組事業として、子ども医療費助成事業、施設型給付費事業、新型コロナワクチン接種体制確保事業、じんかい収集運搬事業などがあります。

審査の経過といたしまして、五本松交流拠点施設において、議会と執行部の温度差がある。原点に立ち返った話し合いをすべき。公共下水道は、国庫からの補助金であって建設しているが、公共下水道地域以外のところの新築は、補助金なしで個人が全額負担で合併浄化槽を建設している。これは町民に不公平な負担システムである。

そこで、町が運営を直接する合併浄化の方法に早急に切り替え、町民の公平な下水処理をするべきだという2点の意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、委員会の報告といたします。

日程第3. 質疑（議案第2号から第28号までの27議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第2号から第28号までの27議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第2号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第10号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第11号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原

案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第12号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

議案第5号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は、総務産業常任常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町第5地区防災センターの設置及び管理に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第13号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和4年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 「令和4年度三股町一般会計予算」に対する反対討論を行います。

子育て支援策や駅のバリアフリー化事業など、町民の切実な願いを実現する予算となっておりますが、大いに賛成したいところですが。ただ1点、マイナンバーカード交付に対する予算や、戸籍情報システム改修委託料など、多額の予算が含まれております。

行政手続のデジタル化を全部否定しているわけではありません。国はあらゆるデータを行政側に集め、一本化しようとしております。情報漏えいを100%防ぐシステム構築は不可能です。個人情報保護の強化が必須です。

今、コロナの影響で苦しんでいる人たちが大勢います。そういう人たちに、国は予算をつぎ込まなければならないときに、緊急性もないのに、国民の知らないうちに、戸籍まで分かるシステムに予算をつぎ込むことには反対です。

以上、討論を終わります。

○副議長（楠原 更三君） ほかに反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案第18号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（楠原 更三君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 「令和4年度三股町国民健康保険特別会計予算」に対して反対討論を行います。

未就学児の均等割が50%減額されるようになることは、少しは評価しますが、まだ序の口です。18歳未満の働いていない人たちからも均等割を徴収することには反対です。

高過ぎる国民健康保険に、もっと国の支援金をつぎ込んで、払える保険料にすべきだと思います。

以上、反対討論を終わります。

○副議長（楠原 更三君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案第19号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（楠原 更三君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」に反対します。

コロナ禍で高齢者の命と健康と生活をどう守るのかを問われるときに、後期高齢者医療制度加入者の約20%の窓口負担が、10月より一気に2倍になります。

コロナ禍で精神的にも経済的にも疲弊して追い込まれる高齢者の負担増が、受診抑制を招いて

いると各種調査で明らかになっております。この間、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額すべきだと考えます。

以上、反対討論を終わります。

○副議長（楠原 更三君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案第20号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和4年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 「令和4年度三股町介護保険特別会計予算」に対して反対討論を行います。

昨年8月から、施設入所者に対し補足給付が改悪され、自己負担が大幅に増額され、施設を退所する方が出ております。住民税非課税所帯の食費負担の引上げ、預貯金要件強化、高額介護サービス費の自己負担限度額の引上げなど中止すべきです。

以上、反対討論を終わります。

○副議長（楠原 更三君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案第21号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「令和4年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 質疑・討論・採決（諮問第1号）

○副議長（楠原 更三君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本件は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり適任とされました。

追加日程第1. 発議第2号上程

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第1、発議第2号を議題とします。

発議第2号について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について提出の理由を申し上げます。

本案は組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、ふるさと納税等の推進体制の強化を図るために、ふるさと納税推進室が新設されたことにより所要の改正を行うものです。

以上、提出の理由を終わります。

追加日程第2. 質疑・討論・採決（発議第2号）

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第2、発議第2号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。

発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されま

した。

追加日程第3. 議案第31号上程

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第3、議案第31号を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号「教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

先日の議会において、現教育長であります石崎敬三氏を副町長に選任することにご同意いただきましたが、その後任として米丸麻貴生氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

米丸氏は本町出身であり、現在、山王原地区に在住されています。

昭和62年に宮崎市立大宮中学校教諭を皮切りに、県教育庁スポーツ指導センター指導主事、門川町立門川中学校教頭、県教育委員会高校総体推進課課長などを歴任され、令和2年4月から、三股中学校の校長として本町の教育振興にもご尽力いただいているところです。

特に、近年急速に進む教育現場のICT化についても、その力を発揮しておられます。本町を熟知されていることと、長年にわたる教育現場、教育行政で培った見識を発揮し、誠意をもって取り組んでいただけるものと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

追加日程第4. 質疑・討論・採決（議案第31号）

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第4、議案第31号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。

議案第31号「教育委員会教育長の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第81条第1項の規定により、単記無記名による投票で行います。

投票の方法については、会議規則第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで念のために申し上げておきます。これから投票用紙を配付いたしますが、会議規則第82条の規定により、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対の欄に丸を記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（楠原 更三君） ただいま副議長を除く出席議員は10名であります。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（楠原 更三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○副議長（楠原 更三君） 異状なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。それでは、1番、田中議員より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（楠原 更三君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。投票箱の閉鎖をお願いします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、福田議員、9番、指宿議員を指名します。

なお、開票事務は事務局員が行います。

開票をお願いします。

〔開票〕

○副議長（楠原 更三君） 投票の結果を発表します。

投票総数 10 票、このうち有効投票 10 票、無効投票 0 票であります。有効投票のうち賛成 10 票、反対 0 票であります。

よって、議案第 31 号は全会一致で原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第 6. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○副議長（楠原 更三君） 日程第 6、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第 74 条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

日程第 7. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○副議長（楠原 更三君） 日程第 7、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めことに決定いたしました。

日程第 8. 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について

○副議長（楠原 更三君） 日程第 8、閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動についてを議題とします。

議会正常化調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、本特別委員会が所管する調査等について、閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。議会正常化調査特別委員長からのお申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をするについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、議会正常化調査特別委員長からのお申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動することに決定しました。

日程第9. 閉会中における懲罰特別委員会の活動について

○副議長（楠原 更三君） 日程第9、閉会中における懲罰特別委員会の活動についてを議題とします。

懲罰特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、本特別委員会が所管する継続審査等について、閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。懲罰特別委員長から申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する継続審査等の活動をするについて、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員長から申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する継続審査等の活動することに決定しました。

日程第10. 議会正常化調査特別委員会の経過報告

○副議長（楠原 更三君） 日程第10、議会正常化調査特別委員会の経過報告を議題とします。
議会正常化調査特別委員長。

〔議会正常化調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会正常化調査特別委員長（指宿 秋廣君） 議会正常化調査特別委員会、以下委員会と言いますが、第4回の経過報告をいたします。

令和3年12月議会後の改正の協議や事項の主なものを報告いたします。

令和4年1月14日に、第11回特別委員会を、令和4年2月4日に、第12回特別委員会を開催し、行政不服審査法等の進捗状況を確認をいたしました。

令和4年2月10日に、第13回特別委員会を開催しました。2月9日付の行政不服審査法の審決の結果を確認をしました。

令和4年2月15日、第14回特別委員会を開催しました。行政不服審査法の審決への精査を行いました。開会前で、重久議長の名前が、議長の名前の掲示にしていなかったことや、特別委

員会での発言等の確認で、開会前から騒然とした中での開会となりました。

審決書を踏まえて、重久議長に「何か発言はありますか」との問いに、議長は「ノーコメント」との発言があり、その後は何も発言がなく、特別委員会委員から「何か発言をしてほしい」と求められても、何も発言がありませんでした。

令和4年2月18日、第15回特別委員会を開催しました。協議の中で、重久議長の弁護士を伴った記者会見の内容について、質問があったが、「宮日の新聞だけでなく、報道各紙全てを確認してから質問すべき」だとか「弁護士と相談して」との発言を繰り返して、「議員全員は、2月9日の審決のとおりに従うしかない」と繰り返すばかりで、その後の議会の運営に向かう議長としての自覚や議員に対する発言は何もありませんでした。

令和4年2月21日に、第16回特別委員会を開催しました。委員会の開催場所について、議長が許可をしていないことを主張して、議会事務局職員に対し、パワーハラスメント行為に及びました。そして、開催時間を約1時間50分遅らせました。

開会後に、重久議長に以下のことについて確認をしました。

議会申合せ事項、議長2年以外の遵守について、議長は「了解」と発言をしました。議会運営委員会の遵守について、これも「了解」と発言がありました。

本会議等での報道陣への対応について、「了解」と発言がありました。

「耳が遠くなった」などの運営はしない。動議等の取扱いは、速やかに取り上げる。「了解」と発言がありました。

議会の再開など、議員からの要請があった場合の対応は、速やかにすること。「了解」と発言がありました。

口述書のささいなミスへの対応は臨機応変にして、議会の休憩などの行動はしない。「了解」と発言がありました。

今回、議場や委員会室及び全員協議会室の許可権の使用一方的な発言はしない。「了解」と発言がありました。

議決を経ることなく、一方的な散会の言い渡しや議場閉鎖についてはしない。「了解」と発言がありました。

以上の確認をいたしました。

特別委員会ではありませんが、3月議会中の議会正常化に関する事柄を時系列にまとめました。

3月1日の動議は、1つ、ハラスメント根絶条例違反、2つ、ハラスメント根絶条例違反、副町長申入れ、3つ、懲罰動議。

3月3日の動議は、3月1日の会議再開拒否、3月3日の正当な理由なく本会議を遅刻。

3月7日の動議は、議会の開会を議長の強引な行動で阻止したこと、懲罰委員会で重久議長に

対し、3月議会の出席を停止し、3月3日の懲罰動議中にある委員会の生の音源を、議長の職権を強力に活用、乱用して、議長のタブレットに入力させている案件は、継続審査となっております。

3月7日、議長不信任案が提案され、全会一致で可決されています。

令和4年3月10日に、第17回特別委員会を開催しました。三股町議会における会議の音声及び映像の情報の取扱いに関する規定の素案の提示を行い、協議をいたしました。

議員全員の特別委員会の協力に感謝し、4回目の議会正常化調査特別委員会の経過報告といたします。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ここでいいですかね。動議を提出したいと思います。読み上げます。

三股町議会の議員の我々は、懸命にこの約3年を、議案の審議や議員活動を行ってきたつもりですが、重久議長の議会運営と、他の議員の議会運営に対する意見の見解が分かれ、スムーズな議会運営ができなくなっています。

そこで、三股町議会議員選挙を、令和4年9月に行われる三股町長選挙と同時に選挙することが最善であると考え、特別決議として提出いたします。

同時選挙を実施することを、三股町民の方々に早急に広報周知して、令和5年4月に実施される統一自治体選挙への立候補を新たに考えられている方々に不利な環境にならないように、この3月議会で特別決議を提出することにしました。

我々議員は、いつ自主解散したら同時選挙にできるのか調査をしなければなりませんし、自主解散のための臨時議会の招集はどういう方法があるかなど、ほかにも想定できないことが起こるかもしれません。そこで、特別決議とすると判断し、提案します。

町長選挙と同時に行うとの主な利点は、以下の5点にあると考えられます。

1点目、全国に住みやすい町ランキングで有名になったにもかかわらず、議会の混迷で、逆に悪い三股町の名前を有名にしたことを、議員自ら責任を取ること。

2点目、コロナ禍の中で、令和4年9月11日に投開票が決定している町長選挙と同時に町議会選挙を行うことで、有権者のコロナ感染リスクが少しでも緩和できると予想されること。

3点目、町長選挙と同時に町議会選挙を行うことで、約700万円と多大な経費削減効果が期待できることになり、町民の理解も得やすいこと。

4点目、さらに今後も4年ごとに経費削減効果があること。

5点目、町長選挙と同時に町議会選挙を行うことで、有権者の関心も高まると考えられること。

以上、議員の連署で提案をいたします。

○副議長（楠原 更三君） しばらく本会議を休憩します。

午前11時27分休憩

〔議会運営委員会〕

午前11時35分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

先ほど委員会を開き、指宿議員ほか10名により提出されました動議について協議をいたしました結果、地方自治法135条第2項及び会議規則109号第1項の条件を満たしているため、成立をしていることを確認し、追加日程第5として取り扱うことに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、このたび提出されました動議は成立し、追加日程第5として取り扱うことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致です。よって、このたび提出されました動議は成立し、追加日程第5として取り扱うことに決しました。

----- . ----- . -----
追加日程第5. 町長選挙に合わせ議会を自主解散する動議

○副議長（楠原 更三君） 追加日程第5。それでは、町長選挙に合わせ議会を自主解散する動議についてを議題とします。

提案者の説明につきましては、先ほど発言がありましたので割愛いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

それでは、ただいまより町長選挙に合わせ議会を自主解散する動議について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。よって、町長選挙に合わせ議会を自主解散する動議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理は通常議長に委任されますが、今回は副議長への委任となることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、副議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、12月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時39分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時57分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○副議長（楠原 更三君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和4年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時57分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

副 議 長 楠原 更三

仮 議 長 福田 新一

署名議員 新坂 哲雄

署名議員 山中 則夫